

令和8年4月定例教育委員会議事日程

日時 令和8年4月9日(木)

午後3時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室1

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第1号 市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について
議案第2号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 5 報告第1号 市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第5号 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について
報告第6号 市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和5～7年度）の計画期間延長に関する臨時代理の報告について
報告第7号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 6 閉会

令和 8 年 4 月 定例教育委員会提出議案

議案第 1 号	市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について・・・・・・・・・・	教育総務課	1
議案第 2 号	市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	生涯学習振興課	3
報告第 1 号	市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・	教育総務課	7
報告第 2 号	市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・	教育総務課	11
報告第 3 号	市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・	教育総務課	21
報告第 4 号	市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・	教育総務課	35
報告第 5 号	国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	文化財課 別冊 1	37
報告第 6 号	市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和 5～7 年度）の計画期間延長に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	図書館課	39
報告第 7 号	市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	義務教育課	41
報告第 8 号	市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について	保健体育課	45

議案第 1 号

市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について

市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 11 条第 7 項では、教育長は、教育委員会の許可（以下「兼業の許可」という。）を受けなければ従事することのできない営利企業等の役員以外の地位を規則で定めることとしているためその地位を定めるとともに、兼業の許可に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制限される地位)

第2条 法第11条第7項に規定する規則で定める地位は、顧問、相談役、評議員その他これらに準ずる地位とする。

(兼業の許可の申請等)

第3条 市川市営利企業への従事等の制限に関する規則(令和8年規則第4号)第3条及び第4条の規定は、法第11条第7項の許可の申請、基準等について準用する。この場合において、同規則第3条中「職員」とあるのは「市川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」と、「第38条第1項」とあるのは「第11条第7項」と、「市長」とあるのは「市川市教育委員会（以下「委員会」という。）」と、同規則第4条第1項中「市長」とあるのは「委員会」と、同項第3号中「職員」とあるのは「教育長」と、同条第2項中「市長」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

現行の市川市公共施設使用者登録書の記載と本則の表記を一致させ、事務手続の適正化を図るため、本規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（使用者登録書の有効期間等）

第4条 前条第3項の登録書の有効期間は、同項の規定により登録書の交付を受けた日からその日の属する年度の末日（当該登録書の交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときは、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日）までとする。

2 前条第3項の規定により登録書の交付を受けたものは、身分を証する書類その他委員会が必要と認める書類を提示して、当該登録書の有効期間満了の日の3月前から当該有効期間満了の日までの間に、使用者登録の更新を受けることができる。

3 委員会は、前条第3項の登録書の交付を受けたものが条例又はこの規則に違反したときその他使用者登録を継続することが適当でないとき、使用者登録を取り消すことができる。

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第2号による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等) 第3条 (略)</p> <p>—</p>	<p>(使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等) 第3条 (略) (<u>使用者登録書の有効期間等</u>) 第4条 <u>前条第3項の登録書の有効期間は、同項の規定により登録書の交付を受けた日からその日の属する年度の末日(当該登録書の交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときは、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日)までとする。</u> 2 <u>前条第3項の規定により登録書の交付を受けたものは、身分を証する書類その他委員会が必要と認める書類を提示して、当該登録書の有効期間満了の日の3月前から当該有効期間満了の日までの間に、使用者登録の更新を受けることができる。</u> 3 <u>委員会は、前条第3項の登録書の交付を受けたものが条例又はこの規則に違反したときその他使用者登録を継続することが適当でない</u>と認めるときは、<u>使用者登録を取り消すことができる。</u></p> <p>第5条～第8条 (略)</p>
<p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>第5条～第8条 (略)</p>

報告第 1 号

市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告 について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市教育委員会公告式規則の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

市川市教育委員会規則第3号

市川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

市川市教育委員会公告式規則（昭和40年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に掲げる掲示場に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

市川市教育委員会公告式規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(規則の公布) 第2条 (略) 2 規則の公布は、市川市公告式条例(昭和25年条例第40号)第2条第2項に掲げる<u>掲示場</u>に<u>掲示して</u>行う。</p>	<p>(規則の公布) 第2条 (略) 2 規則の公布は、市川市公告式条例(昭和25年条例第40号)第2条第2項の<u>規定の例</u>により行う。</p>

報告第 2 号

市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

市川市教育委員会規則第4号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成30年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「こども部長」を「こども家庭部長」に、「こども部次長」を「こども家庭部次長」に、「こども施策課」を「こども家庭施策課」に改める。

第4条の表中「こども部長」を「こども家庭部長」に、「こども部次長」を「こども家庭部次長」に、「こども施策課」を「こども家庭施策課」に改める。

(市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 市川市教育委員会事務局等組織規則(昭和53年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

学校教育部	義務教育課
	指導課
	保健体育課
	学校地域連携推進課

を

」

「

学校教育部	義務教育企画課
	学校運営支援課
	指導課
	保健体育課

に改める。

」

第5条第1項教育振興部の表教育政策課の項に次の3号を加える。

- (8) 学校と地域の連携推進に関すること。
- (9) コミュニティクラブ事業に関すること。

(10) 家庭教育に関すること。

第5条第1項学校教育部の表義務教育課の項中「義務教育課」を「義務教育企画課」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号から同項第21号までを削り、同項第5号の次に次の3号を加える。

(6) 学校における教育内容（国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。）の充実のための調査及び企画に関すること。

(7) 学校における教育課程の柔軟化及び学習指導（国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。）に関すること。

(8) 教職員に対する学校教育（国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。）に関する専門的な指導に関すること。

第5条第1項学校教育部の表義務教育課の項中第22号を第9号とし、第23号を第10号とし、同項の次に次のように加える。

学校運営支援課

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 学級編成に関すること。

(3) 教職員の任免、給与及び服務に関すること。

(4) 教職員の勤務状況の改善に関すること。

(5) 教職員の福利厚生に関すること。

(6) 学校長・園長会に関すること。

(7) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。

(8) 要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。

(9) 特別支援教育就学奨励費に関すること。

(10) 奨学資金に関すること。

(11) 奨学生選考委員会に関すること。

(12) 大畑恣教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

(13) 入学準備金の貸付けに関すること。

- (14) 私立学校等に係る補助に関すること。
- (15) こどもの居場所作り事業に関すること。
- (16) 放課後児童健全育成事業に関すること。

第5条第1項学校教育部の表指導課の項第2号中「教育内容」の次に「(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)」を加え、同項第3号中「教育課程」の次に「(教育課程の柔軟化を除く。)」を、「学習指導」の次に「(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)」を加え、同項第4号中「学校教育」の次に「(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)」を加え、同項に次の4号を加える。

- (9) 学校の防災及び情報管理に関すること。
- (10) 学校の安全施策に関すること。
- (11) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (12) いじめ防止対策委員会に関すること。

第5条第1項学校教育部の表学校地域連携推進課の項を削り、同条第2項教育センターの表第8号中「サポートルーム」を「教育支援センター」に改める。

(市川市奨学資金条例施行規則の一部改正)

第3条 市川市奨学資金条例施行規則(平成12年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「学校教育部義務教育課」を「学校教育部学校運営支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正について

現	行	改	正	後																								
○ 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則【第1条の規定による改正】																												
<p>(委任)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">委任する事務</th> <th style="width: 50%;">委任する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助執行)</p> <p>第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助執行させる事務</th> <th style="width: 50%;">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務	委任する職員	(略)	(略)	(略)	(略)	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(委任)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">委任する事務</th> <th style="width: 50%;">委任する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助執行)</p> <p>第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助執行させる事務</th> <th style="width: 50%;">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務	委任する職員	(略)	(略)	(略)	(略)	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	(略)	(略)			
委任する事務	委任する職員																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
補助執行させる事務	補助執行させる職員																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
委任する事務	委任する職員																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
補助執行させる事務	補助執行させる職員																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											

現 行	改 正 後																				
<p>○ 市川市教育委員会事務局等組織規則【第2条の規定による改正】</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の右欄に定める課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="502 1142 718 1982"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>学校教育部</td><td>義務教育課</td></tr> <tr><td></td><td>指導課</td></tr> <tr><td></td><td>保健体育課</td></tr> <tr><td></td><td>学校地域連携推進課</td></tr> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育振興部 (略)</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>教育政策課 (1)～(7)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>教育施設課～図書館課 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>義務教育課 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学級編成に関すること。</p>	(略)		学校教育部	義務教育課		指導課		保健体育課		学校地域連携推進課	<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の右欄に定める課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="502 235 718 1075"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>学校教育部</td><td>義務教育企画課</td></tr> <tr><td></td><td>学校運営支援課</td></tr> <tr><td></td><td>指導課</td></tr> <tr><td></td><td>保健体育課</td></tr> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育振興部 (略)</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>教育政策課 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 学校と地域の連携推進に関すること。</p> <p>(9) コミュニティクラブ事業に関すること。</p> <p>(10) 家庭教育に関すること。</p> <p>教育施設課～図書館課 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>義務教育企画課 (1)～(3) (略)</p>	(略)		学校教育部	義務教育企画課		学校運営支援課		指導課		保健体育課
(略)																					
学校教育部	義務教育課																				
	指導課																				
	保健体育課																				
	学校地域連携推進課																				
(略)																					
学校教育部	義務教育企画課																				
	学校運営支援課																				
	指導課																				
	保健体育課																				

現 行	改 正 後
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>教職員の任免、給与及び服務に関すること。</u></p> <p>(8) <u>教職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。</u></p> <p>(10) <u>学校の防災及び情報管理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>学校の安全施策に関すること。</u></p> <p>(12) <u>いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</u></p> <p>(13) <u>いじめ防止対策委員会に関すること。</u></p> <p>(14) <u>学校長・園長会に関すること。</u></p> <p>(15) <u>要保護及び準要保護児童生徒徒援助費に関すること。</u></p> <p>(16) <u>特別支援教育就学奨励費に関すること。</u></p> <p>(17) <u>奨学資金に関すること。</u></p> <p>(18) <u>奨学生選考委員会に関すること。</u></p> <p>(19) <u>大畑恣教育基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。</u></p> <p>(20) <u>入学準備金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(21) <u>私立学校等に係る補助に関すること。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(22)・(23) (略)</p> <p>—</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(6) <u>学校における教育内容(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)の充実のための調査及び企画に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校における教育課程の柔軟化及び学習指導(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(8) <u>教職員に対する学校教育(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)に関する専門的な指導に関すること。</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p><u>学校運営支援課</u></p> <p>(1) <u>課の庶務に関すること。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>指導課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校における教育内容__の充実のための調査及び企画に関すること。</p> <p>(3) 学校における教育課程__、学習指導__、進路指導等に関すること。</p> <p>(4) 教職員に対する学校教育__についての専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(2) 学級編成に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免、給与及び服務に関すること。</p> <p>(4) 教職員の勤務状況の改善に関すること。</p> <p>(5) 教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(6) 学校長・園長に関すること。</p> <p>(7) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。</p> <p>(8) 要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。</p> <p>(9) 特別支援教育就学奨励費に関すること。</p> <p>(10) 奨学資金に関すること。</p> <p>(11) 奨学生選考委員会に関すること。</p> <p>(12) 大畑恣教育基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。</p> <p>(13) 入学準備金の貸付けに関すること。</p> <p>(14) 私立学校等に係る補助に関すること。</p> <p>(15) こどもの居場所作り事業に関すること。</p> <p>(16) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校における教育内容(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)の充実のための調査及び企画に関すること。</p> <p>(3) 学校における教育課程(教育課程の柔軟化を除く。)、学習指導(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)、進路指導等に関すること。</p> <p>(4) 教職員に対する学校教育(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)についての専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 学校の防災及び情報管理に関すること。</p>

現 行	改 正 後
<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>保健体育課 (略)</p> <p>学校地域連携推進課</p> <p>(1) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校と地域の連携推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>こどもの居場所作り事業に関すること。</u></p> <p>(4) <u>コミュニティクラブ事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>青少年相談員に関すること。</u></p> <p>(6) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(7) <u>放課後児童健全育成事業に関すること。</u></p> <p>2 第3条第3項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>少年自然の家～考古博物館、歴史博物館及び自然博物館 (略)</p> <p>教育センター</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>サポータールーム</u>に関すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>少年センター (略)</p>	<p>(10) <u>学校の安全施策に関すること。</u></p> <p>(11) <u>いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</u></p> <p>(12) <u>いじめ防止対策委員会に関すること。</u></p> <p>保健体育課 (略)</p> <p>—</p> <p>2 第3条第3項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>少年自然の家～考古博物館、歴史博物館及び自然博物館 (略)</p> <p>教育センター</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>教育支援センター</u>に関すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>少年センター (略)</p>
<p>○ 市川市奨学資金条例施行規則【第3条の規定による改正】</p>	
<p>(選考委員会の事務)</p> <p>第13条 選考委員会の事務は、<u>学校教育部義務教育課</u>において処理する。</p>	<p>(選考委員会の事務)</p> <p>第13条 選考委員会の事務は、<u>学校教育部学校運営支援課</u>において処理する。</p>

報告第 3 号

市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の
報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の
規定により令和 8 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務決裁規
程等の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

市川市教育委員会訓令第2号

市川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

市川市教育委員会事務決裁規程（昭和62年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第10項を同表第11項とし、同表第9項を削り、同表第8項を同表第10項とし、同表第7項中

学校及び幼稚園における教育内容の調整及び企画に関すること。	○	
各種研修会における課題及び講師の選定に関すること。	○	
教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関すること。	○	
幼稚園教員に対する幼稚園教育に関する専門的な指導に関すること。		○
教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書等の届出に関すること。		○
学習の課程又は休業日に使用する学習帳、夏休帳、冬休帳等の届出に関すること。		○
青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。	○	
学習支援事業の活動推進に関すること。	○	

を

学校における教育内容（国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。）の調整及び企画に関すること。	○	
幼稚園における教育内容の調整及び企画に関すること。	○	
教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書等の届出に関すること。		○
学習の課程又は休業日に使用する学習帳、夏休帳、冬休帳等の届出に関すること。		○
教職員に対する学校教育（国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。）に関する専門的な指導に関すること。	○	
幼稚園教員に対する幼稚園教育に関する専門的な指導に関すること。		○
各種研修会における課題及び講師の選定に関すること。	○	
学習支援事業の活動推進に関すること。	○	
青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。	○	

に

学校の防災及び情報管理の調整に関すること。		○
学校諸問題対応策員の運用に関すること。		○

」

改め、同項を同表第9項とし、同表第6項中「義務教育課」を「義務教育企画課」に、

「

学校休業日の変更の承認、非常変災等による臨時休業日の報告及び振替授業の届出に関すること。		○
教職員の勤務成績評価書の管理に関すること。		○

を

」

「

学校休業日の変更の承認、非常変災等による臨時休業日の報告及び振替授業の届出に関すること。		○
--	--	---

に、

」

「

学校諸問題対応策員の運用に関すること。		○
学校の防災及び情報管理の調整に関すること。		○
準要保護児童生徒の認定に関すること。		○
大畑恣教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。	○	
入学準備金貸付金の決定に関すること。	○	

を

」

学校における教育内容 (国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)の調整及び企画に関すること。	○	
教職員に対する学校教育 (国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)に関する専門的な指導に関すること。	○	

に

改め、同項を同表第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 学校運営支援課に関する事項

専決事項	部長	課長
教職員の勤務成績評価書の管理に関すること。		○
準要保護児童生徒の認定に関すること。		○
大畑恣教育基金の管理 (運用を除く。)及び処分に関すること。	○	
入学準備金貸付金の決定に関すること。	○	
放課後保育クラブの入所の承認及びその取消しに関すること。		○

別表第2第5項を同表第6項とし、同表第4項を同表第5項とし、同表第3項中

放課後保育クラブの入所の承認及びその取消し		○
-----------------------	--	---

を

青少年健全育成事業に関する こと。	重要なもの	軽易なもの
----------------------	-------	-------

青少年健全育成事業に関する こと。	重要なもの	軽易なもの	に
----------------------	-------	-------	---

改め、同項を同表第4項とし、同表第2項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 教育政策課に関する事項

専決事項	部長	課長
コミュニティクラブ事業 に関すること。	○	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

現 行	改 正 後
別表第2（第6条関係） 個別専決事項	別表第2（第6条関係） 個別専決事項
1（略）	1（略）
2（略）	2 教育政策課に関する事項 専決事項 部長 課長 コミュニケーションクラブ事業に関すること。 ○
3（略）	3（略）
4 生涯学習振興課に関する事項 専決事項 部長 課長 放課後保育クラブの入所の承認及びその取消し ○ 青少年健全育成事業に関すること。 重要なもの 軽易なもの	4 生涯学習振興課に関する事項 専決事項 部長 課長 青少年健全育成事業に関すること。 重要なもの 軽易なもの
5（略）	5・6（略）
6 義務教育課に関する事項 専決事項 部長 課長 学校休業日の変更の承認、非常変災等による臨時休業日の報告及び振替授業の届出に関すること。 ○ 教職員の勤務成績評価書の管理に関すること。 ○	7 義務教育企画課に関する事項 専決事項 部長 課長 学校休業日の変更の承認、非常変災等による臨時休業日の報告及び振替授業の届出に関すること。 ○

現 行		改 正 後	
学校諸問題対応対策員の運用に関すること。	○	学校における教育内容(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)の調整及び企画に関すること。	○
学校の防災及び情報管理の調整に関すること。	○	教職員に対する学校教育(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものに限る。)に関する専門的な指導に関すること。	○
準要保護児童生徒の認定に関すること。	○		
大畑恣教育基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。	○		
入学準備金貸付金の決定に関すること。	○		
8 学校運営支援課に関する事項			
		専決事項	部長
		教職員の勤務成績評価書の管理に関すること。	○
		準要保護児童生徒の認定に関すること。	○
		大畑恣教育基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。	○
		入学準備金貸付金の決定に関すること。	○
		放課後保育クラブの入所の承認及びその取消しに関すること。	○

現 行		改 正 後	
7	<p>7 指導課に関する事項</p> <p>専決事項</p> <p>学校及び幼稚園における教育内容の調整及び企画に関すること。</p> <p>各種研修会における課題及び講師の選定に関すること。</p> <p>教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関すること。</p> <p>幼稚園教員に対する幼稚園教育に関する専門的な指導に関すること。</p> <p>教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書等の届出に関すること。</p> <p>学習の課程又は休業日に使用する学習帳、夏休帳、冬休帳等の届出に関すること。</p> <p>青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。</p> <p>学習支援事業の活動推進に関すること。</p>	<p>部長</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>課長</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>
9	<p>9 指導課に関する事項</p> <p>専決事項</p> <p>学校における教育内容(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)の調整及び企画に関すること。</p> <p>幼稚園における教育内容の調整及び企画に関すること。</p> <p>教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書等の届出に関すること。</p> <p>学習の課程又は休業日に使用する学習帳、夏休帳、冬休帳等の届出に関すること。</p> <p>教職員に対する学校教育(国語、外国語、総合的な学習の時間及び言語探究に係るものを除く。)に関する専門的な指導に関すること。</p> <p>幼稚園教員に対する幼稚園教育に関する専門的な指導に関すること。</p> <p>各種研修会における課題及び講師の選定に関すること。</p> <p>学習支援事業の活動推進に関すること。</p>	<p>部長</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>課長</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>

現	行	改 正 後									
<p>8 (略)</p> <p>9 <u>学校地域連携推進課に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="671 1131 802 1921"> <tr> <td data-bbox="671 1131 719 1317">専決事項</td> <td data-bbox="671 1317 719 1509">部長</td> <td data-bbox="671 1509 719 1921">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1131 802 1317">コミュニケーションクラブ事業に関すること。</td> <td data-bbox="719 1317 802 1509">〇</td> <td data-bbox="719 1509 802 1921"></td> </tr> </table> <p>10 (略)</p>	専決事項	部長	課長	コミュニケーションクラブ事業に関すること。	〇						
専決事項	部長	課長									
コミュニケーションクラブ事業に関すること。	〇										
<p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>		<table border="1" data-bbox="296 226 592 1016"> <tr> <td data-bbox="296 226 421 602">青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。</td> <td data-bbox="296 602 421 712">〇</td> <td data-bbox="296 712 421 1016"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 226 507 602">学校の防災及び情報管理の調整に関すること。</td> <td data-bbox="421 602 507 712"></td> <td data-bbox="421 712 507 1016">〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 226 592 602">学校諸問題対応対策員の運用に関すること。</td> <td data-bbox="507 602 592 712"></td> <td data-bbox="507 712 592 1016">〇</td> </tr> </table>	青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。	〇		学校の防災及び情報管理の調整に関すること。		〇	学校諸問題対応対策員の運用に関すること。		〇
青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。	〇										
学校の防災及び情報管理の調整に関すること。		〇									
学校諸問題対応対策員の運用に関すること。		〇									

市川市教育委員会訓令第3号

市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育
長顕彰規程の一部を改正する規程

(市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正)

第1条 市川市教育委員会教育功労者表彰規程(平成14年教育委員会訓令第
3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改める。

第6条第2項第2号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同項
第3号中「第2条第8号から第10号まで」を「第2条第7号から第9号ま
で」に改める。

(市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正)

第2条 市川市教育委員会教育長顕彰規程(平成5年教育委員会訓令第2号)
の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改め、同条第
2号中「第2条第11号」を「第2条第12号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>○ 市川市教育委員会教育功労者表彰規程【第1条の規定による改正】</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 所管の長(市川市教育委員会事務決裁規程(昭和62年教育委員会訓令第4号。以下「事務決裁規程」という。)<u>第2条第11号</u>に規定する課長をいう。以下同じ。)は、前条各号のいずれかに該当すると認められる個人又は団体があるときは、表彰候補者推薦調書(様式第1号)により教育長に推薦するものとする。</p> <p>(表彰候補者選考委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務決裁規程<u>第2条第7号</u>に規定する部長</p> <p>(3) 事務決裁規程<u>第2条第8号</u>から<u>第10号</u>までに規定する者のうち、教育長が指名するもの</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 所管の長(市川市教育委員会事務決裁規程(昭和62年教育委員会訓令第4号。以下「事務決裁規程」という。)<u>第2条第10号</u>に規定する課長をいう。以下同じ。)は、前条各号のいずれかに該当すると認められる個人又は団体があるときは、表彰候補者推薦調書(様式第1号)により教育長に推薦するものとする。</p> <p>(表彰候補者選考委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務決裁規程<u>第2条第6号</u>に規定する部長</p> <p>(3) 事務決裁規程<u>第2条第7号</u>から<u>第9号</u>までに規定する者のうち、教育長が指名するもの</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>○ 市川市教育委員会教育長顕彰規程【第2条の規定による改正】</p> <p>(顕彰候補者の推薦)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる者は、顕彰することが適当と認められるものがあるときは、その功績の内容を記載した書類を作成した上で、当該各号に定める方法により顕彰候補者の推薦をすることができる。</p> <p>(1) 市川市教育委員会事務決裁規程(昭和62年教育委員会訓令第4号)<u>第2条第11号</u>に規定する課長 教育長に当該書類を</p>	<p>(顕彰候補者の推薦)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる者は、顕彰することが適当と認められるものがあるときは、その功績の内容を記載した書類を作成した上で、当該各号に定める方法により顕彰候補者の推薦をすることができる。</p> <p>(1) 市川市教育委員会事務決裁規程(昭和62年教育委員会訓令第4号)<u>第2条第10号</u>に規定する課長 教育長に当該書類を</p>

現 行	改 正 後
<p>提出する方法</p> <p>(2) 市川市事務決裁規程（昭和62年訓令第4号）<u>第2条第11号</u>に規定する課長、消防局及び議世事務局の課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長並びに農業委員会事務局次長 教育振興部教育総務課長を經由して教育長に当該書類を提出する方法</p>	<p>提出する方法</p> <p>(2) 市川市事務決裁規程（昭和62年訓令第4号）<u>第2条第12号</u>に規定する課長、消防局及び議世事務局の課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長並びに農業委員会事務局次長 教育振興部教育総務課長を經由して教育長に当該書類を提出する方法</p>

報告第 4 号

市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時
代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の
規定により令和 8 年 3 月 26 日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務局及び
教育機関の職員の任免について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により
これを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

令和8年4月1日 市川市教育委員会事務局等職員異動表(7級職以上)

1. 退職した職員

所 属	職名	氏名
学校教育部 生涯学習振興課	課長	館野 裕之

2. 管理監督職に係る異動期間の延長職員

所 属	職名	氏名
教育振興部	部長	根本 泰雄

3. 役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員

旧 所 属		氏名	新 所 属
所 属	職名		
教育振興部	次長	中崎 士	行徳支所 次長
教育政策課	課長	近藤 政人	市川市立菅野小学校長
生涯学習振興課	副参事	西脇 紘志	総務部 職員課長
図書館課	課長	米田 有貴子	教育振興部 図書館課 副主幹
学校教育部	部長	池田 淳一	市川市立塩焼小学校長
	次長	小島 信也	スポーツ部 部長
学校地域連携推進課	課長	榎本 弘美	市民部 市川駅行政サービスセンター 副参事

4. 教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員

新 所 属		氏名	旧 所 属
所 属	職名		
教育振興部	次長	植松 紀彦	文化国際部 次長
教育政策課	課長	竹内 研悟	財政部 財政課 主幹
生涯学習振興課	課長	五味 敬浩	財政部 財政課長
生涯学習振興課	副参事	阿部 保昭	総務部 総務課 副参事
図書館課	課長	大塚 基明	道路交通部 道路管理課長
学校教育部	部長	小林 義行	学校教育部 次長
	次長	森角 有和	学校教育部 義務教育課長
	次長	富永 進也	企画部 企画課長
義務教育企画課	課長	川野辺 修	市川市立第八中学校長
学校運営支援課	課長	藤井 純一	こども部 幼保施設管理課長
学校運営支援課	副参事	金田 剛	市川市立下貝塚中学校長

報告第 5 号

国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 1 0 日に別紙のとおり、国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

報告第 6 号

市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和 5～7 年度）の計画期間延長に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 24 日に市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和 5～7 年度）の計画期間延長について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

1. 計画策定の目的

「市川市子どもの読書活動推進計画」策定から約18年が経過し、情報通信手段の普及・多様化等子どもを取り巻く状況も変化してきています。本市では、すべての子どもが自主的に読書活動に親しめるよう社会の変化に対応した読書環境を整備し、かつ子どもの読書活動をより一層推進するために、令和5(2023)年度から「市川市子どもの読書活動推進計画 第二次計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」及び、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」を基本とし、本市における子どもの読書活動を推進するための計画です。

「市川市総合計画」をはじめ、「市川市教育振興基本計画」、「市川市図書館運営基本計画」などの本市の教育に関する計画との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国	第5次(R5～9年度)					第6次(R10～14年度)			
県	第四次(R2～6年度 /R7.9まで延長		第5次(R7～11年度 おおむね5年)			第6次			
市	第二次(R5～7年度)			二次延長 R8,9年度		第三次(R10～)			
関連	(国)第6次学校図書館図書整備計画 (R4～R8)				(国)第7次学校図書館図書整備計画 (R9～)				
	(国)視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (R7～R11)					(国)図書館の設置及び運営上望ましい基準改定			

第三次計画には、令和7年10月に改定された県の第5次計画内容や今後改定が予定されている関連計画等を反映して参ります。また、令和9年度設置予定の図書館運営協議会にも次期計画内容の報告を予定しております。これらにより、計画期間を2年延長するものです。

3. 市川市 第二次計画期間延長内容

○延長後の指標一覧

※変更箇所は、赤字で表記しています。

施策番号	指標*1	現状 (令和3年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和9年度)
1. 子どもの読書への関心を高める取組の推進				
1-(1)-1	ブックスタート「たのしく絵本! はじめの一歩」参加人数	6,093人	6,500人	17,000人
1-(1)-2	リーフレットの配布数	600部	1,000部	11,500部
1-(2)-2	読み聞かせの会の参加人数	183人	1,000人	2,600人
1-(2)-2	イベント開催回数	16回	30回	30回
1-(2)-3	推薦図書リストの新規作成数	4件	4件	4件
1-(2)-4	本の紹介展示の実施回数	139回	150回	150回
1-(2)-5	子ども向け調べ方案内の作成数	2件	2件	2件
1-(2)-5	児童書に関する相談件数	6,431件	6,500件	6,500件
1-(3)-3	「朝の読書」や「読書週間行事」を実施している学校数	55校	55校	55校
1-(3)-4	POPづくりやビブリオバトル等、読書意欲を高める取り組みを実施している学校数	55校	55校	55校
1-(3)-5	授業で図書を活用した時間数	42,300時間	42,300時間	42,300時間
2. 読書環境の整備				
2-(2)-1A	図書館の有効登録者数(児童)	9,398人	9,500人	9,700人
2-(2)-4+5	子ども関連施設への貸出冊数	9,058冊	9,100冊	17,000冊
2-(2)-6A	子ども向け障がい者資料の蔵書冊数	824冊	870冊	870冊
2-(2)-6B	子ども向け洋書(絵本・児童書)の蔵書冊数	2,953冊	3,000冊	3,250冊
2-(2)-7	大型絵本・大型紙芝居の貸出冊数	147回	160回	430回
2-(2)-10	読み聞かせボランティアの把握	※2000年調査 78団体	調査実施	調査実施
2-(3)-1	絵本のコーナー設置園数	27園	27園	25園
2-(3)-3	学校図書館全体計画策定校数	55校	55校	55校
2-(3)-6	司書教諭、学校司書の研修参加回数	12回	12回	12回
2-(3)-7	推薦図書コーナー設置校数	55校	55校	55校
2-(3)-8	ボランティア団体活動校数	55校	55校	55校
3. 連携体制の確立				
3-(2)-1A	「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」配送図書冊数	36,268冊	37,000冊	37,000冊
3-(2)-1C	学級文庫の貸出冊数	2,260冊	2,300冊	2,300冊
3-(2)-1D	出張サービスの実施回数	※コロナ禍の影響 0回 (令和元年度: 22回)	20回	25回
4. 情勢の変化への対応				
4-(3)	情報モラル教育の授業実施校数	35校	55校	55校
4-B	YouTube図書館公式チャンネル等登録動画数	8本	20本	24本

報告第7号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長
及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の
規定により令和8年3月23日に別紙のとおり、市川市立小学校、中学校、義
務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申について臨時に代
理したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年4月9日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

令和7年度末及び令和8年度 校長・教頭異動名簿

【校長異動】

1 退職

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	退 職	松 永 裕 思	菅 野 小 学 校 3
2	退 職	吉 田 直 美	塩 焼 小 学 校 2
3	退 職	富 永 香 羊 子	妙 典 小 学 校 2
4	退 職	小 西 昭 仁	第 三 中 学 校 1
1	県教委(葛南教育事務所)主席管理主事	高 橋 洋 之	北 方 小 学 校 2
2	市教委(義務教育企画課)課長	川 野 辺 修	第 八 中 学 校 2
3	市教委(学校運営支援課)副参事	金 田 剛	下 貝 塚 中 学 校 2

2 退職(定年前再任用短時間)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
----	-----	----	-----------

3 役職定年(主幹教諭・教諭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
----	-----	----	-----------

4 特例任用(校長)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	市 川 小 学 校	城 戸 三 郎	市 川 小 学 校 2
2	八 幡 小 学 校	山 村 雅 彦	八 幡 小 学 校 2
3	第 七 中 学 校	川 俣 興 一	第 七 中 学 校 2

5 転補

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	大 野 小 学 校	田 岡 美 賀	稻 荷 木 小 学 校 2
2	妙 典 小 学 校	土 橋 弥 生	大 野 小 学 校 2
3	第 三 中 学 校	宇 佐 見 真 一	南 行 徳 中 学 校 2
4	第 八 中 学 校	植 木 昭 貴	東 国 分 中 学 校 2
5	下 貝 塚 中 学 校	三 瀬 敬 幸	幸 小 学 校 2
6	南 行 徳 中 学 校	森 畑 浩 幸	南 新 浜 小 学 校 2

6 再任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	菅 野 小 学 校	近 藤 政 人	市教委(教育振興部 教育政策課) 課長
2	塩 焼 小 学 校	池 田 淳 一	市教委(学校教育部) 部長

7 新任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	稻 荷 木 小 学 校	小 宮 健	市教委(保健体育課) 主幹
2	北 方 小 学 校	大 津 幸 夫	市教委(教育センター) 主幹
3	幸 小 学 校	青 木 利 雄	柏 井 小 学 校 教頭
4	南 新 浜 小 学 校	木 場 博 文	千 葉 市 立 幕 張 南 小 学 校 教頭
5	東 国 分 中 学 校	山 崎 美 奈 子	妙 典 中 学 校 教頭
6	柏 市 立 酒 井 根 東 小 学 校	秋 山 忍	中 山 小 学 校 教頭

【教頭異動】

1 退職

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	県教委(教職員課)	大林 大介	第二中学校 2
2	市教委(保健体育課)主幹	湊 基一	大和田小学 2
3	市教委(指導課)主幹	飯野 智一	高谷中学校 2
4	市教委(教育センター)主幹	山浦 清香	官田小学 2
5	市教委(少年センター)所長(主幹)	野田 貴志	信篤小学 2
6	退職	志村 至央	大洲中学 2

2 役職定年(教諭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
----	-----	----	-----------

3 特例任用(教頭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
----	-----	----	-----------

4 転補

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	中山小学	石野 貴昭	百合台小学 2
2	中宮田小学	小谷 春晃	真間小学 2
3	富貴島小学	齋藤 直人	国府台小学 2
4	行徳小学	伊藤 全仁	富貴島小学 2
5	信篤小学	林 達彦	行徳小学 2
6	宮久保小学	佐山 卓也	鶴指小学 2
7	新浜小学	大槻 俊介	福栄小学 2
8	百合台小学	稗田 倫之	新井小学 2
9	新井小学	山田 達也	新浜小学 2
10	福栄小学	島野 由香	平田小学 2
11	第二中学	阿久津 美紀	塩浜小学 2
12	大洲中学	松本 和樹	宮久保小学 2
13	妙典中学	岸田 健一	第一中学 3

5 新任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	真間小学	杉本 林太郎	幸小 校 教諭
2	国府台小学	皆川 和久	市教委(義務教育課) 副主幹
3	平田小学	秋吉 智之	市教委(義務教育課) 副主幹
4	信篤小学	川畑 理気	文科省国政研(研究開発課) 指導係長
5	鶴指小学	三田村 尊子	平田小学 校 教諭
6	柏井小学	福田 健太郎	稲越小学 校 教諭
7	大和田小学	速水 慶昭	国分小学 校 教諭
8	第一中学	竹村 和昭	市教委(指導課) 副主幹
9	高谷中学	釜谷 健太郎	福栄中学 校 教諭
10	塩浜小学	宮崎 隼人	第四中学 校 教諭
11	県立柏井高校	泉 貴利	第四中学 校 教諭
12	県立市川高校	松尾 昭一	第五中学 校 教諭

報告第 8 号

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の
一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の
規定により令和 8 年 3 月 1 7 日に別紙のとおり、市川市学校給食における食物
アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正について臨時に代理したので、同
条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 9 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

市川市教育委員会規則第2号

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の
一部を改正する規則

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則（令和6年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の表児童の項中「200円」を「230円」に改め、同表生徒の項中「250円」を「280円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の表の規定は、令和8年4月1日以後の認定に係る市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金について適用し、同日前の認定に係る市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金については、なお従前の例による。

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正について

現 行	改 正 後																
<p>(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象児童等の区分に応じ、同表の中欄に定める1日当たりの額に同表の右欄に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1133 671 1984"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日当たりの額</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童</td> <td>200円</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	1日当たりの額	日数	児童	200円	(略)	生徒	250円	<p>(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象児童等の区分に応じ、同表の中欄に定める1日当たりの額に同表の右欄に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="472 228 671 1079"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日当たりの額</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童</td> <td>230円</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	1日当たりの額	日数	児童	230円	(略)	生徒	280円
区分	1日当たりの額	日数															
児童	200円	(略)															
生徒	250円																
区分	1日当たりの額	日数															
児童	230円	(略)															
生徒	280円																

国指定史跡

しもふさこくぶんじあと つけたりきたしたかわらがまあと
下総国分寺跡 附北下瓦窯跡

整備基本計画

2026（令和8）年3月

市川市教育委員会



史跡の現状（黄色：史跡範囲、赤色：寺院地範囲） 撮影日：2024（令和6）年1月1日

序 文

市川市は、首都圏への交通網が集中する利便性の高い住宅都市でありながら、豊かな自然環境に恵まれ、数多くの歴史的文化遺産を有する文化の薫り高い都市として発展してきました。

当市には現在5つの国指定史跡が所在していますが、そもそも史跡とは日本の歴史を正しく理解するうえで欠かせない学術的価値をもつ重要な遺跡とされています。市内の国指定史跡の中でも、「下総国分寺跡 附北下瓦窯跡」は奈良時代、仏教により国を護り、人々を災いから救済することを目的として建立された国分寺の遺跡です。

市川市教育委員会では、2018（平成30）年に「国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡保存活用計画」を策定し、史跡の価値を再確認するとともに、その「保存」と「活用」のための取り組みを進めてまいりました。そしてこの度、今後の具体的な整備内容を定めた「国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画」を策定する運びとなりました。

貴重な文化財を適切に保護し、次の世代へと継承していくためには、行政のみならず、地域住民をはじめとする多様な主体の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。本計画に基づく整備を通じ、本史跡が、市民の皆様が郷土の歴史と文化に対して愛着と誇りを育む場となるよう努めていく所存です。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心なご審議をいただきました市川市国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画策定検討会の委員各位をはじめ、ご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人

例 言

1. 本書は、国指定史跡『下総国分寺跡 附北下瓦窯跡（しもふさこくぶんじあと つけたりきたしたかわらがまあと）』の整備基本計画である。
2. 本計画の策定は、2024（令和6）年度・2025（令和7）年度に国の補助金を受けて市川市教育委員会が行い、策定に係る事務等は教育振興部文化財課（2024（令和6）年度は生涯学習部考古博物館）が担当し、本書の執筆・編集の一部は有限会社日本建築研究所に委託した。
3. 北下遺跡（北下瓦窯跡）の写真については、千葉県教育委員会の所蔵資料である。同遺跡の図面については、公益財団法人千葉県教育振興財団の承諾を得て各報告書から複写・転載して掲載した。
4. 本計画で使用した史跡の位置等を示すための図版の一部には、国土地理院刊行の「5万分1地形図 東京東北部」、
「国土地理院ウェブサイトの地理院タイル」及び「国土地理院ウェブサイトの基盤地図情報」を加工・編集して使用した。
5. 本計画の策定にあたり、整備基本計画策定検討会（外部委員）の委員、整備基本計画庁内検討会の委員、文化庁、千葉県教育庁文化財課、公益財団法人千葉県教育振興財団をはじめ、多くの諸機関・諸氏の御指導・御協力を賜った。謝意を表したい。

本文目次

巻頭カラー
序 文
例 言
本文目次

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯.....	1
第2節 計画策定の目的.....	2
第3節 委員会の設置.....	3
第4節 関連計画.....	5

第2章 史跡ならびに周辺環境

第1節 自然・地理的環境.....	7
第2節 社会環境.....	9
第3節 歴史的環境.....	12
第4節 市川市の指定等文化財.....	15

第3章 史跡の概要

第1節 史跡の歴史.....	19
第2節 史跡の構造.....	21
第3節 これまでの調査の概要.....	43

第4章 史跡の指定状況

第1節 指定の状況.....	49
第2節 指定地の状況.....	51

第5章 史跡の現状と課題

第1節 史跡の本質的価値と構成要素.....	53
第2節 保存管理の現状と課題.....	54
第3節 整備の現状と課題.....	57
第4節 公開活用の現状と課題.....	58
第5節 運営体制の現状と課題.....	60

第6章 史跡の整備の理念と整備基本方針

第1節 保存活用の基本方針と整備の方向性.....	61
第2節 整備の理念と整備基本方針.....	62

第7章 史跡整備基本計画	
第1節 ゾーニング計画.....	63
第2節 遺構整備計画.....	65
第3節 造成整備計画.....	68
第4節 動線整備計画.....	68
第5節 施設整備計画.....	70
第6節 修景及び植栽に関する計画.....	73
第7節 公開活用計画.....	73
第8節 周辺地域の環境保全に関する計画.....	76
第9節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画.....	76
第10節 管理・運営に関する計画.....	78
第8章 事業計画	79
附章 整備基本計画図・整備イメージ図	80

第1章

計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

国分寺（以下、特に記載がない場合は国分僧寺を示す）は奈良時代の741（天平13）年に聖武天皇によって仏教により国を護り、人々を災いから救済することを目的として建立された寺院で、国家的な施策として当時の国（60余り）ごとに建てられた。正式名称を「金光明四天王護国之寺」といい、同時に国分尼寺（正式名称は「法華滅罪之寺」）も建立された。

下総国では現在の市川市国分の台地上に下総国分寺と下総国分尼寺が並ぶように建てられ、瓦葺きの荘厳な建物が建ち並び、高さが60mを越える七重塔がそびえ立つそれらの姿は国家の威信を示すものであった。

しかし、平安時代末以降、律令国家の衰退等により全国の国分寺・国分尼寺は転換期を迎え、下総国分寺でも主要建物（本計画では主に金堂・塔・講堂を示す）の位置に墓地が作られ、寺院地を区画する施設の機能が停止する等の変化が認められている。下総国分寺跡には現在も真言宗国分寺が建ち、古代からの国分寺の営みが連綿と続いているが、その一方で下総国分尼寺はその後姿を消すことになった。

律令国家の衰退以降の国分寺・国分尼寺の変容過程についての詳細はわかっていないが、そうした過程のなかで古代の下総国分寺・下総国分尼寺の場所は人々から忘れ去られることになり、江戸時代には下総国分寺跡が現在の下総国分尼寺跡の場所に、下総国分尼寺跡が現在の国分寺や弘法寺、中山法華経寺等に比定されていた。

1932（昭和7）年に現在の下総国分尼寺跡の発掘調査で「尼寺」と墨書土器が発見されたことから、それまで下総国分寺跡と考えられていた場所が下総国分尼寺跡であることが判明した。



図1 市川市の位置（赤色網掛け部分）（縮尺：1/800,000）

それに伴い、現在の国分寺境内に下総国分寺跡が比定されることになり、1966（昭和 41）年の発掘調査等で金堂跡・塔跡・講堂跡が国分寺境内で確認され、1967（昭和 42）年に『下総国分寺跡』として国の史跡に指定された。

2002（平成 14）年には寺院地を画する溝や掘立柱建物等の施設が確認された寺院地の北西部と北側中央部等が史跡に追加指定され、さらに 2010（平成 22）年には東京外かく環状道路の建設に伴う発掘調査で発見された北下遺跡の瓦窯跡等が追加指定された。北下遺跡の瓦窯跡が追加指定されたことに伴い史跡の名称は『下総国分寺跡 附北下瓦窯跡』に変更された。

その後、東京外かく環状道路の供用開始が予定されることとなり、それに伴い、史跡を取り巻く環境等も大きく変化することが予想された。特に、住宅等の開発の増加により、史跡やその周辺の保存に影響が及ぶことが懸念され、追加指定や公有地化等の史跡の保存についての方針性等を定める必要性が高まった。同時に史跡周辺に新たな人の動きが生まれることも予想されることから、こうした動きと史跡を関連させ、史跡を核とした地域の活性化を進めるための活用・整備の方向性や方法を定めることが求められることになった。

そこで、市川市では 2016（平成 28）年度から 2017（平成 29）年度にかけて、史跡の現状や課題、史跡の本質的価値を把握し、史跡やその周辺の保存・活用・整備の方向性や方法等を検討する検討会を設置し、2018（平成 30）年に史跡の基本方針を定めた『国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」とする）を策定した。

さらに、保存活用計画の短期計画案において整備基本計画の策定の対象地域として挙げられている北下瓦窯跡が、2024（令和 6）年度に公有地化が完了したことで、整備の前提条件が整いつつあることから、ここに『国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画』を策定する運びとなった。

第 2 節 計画策定の目的

市川市域に存在する貴重な歴史的文化遺産である国指定史跡「下総国分寺跡 附北下瓦窯跡」を、2018（平成 30）年に策定された保存活用計画の基本方針等に基づき、適切に保護し、次世代に確実に伝えるため、本史跡の現状と課題を把握し、整備内容の具体化を図ることを目的として『国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画』を策定する。特に、2024（令和 6）年度までに公有化が完了している部分の整備計画を中心に検討し、具体化を図ることで、史跡全体の保存と活用のための整備基本計画の策定を目指す。

第3節 委員会の設置

本計画の策定においては、「市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画策定検討会の運営に関する要綱」による整備基本計画策定検討会（外部委員）と「市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画庁内検討会設置要綱」による整備基本計画庁内検討会（内部委員）を設置した。

整備基本計画策定検討会は、学識経験者・地元住民代表からなり、文化庁ならびに千葉県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。整備基本計画庁内検討会は、庁内の関係部署からなり、双方とも生涯学習部考古博物館（2025（令和7）年度より教育振興部文化財課）が事務局を担当した。

1. 整備基本計画策定検討会（外部委員）の経過

整備基本計画策定検討会は、全7回開催し、各検討会での主な検討内容及び委員名簿は以下の通りである。

◇令和6年度 第1回策定検討会

開催日：2024（令和6）年9月3日

- ・ 史跡の概要について
- ・ 現状、課題、方向性について
- ・ 今後の予定について
- ・ 現地視察

◇令和6年度 第2回策定検討会

開催日：2024（令和6）年11月8日

- ・ 整備基本計画素案（第1章～第5章）の検討

◇令和6年度 第3回策定検討会

開催日：2025（令和7）年2月28日

- ・ 令和6年度 第2回策定検討会からの修正案の確認

◇令和7年度 第1回策定検討会

開催日：2025（令和7）年6月4日

- ・ 整備基本計画素案（第6章～第7章第4節）の検討

◇令和7年度 第2回策定検討会

開催日：2025（令和7）年9月2日

- ・ 令和7年度 第1回策定検討会からの修正案の確認
- ・ 整備基本計画素案（第7章第5節～第10節）の検討

◇令和7年度 第3回策定検討会

開催日：2025（令和7）年11月14日

- ・ 令和7年度 第2回策定検討会からの修正案の確認
- ・ 整備基本計画素案（第8章）及び附章の検討

◇令和7年度 第4回策定検討会

開催日：2026（令和8）年1月30日

- ・ 整備基本計画策定

◇国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画策定検討会委員名簿

座長	佐藤 信	東京大学 名誉教授 (文献史学)
副座長	山田 耕生	千葉商科大学 教授 (観光学)
	赤坂 信	千葉大学 名誉教授 (造園学)
	朽津 信明	東京文化財研究所 修復計画研究室 シニアフェロー (保存科学)
	清水 昭博	帝塚山大学 教授 (考古学)
	箱崎 和久	奈良文化財研究所 都城発掘調査部 部長 (建築学)
	宇田川 純一	宝珠院 代表総代 (地元代表)
	藤城 英行	北台自治会 会長 (地元代表)
	吉澤 融信	国分寺代表役員 住職 (地元代表)
指導・助言	中井 将胤	文化庁 文化資源活用課 主任文化財調査官
	大内 千年	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 副課長 (令和6年度)
	松浦 誠	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 文化財主事 (令和6年度)
	黒沢 崇	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 班長 (令和7年度)
	西田 真由子	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 文化財主事 (令和7年度)

2. 整備基本計画庁内検討会の経過

整備基本計画庁内検討会を開催し、市川市総合計画をはじめとする、各種関連計画等との関連について確認した。

◇構成部署

企画部企画課

財政部財政課

文化国際部文化芸術課

経済観光部観光振興課

環境部総合環境課

街づくり部街づくり計画課

街づくり部公園緑地課

道路交通部交通計画課

道路交通部道路管理課

教育振興部教育政策課

第4節 関連計画

市川市では、最上位計画として『市川市総合計画』を策定し、その下位計画として各部門別計画が策定されている。市川市総合計画は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画であり、2050（令和32）年度までに目指す将来都市像を「いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和が つながるまち いちかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～」としている。

市川市教育振興基本計画においては、基本理念『人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育』のもと、市川市が取り組む教育政策の方針の一つを「ともに支えあう学びの環境整備」としている。その施策の一つである「文化財の保護・活用と調査の推進」について、市内に残る貴重な文化財を未来の市民に継承するため、市川市独自の文化財の指定基準に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産保護を図ること、市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産や発掘調査の結果を貴重な学習資源ととらえ、学校の体験学習や生涯学習等、幅広い教育活動に活用すること等を掲げている。

市川市文化振興ビジョンでは、基本方針の中の一つに「地域を彩る文化資源の保全・活用」を挙げ、「文化財等の保存・継承・活用」のなかで、縄文時代以来の貴重な埋蔵文化財の発掘調査を進めるとともに、曾谷貝塚、下総国分尼寺跡等の史跡の公有地化を進め、それらを含む地域において自然環境も合わせた保存・活用を図り、歴史的な潤いのある環境整備を進めるとしている。

市川市観光振興ビジョンでは、基本方針の一つである「地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立」の中でも、特に本史跡が所在する北西部については「歴史と自然とが織りなす『国府のまち』のPR促進」を掲げ、かつて国府が置かれたこの地域では、万葉和歌に詠まれたスポットや、歴史の深い神社仏閣が残され、また、都心に近いながらも安らぎを感じる自然が残されている特徴を活かし、「都心にはない魅力」を堪能できる地域を目指すとしている。

市川市都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの目標の中に水・緑・文化が織りなす魅力あふれる安らぎの都を掲げ、全体構想では、自然・歴史・文化を生かした景観形成として、歴史・文化的な資源は適切に保全し、また地域の魅力として生かすことで、良好な景観形成や文化・交流の場などとして活用を図り、寺社周辺、歴史的まち並みが残る地区においては、寺社、貝塚などの歴史・文化的資源を生かして、身近に歴史・文化を感じることでできる景観形成を図るとしている。

以上のように、市川市では、文化財は各関連計画の目標に掲げられ、まちづくりの要素として重要なものとなっている。

こうした各関連計画との整合性に留意しつつ、貴重な歴史的文化遗产である遺跡を将来にわたり確実に保護し、活用を図ることで、次世代への継承を目指して、2018（平成30）年に『国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡保存活用計画』が策定された。

『国指定史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画』は、2018（平成30）年に策定された保存活用計画を踏まえて、市川市総合計画から各部門別計画の関係する8つの計画やその他の諸計画の関連分野に関する事項との整合性を図りつつ、市の関係部署と調整、連携、協力のもとにまとめあげ、策定したものである。

具体的な今後の保存・活用・整備の実施においては、本計画に基づき、庁内の関係部署との連携を図りながら取り組んでいく。

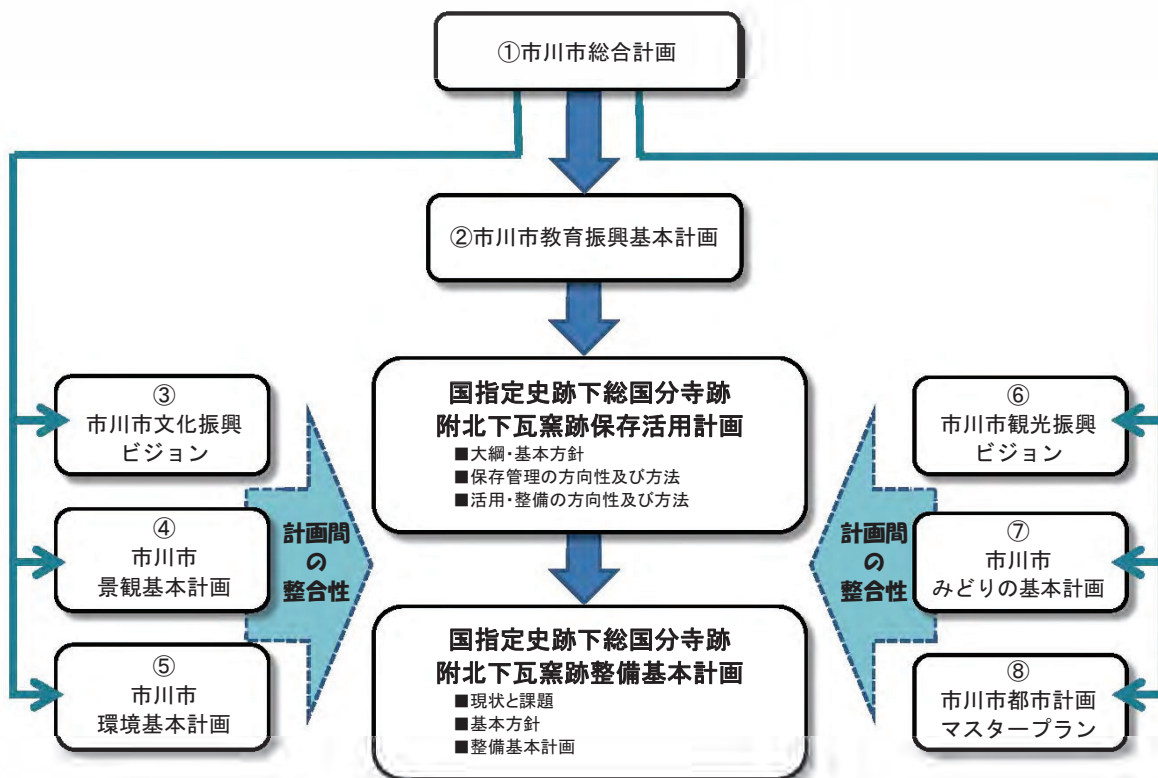


図2 本計画の位置付け

第2章

史跡ならびに周辺環境

第1節 自然・地理的環境

1. 地形

下総国分寺跡の所在する市川市は、千葉県北西部に位置し、西側は東京都との境である江戸川、南側は東京湾に面する。市川市の地形は、市域中央に形成された市川砂州、現在の国道14号付近によって概ね南北に分けられ、北側は台地や段丘及びそれを浸食する谷津等、南側は微高地と低地で形成される。市域北側の台地は下総台地の西端に位置し、国分川や大柏川によって大きく国分台、曾谷台、中山・柏井台の3つの台地に、さらに国分台は谷津によって江戸川に面した国分台と下総国分寺跡が立地する狭義の国分台に分けられる。

下総国分寺跡は狭義の国分台南端の東側に立地し標高は10～20mを、北下遺跡は国分台の東側傾斜地から低地に立地し標高は4～10mを測る。



写真1 下総国分寺跡周辺の様子

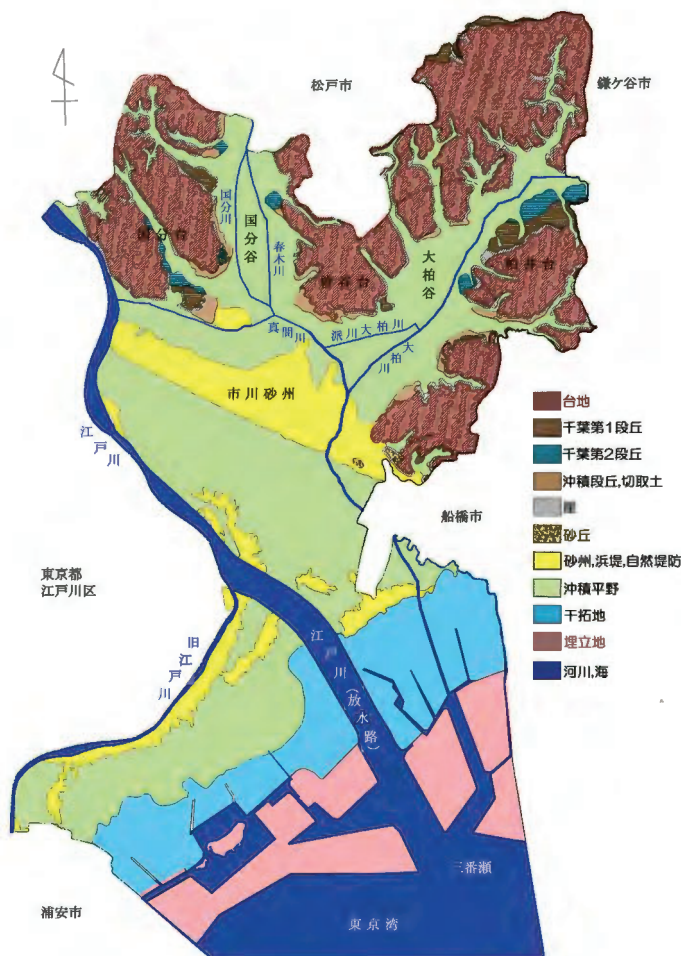


図3 市川市地形分類図 (出典：『生物多様性いちかわ戦略』)

2. 気象

市川市の過去 10 年間（2013（平成 25）年から 2022（令和 4）年まで）の年平均気温は 16.3℃で、月別の最低平均気温は 1 月の 5.4℃、最高平均気温は 8 月の 27.5℃と、おおむね温暖な気候で、気候帯区分では暖温帯に位置する。年間平均降水量は約 1,297.5mm で、秋に多く、冬に少ない傾向となっている。

3. 植生

市川市が位置する暖温帯の自然植生としては、照葉樹と呼ばれるシイやカシを主体とする常緑広葉樹林が発達するが、現在は一部の斜面林や社寺林にわずかに残存するだけとなっている。縄文時代から人々が生活し、自然環境を巧みに利用してきた結果、現在の植生は、そのほとんどが人々の行為によって成立し維持されてきた雑木林、スギ・サワラ等の植林、竹林、耕地雑草群落等の二次的植生となっている。

樹林地は、大町や柏井町の一部で台地上にも雑木林や植林、竹林等が見られるほかは、ほとんどが台地を縁取る斜面林である。国府台の里見公園から真間山にかけての斜面林を形成するスダジイを主体とした照葉樹林は、市川の本来の自然植生的一端を示すとともに、照葉樹林の北限の一部にあたるとして学術的にも貴重とされている。落葉広葉樹林は、クヌギ、コナラ、イヌシデ等で構成され、薪炭を得る雑木林として人により管理されてきた林と、アカマツ林が松枯れ等によって枯死して放置され、落葉広葉樹主体の林へと移り変わった林となっている。

低地の水田は急激に減少し水田雑草群落も一部に残存するのみとなっている。休耕水田や内陸の水辺湿地環境では、ヨシの優占する湿生植物群落が見られる。ヨシ群落は、かつては江戸川沿いや東京湾沿岸の後背湿地でも広く見られたが、海岸護岸の人工化や内陸部の開発等で減少している。

下総国分寺跡周辺では、現在斜面林は失われ、シラカシ、ケヤキ等が高木として生育する小規模な樹林がわずかに見られるに過ぎない。市域の斜面林は宅地開発等により経年的に減少する傾向にあるが、下総国分寺跡や北下瓦窯跡を含む一帯は 1880（明治 13）年発行の迅速測図においてすでに集落が広がっていたことが示されており、その後、1919（大正 8）年発行の地形図でも寺社・集落の範囲が拡大している。つまりこの一帯は、古くから斜面林が失われ、自然環境が大きく改変された状態で現在に至っていると解釈することができる。現時点では、見るべき自然環境は保存されていない。

ただ、斜面林が失われている現状は、逆に国分台東側の谷（いわゆる国分谷）への眺望が確保された状態を生み出しており、現在は谷底の沖積低地から対岸の斜面林までを見通すことができる。谷底には東京外かく環状道路が建設されたため、将来にわたってオープンな空間が確保されることになる。台地、斜面、谷の連続性は北下瓦窯跡が成立した背景を学ぶ上で重要なポイントであり、現状は結果的に遺跡の立地条件を学ぶのに適した環境となっている。

北下瓦窯跡の上部に立つと、前面に国分谷が開け、背後には日枝神社のイチョウと、さらに住宅の隙間から国分寺のイチョウを透かし見ることができる。下総国分寺跡との関連を実感できる景観が残されている。

第2節 社会環境

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。市域は東西 8.2km、南北 13.4km と南北に長く、面積は 56.39km² を測る。

都心から 20km 圏内にあり、郊外住宅都市として高度成長期以降住宅地化が進み、近年ではさらに高層住宅が急激に増加すると共に、海岸線の埋立て・企業の進出が進み、京葉工業地帯の一翼を担っている。また、都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線・京葉線・武蔵野線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号等の幹線道路が東西方向に通る。さらに、近年では広域交通網として市域を南北につなぐ東京外かく環状道路の整備も行われ、利便性を活かした物流の拠点にもなっている。

地形は、北部に標高 20m 前後の台地が形成され、大野・大町の台地を中心に梨栽培等の農業が盛んとなり、屋敷林や斜面林等緑豊かな土地が形成されている。

中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の一带には市の木である黒松が点在し、代表的な低層住宅地の景観を形成する。南部は、高度成長期以降、区画整理事業や埋め立てが始まり、東西線開業を機にマンション等の高層住宅が多く建設され、東京湾に面した臨海部は湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

市川市の北部には、貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古くから人々の生活の場とされ、古代には現在の国府台周辺に下総国の国衙が、国分台に下総国分僧寺と下総国分尼寺が造られ、中世にも府中としての町並みが形成される等、地域における文化の中心として発展してきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、1873（明治 6）年に千葉県の所管となり、1889（明治 22）年の町村制の実施を経て、1934（昭和 9）年 11 月 3 日に市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について 3 番目の市制施行となった。同時に、1885（明治 18）年には国府台に陸軍の施設が移転され、1945（昭和 20）年までは軍隊のまちとしての性格が濃くなった。

その後、大柏村、行徳町、南行徳町と合併し、さらに 1957（昭和 32）年より京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として公有水面埋立事業を実施し、1986（昭和 61）年までには高谷新町、二俣新町をはじめとする土地が造成され、市域に編入され、その後も逐次、市域を拡大してきた。

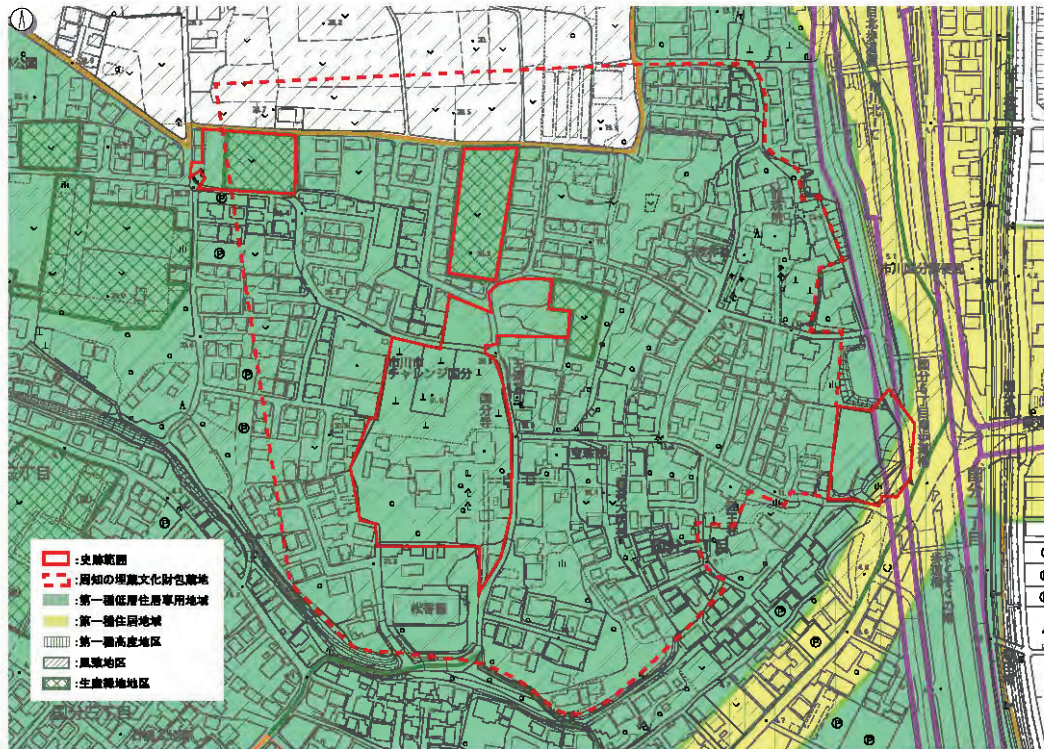
市域の土地利用の状況（2023（令和 5）年 1 月 1 日現在）は、宅地（住宅用地、商業用地、工業用地等）が約 51 パーセントで、そのうち住宅用地が約 71 パーセントと大部分を占め、都心に近いことから毎年増加している。農地や緑地は約 13 パーセントで、毎年、市街地周辺の農地や緑地から減少する傾向にある。残りの約 36 パーセントは公共公益施設用地や道路・河川・鉄道用地等となっている。

都市計画において下総国分寺跡の大部分は第 1 種低層住居専用地域となり、なおかつ風致地区に定められ、一部は生産緑地地区にも含まれている。現在の下総国分寺跡内の土地利用は住宅用地が約 42 パーセントを占め、市街地化していることが見て取れる。寺社の敷地等の文教・厚生用地は約 20 パーセント、農地は約 17 パーセントで北部にまとまっている。

下総国分寺跡は、直線距離で京成線の市川真間駅から 1.5km 程、北総線の北国分駅から 2 km 程に位置し、駐車場が整備されていないため、主なアクセス方法はバス等になるが、近年の東京外かく環状道路や道の駅の完成により、史跡周辺に新たな人の流れが生まれている。また、2022（令和 4）年 9 月より民間企業との連携により市川市シェアサイクル事業を開始した。本事業は、まちの活性化や市民の移動等に係る利便性の向上を目的としたもので、2025（令和 7）年 8 月末現在、市内 51 箇所の公共用地を提供し、サイクルステーションが設置されている。



写真 2 道の駅いしかわ



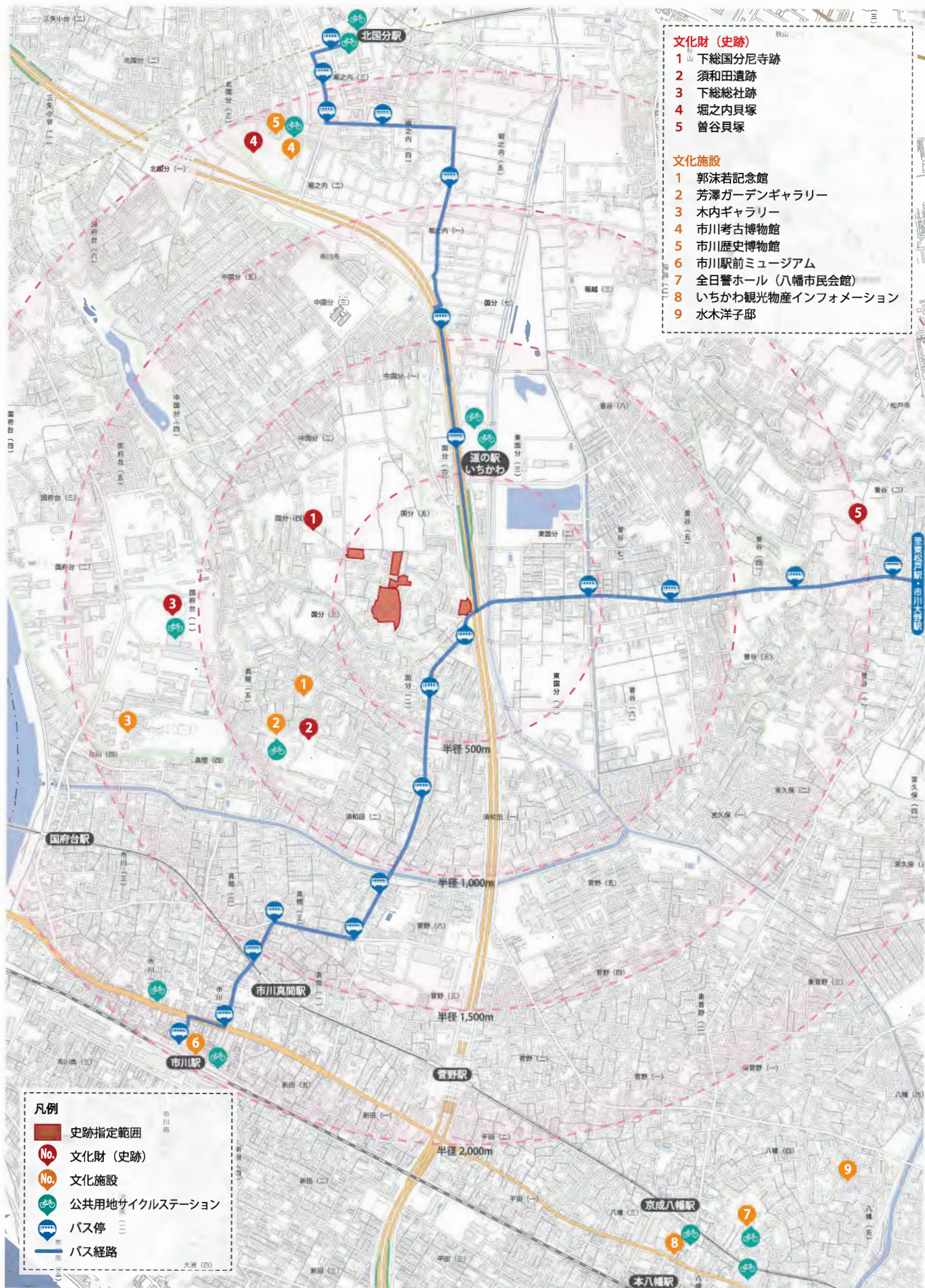


図6 史跡指定地へのアクセス（現況）（縮尺：1/18000、出典：国土地理院ウェブサイトの地理院タイルを加工して作成）

第3節 歴史的環境

市川市内の遺跡では、原始・古代における貝塚や集落跡等の遺跡の多くが台地や段丘上で発見されており、市域の北側に集中する分布状況となっている。近年では、東京外かく環状道路の建設に伴う発掘調査等により市川砂州や市域北側の低地においても遺跡が発見され、新たな知見が得られている。

1. 旧石器時代

市川市に人々が住み始めたのは約 25,000 年前の旧石器時代からで、土器が使用される前の時代であることから先土器時代とも呼ばれている。旧石器時代の遺跡としては、市川市の北部に位置する丸山遺跡や権現原遺跡、新山遺跡、今島田遺跡等が知られており、関東ローム層の最上部である立川ローム層よりナイフ形石器・尖頭器・細石刃核等がまとまって発見されている。下総国分寺跡周辺での発見例は少ないが、下総国分寺跡の調査で旧石器と考えられる石器が出土しており、周辺でも旧石器時代の人々が活動していた痕跡を見ることができる。

2. 縄文時代

東京湾に面した立地状況等から、縄文時代の遺跡は市内で数多く確認されている。特に貝塚が集中した地域であることが知られ、市内では早期から晩期までで 50 ヶ所以上に及び、国の史跡として指定されている堀之内貝塚と曾谷貝塚、姥山貝塚をはじめ、国分台では権現原遺跡、曾谷台では向台遺跡や下貝塚遺跡、庚塚遺跡、柏井台では美濃輪台遺跡や今島田遺跡等で確認されている。堀之内貝塚は下総国分寺跡の立地する台地の谷津を挟んで北の狭小な台地に立地した後・晩期に形成された東西約 225m、南北約 120m の馬蹄形貝塚で、現在でも貝殻が表面に露出する数少ない例である。曾谷貝塚は国分台の国分川を挟んで対岸に位置する曾谷台西側の台地に立地し、前・後期に形成された東西約 210m、南北約 240m の馬蹄形貝塚で、単独の中央窪地型馬蹄形貝塚としては最大規模の貝塚である。



写真3 曾谷貝塚

下総国分寺跡の立地する国分台では、台地北側やその周辺の低地で集落跡や貝塚が形成されているものの、台地南側の下総国分寺跡周辺では、縄文時代の遺構・遺物は少ない。これまでの調査では、陥穴や土坑、前期～後期の土器の散布が少量確認されるのみで、こうした状況は隣の国府台上に位置する国府台遺跡においても見られる傾向である。

国分台北側では、北台遺跡や中国分3丁目463番地1所在遺跡等で縄文時代前期の竪穴建物や貝層等が確認され、国分台と堀之内貝塚が立地した台地の間の谷津に位置する道免き谷津遺跡で後・晩期の木組遺構や木製品等が、同じく国分台北東の低地に立地する雷下遺跡で早期の貝層や木製品、日本最古の丸木舟等が確認されている。

3. 弥生時代

弥生時代は日本列島に本格的な稲作が伝わり、地域ごとにまとまりが出来ると共に、リーダーが現れ、それはやがてクニの誕生に繋がっていくことになる。関東地方に本格的な稲作が伝わるのは弥生時代前期末～中期にかけてで、市川市内で確認されるのは弥生時代中期以降の遺跡である。遺跡の数は縄文時代の遺跡に比べ減少し、国府台遺跡や須和田遺跡、木戸口遺跡、後畑遺跡、新坂B遺跡、法伝西遺跡、杉ノ木台遺跡等が知られているが、それらの立地は台地の先端や谷津に面した縁辺付近等、ある程度限られた範囲となる。

下総国分寺跡やその周辺では現在までのところ弥生時代の遺構・遺物は確認されていないが、国府台遺跡の台地の南端付近の調査地点や須和田遺跡で中期から後期の集落跡等が発見されている。国府台遺跡では、中期と後期の環濠に囲まれた比較的規模の大きな集落跡や方形周溝墓による墓域が確認される等、新たな文化の流入が認められている。また、出土した土器も東関東系の土器と南関東系の土器があり、他の地域の交流する様相も見ることができる。他の

多くの遺跡が一時期に営まれた小規模な集落跡であるのに比べ、長期間にわたり規模の大きな集落跡が営まれており、新たな文化的要素や他の地域との交流の様相がうかがえることから、この周辺地域の中心的な集落であったと考えられている。

4. 古墳時代

古墳時代はヤマト王権による影響が各地に及び、在地首長の墓である古墳が権威の象徴として築造された時代であるが、終末期（7世紀）は天皇を中心とした中央集権国家体制の整備が進められた時期で、律令国家への移行期でもある。

市川市内で古墳が造られるのは古墳時代後期（6世紀）からで、現在の江戸川を臨む国府台の南端から西側の台地縁辺に立地し、国府台古墳群と呼ばれている。現存するのは、前方後円墳である法皇塚古墳や明戸古墳、弘法寺古墳であるが、周辺の調査では、墳丘が失われた古墳の周溝や埴輪の出土がいくつも確認されている。法皇塚古墳は6世紀中頃の築造と考えられている現存長54.5mの市内最大の古墳で、現在の埼玉県（生田塚埴輪窯跡）から持ち込まれた埴輪や太刀や装飾品等の豊富な副葬品が出土しており、江戸川流域を治めた首長の墓と考えられている。明戸古墳は現存長40mで、6世紀後半の築造と考えられている。中世に国府台城跡が築城された際に土塁の一部として利用されているため、墳丘の形状は変わってしまっているが、墳丘上には2基の箱式石棺が露出し、その様相は『江戸名所図会』にも描かれている。それ以外では、曾谷台の南側や市川砂州等で埴輪が出土し、古墳の存在が知られている。



写真4 明戸古墳の石棺

集落跡は、古墳時代前期が国府台遺跡や須和田遺跡、北下遺跡、東山王東遺跡、広台遺跡、殿台遺跡、新川上B遺跡等で確認されている。古墳時代前期は弥生時代後期よりも遺跡数が増え、さらにその分布は国分川上流域の松戸市域や大柏川上流域の鎌ヶ谷市域、東京低地にも広がり、小規模な集落が拡散する様相が見られる。

中期の集落は一転して減少し、須和田遺跡や国分平川遺跡等数える程度となるが、後期から終末期（飛鳥時代）には再び集落が増加していく状況が認められている。後期から終末期の集落跡は国府台の国府台遺跡や須和田遺跡、曾谷台の曾谷南遺跡や山ノ後遺跡、中山台の大宮越遺跡等特に台地の南側に営まれ、徐々に台地上に拡大していく様子が発掘調査の成果から示されており、評家の形成や交通網の整備等との関連がうかがえる。

5. 奈良・平安時代

平城京を都とした奈良時代から平安京を都とした平安時代にかけて、日本では中国の支配体制を参考として律令により国を治める体制が整備され、地方は国・郡・里に分けられた。また、仏教による国家体制の維持が図られ、国毎に国分寺・国分尼寺が建てられる等、仏教が広まった時期でもあった。

7世紀末には、太日川（現在の江戸川）と東京湾を介した水上交通と砂州上等に想定される陸上交通の結節点に位置する下総台地の西端である国府台に下総国の国府が設置された。都から地方に至る駅路は、当初相模国から上総国に海を渡り陸路で下総国に至るルートであったが、771（宝亀2）年に武蔵国が東山道から東海道に移管されたことにより、相模国から陸路で武蔵国を通り下総国に、そして下総国から常陸国と上総国に至るルートに変わった。こうした交通体系の変化もあり、下総国府を介した人の往来はより活発となり、多くの人や物が行き交うことになった。

国府の中核である国衙は、国府台遺跡の南側、旧六所神社が所在した現在のスポーツセンター付近に造営されたと推測されるものの、国庁や国衙、国司館等の具体的な様相については明らかとなっていない。同時に、国府所在郡である葛飾郡の郡家も弘法寺周辺に比定され、建物の基壇の一部、区画施設や正倉と推定される建物跡が確認されているが、郡庁等の発見には至っていない。

聖武天皇による741（天平13）年の「国分寺建立の詔」により、国府台の谷津を挟んで東側の台地に国分寺・国

分尼寺が建立された。詔にはその立地について「好いところを選べ」とある。国分台は、国衙が立地した国府台に近く、8世紀前葉以前の建物が少ないことから、それまで人があまり住んでいなかった地域で、詔の条件に合った場所であったと考えられる。

下総国府は、国衙が所在したと考えられる国府台遺跡、「右京」・「博士館」の墨書土器が出土した須和田遺跡、下総国分寺跡・下総国分尼寺や国分遺跡、さらには市川砂州の一部等を含んだ範囲と考えられ、最も広い時期で南北約3.5km、東西約3.5kmの範囲と推定されている。下総国分寺跡でも「□京」の墨書土器が出土していることから、国府台・須和田台・砂州上を「右京」、国分台を「左京」と認識されていた可能性も指摘されている。

6. 中・近世

平安時代後半以降になると律令による国家体制が衰退し、武家が台頭する新たな時代を迎える。12世紀末には鎌倉を中心とした政治体制が確立し、その後室町時代、江戸時代と続いた。

律令国家の衰退に伴う変容は下総国分寺跡や国府域内の遺跡でも見られ、古代末から中世の遺構の分布がある程度集約される様相は新たな街並みの形成を示しており、古代国府から中世府中への移り変わりを表していると推測される。府中には行政機能が維持され、下総国の中心地域として、さらには下総に大きな影響を持った千葉氏の拠点の一つとして重要視され、史料にも千葉氏に関連した人物の名が残されている。

市内の中世以降の遺跡については不明な部分が多いが、国府台遺跡の南側や下総国分寺跡周辺、後通遺跡等での痕跡を見ることができ、さらに国府台城跡や曾谷城跡、大野城跡等の城館跡が残されている。中山の法華経寺、国府台の弘法寺等、鎌倉時代から現在まで法灯が灯されている寺院も存在し、現在の町並みの形成に受け継がれている。

室町時代にはさらに現代に繋がる村や町が形成されたと考えられ、地名として現在も残る村・町の名前が散見される。古代から続く下総国の行政的な拠点から、宿や寺社、城館を中核として集落が営まれた。江戸時代には、国府台に総寧寺が関宿から移され、行徳が江戸への入口として栄える等、江戸近郊農村地域として位置付けられることになり、現在の市川市の形成に繋がることになるが、この時期の下総国分寺跡周辺の様相については『成田参詣記』や『江戸名所図会』等どうかうことができる。

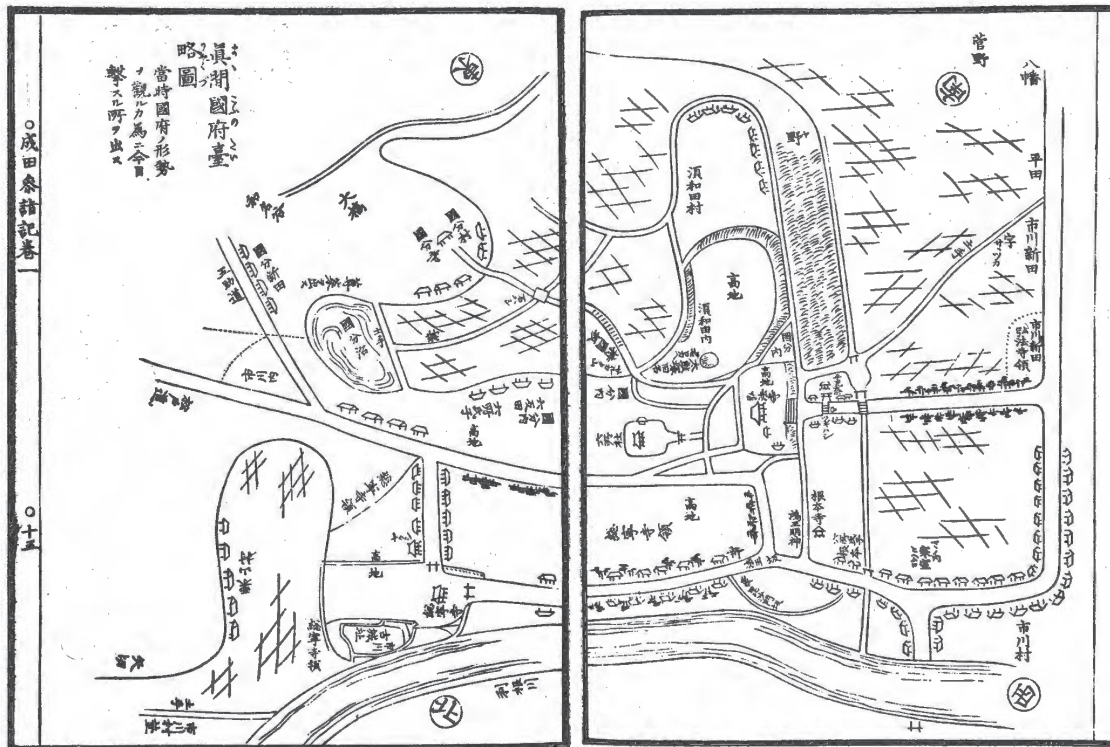


図7 『成田参詣記』真間国府台略図（出典：『市川市史 第6巻』）

第4節 市川市の指定等文化財

本市では、市の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである貴重な文化財を、指定文化財・登録文化財の制度を用いて、その保存と活用を図っている。

本市の指定・登録文化財は、国指定 17 件、県指定 8 件、市指定 35 件、国登録 20 件の計 80 件（2025（令和 7）年 3 月 31 日現在）。

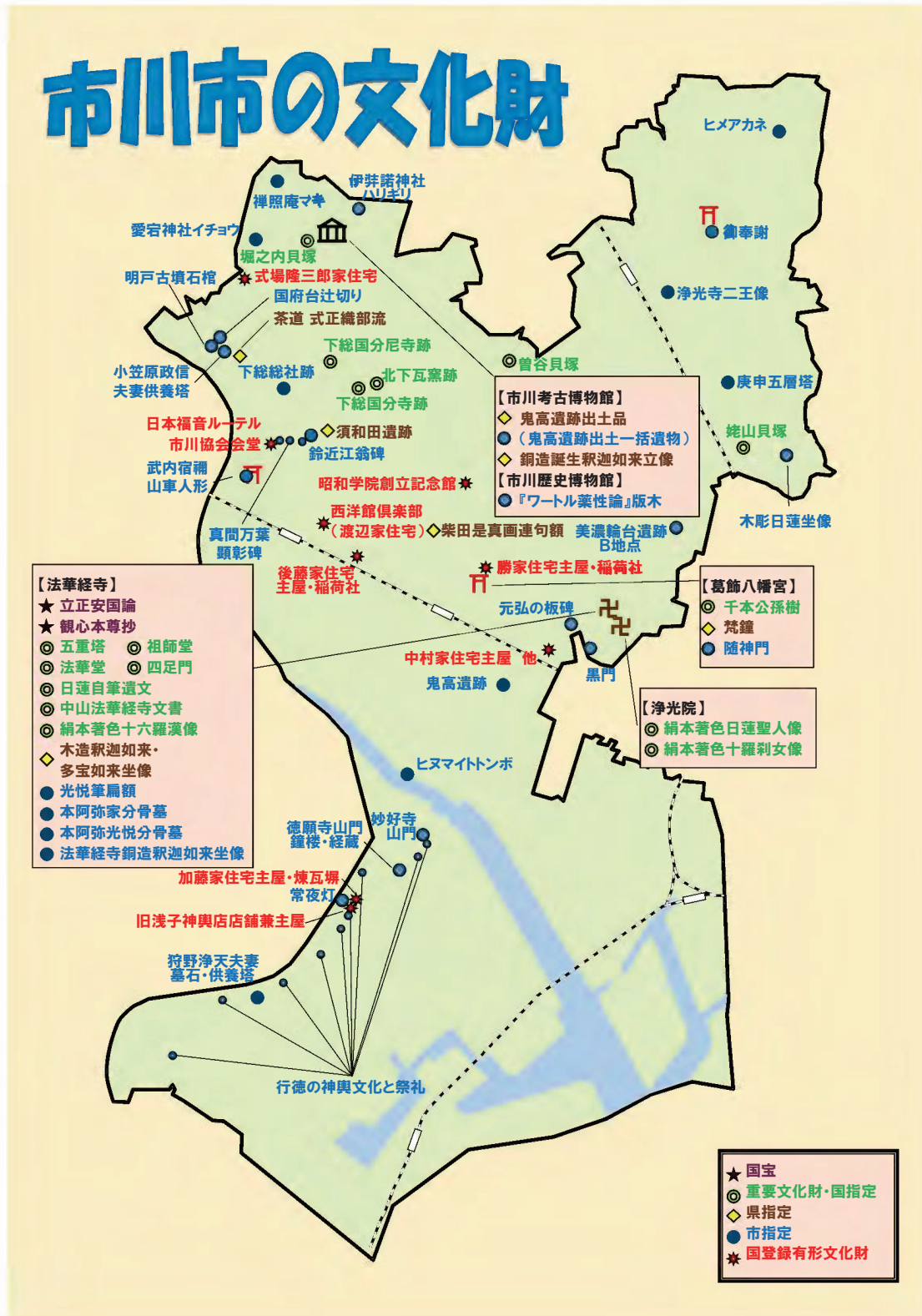


図 8 市川市の文化財マップ

表1 市川市指定・登録文化財一覧（2025（令和7）年3月31日現在）

区分	種別	名称	住所	指定年月日 (登録年月日)
国指定	有形文化財(建造物)	法華経寺 五重塔	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24
	有形文化財(建造物)	法華経寺 法華堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 附S60.5.18
	有形文化財(建造物)	法華経寺 四足門	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 S30.6.22单独指定
	有形文化財(建造物)	法華経寺 祖师堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	S60.5.18
	有形文化財(絵画)	絹本着色十六羅漢像	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	M37.2.18
	有形文化財(絵画)	絹本着色日蓮聖人像	中山3-10-4(浄光院)	S27.7.19
	有形文化財(工芸品)	刀(無銘 伝兼永)	個人蔵	S30.2.2
	有形文化財(書跡・典籍)	立正安国論	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29
	有形文化財(書跡・典籍)	観心本尊抄 附 添状・春日山蒔絵巻	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29
	有形文化財(古文書)	日蓮自筆遺文 附 蒔絵聖教箱	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S42.6.15 附H5.1.20
	有形文化財(古文書)	中山法華経寺文書(八百三十九通)	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	R6.8.27
	史跡	堀之内貝塚	堀之内2-2899ほか	S39.7.6 S42.6.22
	史跡	姥山貝塚	柏井町1-1212ほか	S42.8.17
	史跡	下総国分寺跡 附 北下瓦窯跡	国分3-1790-1ほか	S42.12.27 H14.9.20 附H22.8.5
	史跡	下総国分尼寺跡	国分4-1966-1ほか	S42.12.27 H1.3.29
	史跡	曾谷貝塚	曾谷2-500-1ほか	S54.12.22 H21.7.23 H28.3.1
	天然記念物	千本公孫樹	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S6.2.20
県指定	有形文化財(絵画)	絹本着色十羅刹女像	中山3-10-4(浄光院)	H12.2.25
	有形文化財(絵画)	柴田是真画連句額	菅野1-15-2(白幡天神社)	H18.3.14
	有形文化財(彫刻)	木造釈迦如来・多宝如来坐像 附 像内納入品	中山2-10-1(法華経寺)	H10.3.20
	有形文化財(彫刻)	銅造誕生釈迦如来立像	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R5.3.10
	有形文化財(工芸品)	梵鐘(元亨元年在銘)	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S34.4.24
	有形文化財(考古資料)	鬼高遺跡出土品	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R4.3.8
	無形文化財	式正織部流茶道	国府台3-8-2(織部桔梗会)	S30.12.15
	史跡	須和田遺跡	須和田2-417ほか(須和田公園)	H6.2.22
市指定	有形文化財(建造物)	常夜灯	本行徳34地先	S35.10.7
	有形文化財(建造物)	随神門	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S35.10.7
	有形文化財(建造物)	元弘の板碑	高石神21-9(泰福寺)	S36.2.1
	有形文化財(建造物)	狩野浄天夫妻墓石・供養塔 附 狩野浄天骨壺	香取1-16-26(源心寺) 堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	S36.2.1 附S63.7.5
	有形文化財(建造物)	法華経寺黒門 附太田資順筆扁額	中山4-7地先(法華経寺参道)	S36.11.9
	有形文化財(建造物)	本阿弥家分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9
	有形文化財(建造物)	妙好寺山門	妙典1-11-10(妙好寺)	S43.2.27
	有形文化財(建造物)	明戸古墳石棺	国府台3-67-5(里見公園)	S37.6.11
	有形文化財(建造物)	本阿弥光悦分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S54.9.27
	有形文化財(建造物)	真間万葉顕彰碑 附鈴木長頼蔵骨器及び墓誌	真間4-4-9、真間4-6-11、真間4-7-23	S54.9.27
	有形文化財(建造物)	庚申五層塔	柏井町3-654(子安神社)	S54.4.24
	有形文化財(建造物)	小笠原政信夫妻供養塔	国府台3-10-1(総寧寺)	S54.4.24
	有形文化財(建造物)	鈴近江翁碑	真間4-3地先	S57.3.10
	有形文化財(建造物)	徳願寺山門	本行徳5-22	H16.3.24
	有形文化財(建造物)	徳願寺鐘楼	本行徳5-22	H16.3.24
	有形文化財(建造物)	徳願寺経蔵	本行徳5-22	H16.3.24

(表1の続き) 市川市指定・登録文化財一覧 (2025(令和7)年3月31日現在)

区分	種別	名称	住所	指定年月日 (登録年月日)
市指定	有形文化財(彫刻)	木彫日蓮坐像	柏井町1-1696(唱行寺)	S36.9.18
	有形文化財(彫刻)	浄光寺二王像	大野町3-1917(浄光寺)	S40.3.2
	有形文化財(彫刻)	法華経寺銅造釈迦如来坐像	中山2-10-1(法華経寺境内)	H31.3.13
	有形文化財(書跡・典籍)	光悦筆扁額 附「通本」	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9 附S54.9.27
	有形文化財(考古資料)	鬼高遺跡出土一括遺物	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	S56.4.17
	有形文化財(歴史資料)	「ワートル薬性論」版木	堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	S61.11.3
	有形民俗文化財	武内宿禰山車人形	市川3-20-5(春日神社)	H28.4.15
	無形民俗文化財	御奉謝	大野町4-2759(駒形大神社)	S40.3.2
	無形民俗文化財	国府台辻切り	国府台3-11-11(国府台天満宮)	S54.4.24
	無形民俗文化財	行徳の神輿文化と祭礼	—	R6.11.3
	史跡	美濃輪台遺跡B地点	本北方3-18	S50.1.8
	史跡	下総総社跡	国府台1-6-4(スポーツセンター)	S50.1.8
	史跡	須和田遺跡	須和田2-401ほか(須和田公園)	S50.1.8
	史跡	鬼高遺跡	鬼高1-95-1	S63.7.5
	天然記念物	ヒメアカネ	大町公園自然観察園	S51.6.12
	天然記念物	ヒヌマイトトンボ	河原、稲荷木地先の江戸川河岸の湿地帯	S51.6.12
	天然記念物	伊弉諾神社ハリギリ	堀之内4-26-13(伊弉諾神社)	S54.4.24
	天然記念物	愛宕神社イチヨウ	北国分1-12-24(愛宕神社)	S58.11.3
	天然記念物	禅照庵マキ	北国分4-13-24(禅照庵)	S58.11.3
	国登録	登録建造物	西洋館倶楽部(渡辺家住宅)	新田5-6-21
登録建造物		日本福音ルーテル市川教会会堂	市川4-1-5	H20.10.23
登録建造物		加藤家住宅 主屋	本行徳33-7	H22.4.28
登録建造物		加藤家住宅 煉瓦塀		
登録建造物		旧浅子神輿店 店舗兼主屋	本行徳35-7	H22.9.10
登録建造物		昭和学院創立記念館	東菅野2-17-1	H23.1.26
登録建造物		中村家住宅主屋	鬼越2-13-2	H26.10.7
登録建造物		中村家住宅離れ		
登録建造物		中村家住宅煉瓦蔵		
登録建造物		中村家住宅土蔵		
登録建造物		中村家住宅北蔵及び事務所		
登録建造物		中村家住宅倉庫		
登録建造物		中村家住宅稲荷社		
登録建造物		中村家住宅防空壕		
登録建造物		中村家住宅門及び石塀		
登録建造物		後藤家住宅主屋	新田1-20-1	H29.6.28
登録建造物		後藤家住宅稲荷社	国府台6-1-14	R3.10.14
登録建造物		式場隆三郎家住宅		
登録建造物		勝家住宅主屋		
登録建造物		勝家住宅稲荷社	八幡4-13-9	R6.12.3



写真5 堀之内貝塚



写真6 姥山貝塚



写真7 下総国分尼寺跡



写真8 須和田遺跡



写真9 常夜灯



写真10 旧浅子神輿店舗兼主屋

第3章

史跡の概要

第1節 史跡の歴史

1. 史跡の概要—下総国分寺跡 附北下瓦窯跡とは

下総国分寺は、741（天平13）年聖武天皇によって発せられた「国分寺建立の詔」により、国家の一大事業として全国に建立された国分僧寺の一つで、「金光明四天王護国之神」が正式名であった。下総国分寺跡の主要建物は現国分寺とほぼ同じ場所にあり、現在までその法灯が伝えられている。

下総国分寺跡では、1965～1966（昭和40～41）年の発掘調査で金堂・塔・講堂等の主要建物が発見され、法隆寺（奈良県）と同じ建物の配置（法隆寺式伽藍配置）であることが判明した。それらの建物は赤く塗られた柱が建てられ、屋根には瓦が葺かれた。その姿は国家の威信を示す建物群であり、特に60mを越える高さの七重塔は「国の華」と称された。

その後の発掘調査により、下総国分寺跡の範囲が東西350m程、南北400m程になることが分かり、僧の生活の場や寺院の事務に係る施設や造営や営繕等の付属施設、さらにはそれに係った人々の住まい等が発見された。こうした発見から下総国分寺跡では、寺の空間構成や経過、消長等の実態を知ることができる。

北下瓦窯跡は、下総国分寺の寺院地の東側に位置し、下総国分寺をはじめ、下総国分尼寺、下総国庁に葺かれた瓦を生産した窯跡である。下総国分寺の主要建物の屋根に葺かれた軒先瓦には、「宝相華文」と呼ばれる新羅系の文様を使用され、下総国分寺の特徴のひとつとなっている。下総国分寺跡 附北下瓦窯跡は古代下総国府の瓦の生産地と消費地の様子を今に伝えるものである。



写真11 宝相華文軒先瓦

2. 下総国分寺の沿革

(1) 創建

仏教は6世紀中頃日本に伝わり、その後、寺院が古墳に変わる権威の象徴として各地に建てられるなかで、国家との関わりが深まり、741（天平13）年、聖武天皇は天然痘や飢饉の流行に対するため、各国に僧寺と尼寺からなる国分寺を建立する命令が出され、下総国分寺と下総国分尼寺が建てられることとなった。

国分寺の造営は、その後747（天平19）年と756（天平勝宝8）年に催促の命令が出ていることから、順調に進まなかったことがわかる。下総国分寺の寺院地や堂塔の傾きの違いも、このような創建の事情が反映して生じたものと考えられている。下総国分寺の完成の時期は、遅くとも8世紀後半で、まず塔を中心に寺院地の範囲をきめ、やや時間をおいて国分寺の金堂・講堂と国分尼寺の造営があったと考えられている。

(2) 補修

9世紀前葉（818年）に関東で大地震が起きたことが文献から知られ、他の国の国分寺や国分尼寺では、この地震の影響により建物が補修されたことがわかっている。下総国分寺でも8世紀末～9世紀初めに新たな瓦が作られたことから、屋根瓦の補修が行われたことがわかっているが、地震との関連は不明である。新しく作られた瓦の文様には創建期の宝相華文ではなく、蓮華文と唐草文が採用された。

その後、9世紀中頃にも補修されたと考えられているが、新たに瓦が焼かれた痕跡が見られないため、国分寺の主要建物の屋根に変化があったと推測されている。一方で、寺院地内の調査では、9世紀にも多くの建物が確認され、もともと施設が充実した時期と考えられており、下総国内各地の郡名や郷名を記した墨書土器が出土している。

(3) 規模縮小・衰退

9世紀後半から11世紀にかけて、東国では^{ふしゅう}俘囚の反乱や在地勢力の反乱が相次いだ。下総国でも875（貞観17）年の俘囚の反乱により官寺が焼かれ、さらには1003（長保5）年には平維良により下総国府が焼き討ちされた。こうした出来事により、発掘調査でも10～11世紀を境に下総国分寺に変化が起きたことが読み取れる。

10世紀中頃までには、それまで数回掘り返され維持されてきた寺院地区画の溝が埋り、寺の範囲が明確ではなくなり、講堂付近は12世紀までには墓地となっていたことがわかっている。10世紀以降の変容については、国府台遺跡でも確認されており、国の機能全体が変化した時期であり、律令国家の衰退に伴い国家の寺院である国分寺の運営が大きく変容したものと見える。

(4) 中世以降

中世の下総国分寺から現在まで法灯を灯す現国分寺までの寺院の状況については詳しくわかっていないが、多くの国分寺が10世紀以降中央・地方の有力寺院の末寺となり寺勢を維持し、12世紀には鎌倉幕府や朝廷により保護されている。さらに14世紀（室町時代）には西大寺の僧により西国を中心に国分寺が再興され、その後も守護大名や戦国大名による保護を受けていたことが知られ、下総国分寺と同様に現在まで法灯を灯す国分寺が多い。

下総国分寺は、中世には公領（国衙領）となり、千葉氏一族の国分氏が国分寺の運営に関与していた可能性が推測されており、現国分寺には^{こくぶごろうたねみち}国分五郎胤通の墓と伝えられる^{ほうきょういんとう}宝篋印塔が2基建てられている。その他にも、現国分寺には鎌倉時代～戦国時代にかけての供養塔である板碑が多数残されており、中世以降も宗教的拠点として活動していたことが知られている。

室町・戦国時代から江戸時代初期の下総国分寺は、度重なる戦乱と火災、外護者であった小金の高城氏の喪失により荒廃状態にあった。しかしながら、徳川将軍家という新たな外護者を獲得し、薬師堂領として15石2斗余の朱印地を付与されるなど、経済的基盤を得ている。また、この頃の資料においては国分寺ではなく「金光明寺」として認定されていることが確認されている。1723（享保8）年5月の火災により薬師堂・観音堂を残し、他のすべてが消失するも、周辺地域の商人を含む有志の援助等も得ながら、江戸名所図会に見られる姿へと復興が行われていった。

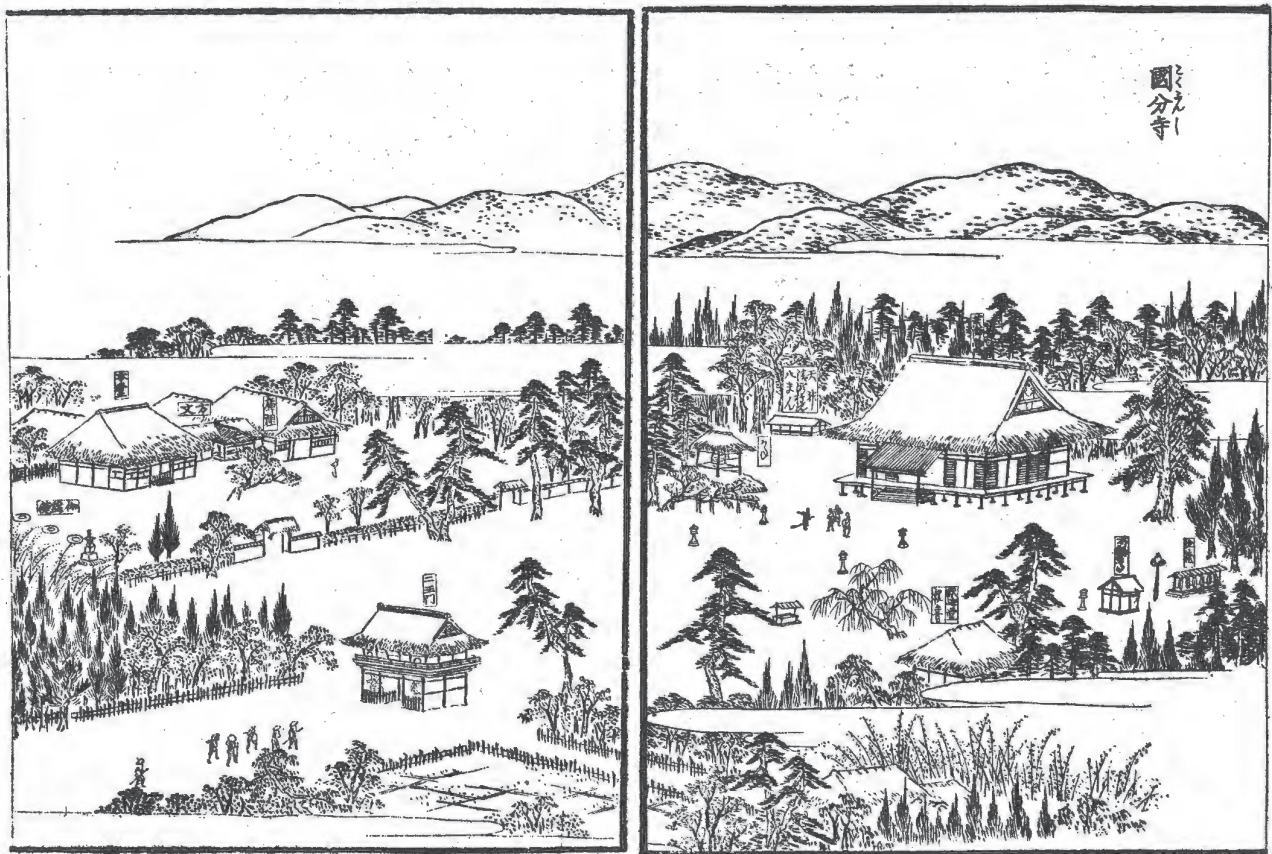


図9 『江戸名所図会』の国分寺（出典：『市川市史 第6巻』）

第2節 史跡の構造

1. 下総国分寺跡の範囲・大きさ

下総国分寺は国分台の台地南東端に立地し、寺院地（寺域）の範囲は北側と西側を溝で区画され、南側と東側は台地の縁辺までと考えられることから、大きさは東西 350m 程、南北 400m 程と推測される。標高は主要建物付近で 20m 程であるが、東に向かって低くなり、金堂の東約 50m 付近では 17m 程となり、さらにその東で一段低くなり 14m 程を測る。北下瓦窯跡の台地上の平場は 11～10m 程で、低い部分は 5m 程を測る。

下総国分寺の寺院地を区画する溝は断面が逆台形を呈する素掘りの溝で、北辺と西辺を区画している。溝は幅 1.6～2.7m、深さ 0.6～1.1m で、土層断面や掘削状況等から 2 回の掘り直し（補修）が認められ、掘り直す度に掘り込みの幅は広がり、その反面深さは浅くなる傾向がある。

掘削時期や補修時期等を明確にすることは難しいが、溝と関連する架橋施設が塔の中軸線の延長上に位置することから、寺院の造営の早い段階から計画されていたと考えられている。また、溝を掘り込む土坑から 10 世紀中葉の土器が出土していることから、10 世紀には埋没し寺院地を区画する機能が停止していたと考えられている。

本節では、以下、発掘調査結果等に言及しながら、史跡の構造について説明する。

2. 下総国分寺跡の空間構成

下総国分寺跡では、中心となる金堂・塔・講堂等の建物群、僧坊、大衆院、講院、工房が確認される等、寺院地内の広い範囲で建物の存在が認められる一方で、中心建物の南側では遺構はあまり見つかっていない。

(1) 伽藍地

寺院の中心となる金堂・塔・講堂から構成される主要建物（堂塔）は寺院地の中心よりも南西寄りに位置する。現状では中門や南門、鐘楼、経蔵、さらにはそれらを囲む回廊等は確認できていないが、金堂の前側では様々な儀礼が行われていたことが知られており、その空間を画す施設を有していた蓋然性は高い。

講堂の約 20m 北に僧の住まいである僧坊が位置し、僧坊と同じ溝で区画された空間に事務作業が行われた大衆院が配置されたと考えられている。大衆院には主軸を揃えた掘立柱建物が複数棟並び、計画的に配置されていたことがわかる。区画内には柱礎建物も確認されており、倉等も建てられていたことが推測される。

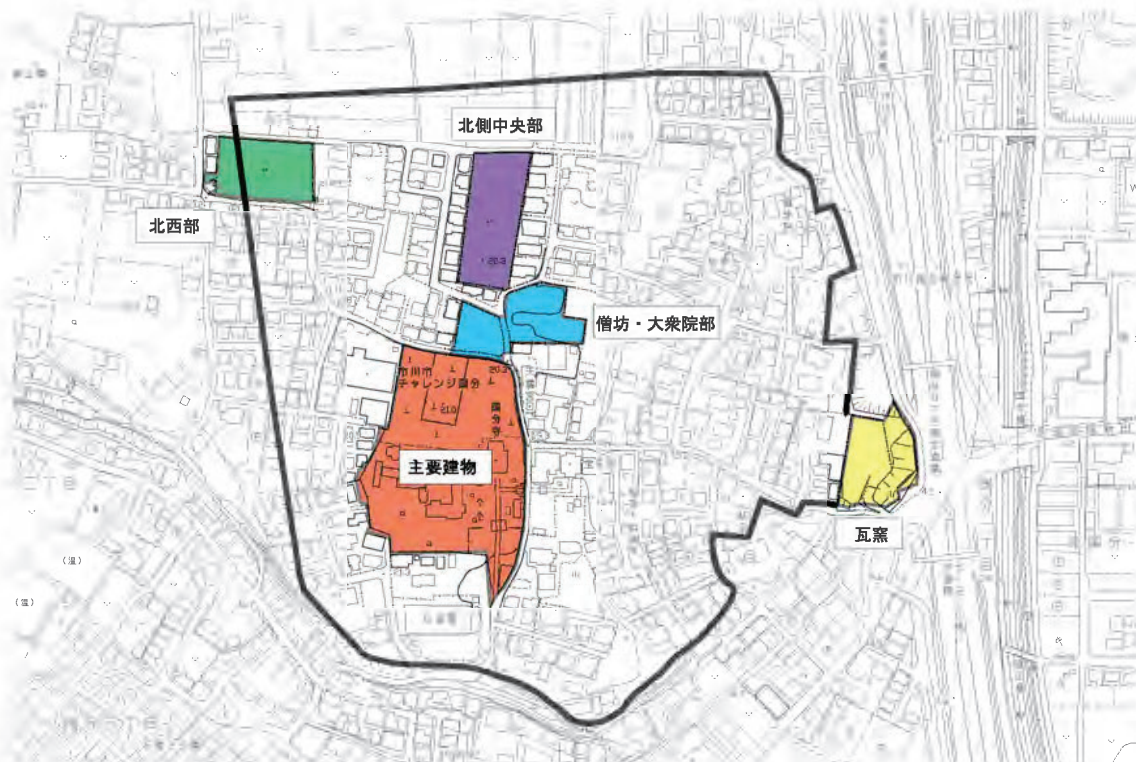


図 10 史跡指定地の位置名称（縮尺：1/5,000）（図中の太実線は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲）

(2) 寺院地

区画された僧坊と大衆院のさらに北には講院や厨^{くりや}、営繕に係る工房跡等が展開し、さらに周辺にはそれに携わった人々の住まい等が広がっていた。伽藍地よりも南の調査では、古代の遺構が確認されておらず、建物等は存在しない空間が広がっていたと考えられている。上総国分僧寺跡や上総国分尼寺跡でも南大門の周辺では遺構が確認されておらず、^{えんいん} 蘭院や^{かえんいん} 花苑院等の施設が想定されており、下総国分寺も同様であったと推測される。

僧坊や大衆院からやや北に離れた位置の調査区（史跡の北部地区）では「講院」の墨書土器が出土し、掘立柱建物の一部が講師院と想定されている。同調査区では厨と考えられる竪穴建物が確認されており、食堂の一部と推測されている。さらに、寺院地の北西部では、営繕に関わる修理所等が確認されている。

これらの施設を区画する施設や寺院地内の道路については不明な部分が多いが、金堂と塔の中間の南側延長上には中門と南門が推定され、南側は台地の縁辺ではあるが、国衙等が位置する国府台や須和田方面から下総国分寺に至る参道等が存在していたと考えられる。また、塔の中軸延長と寺院地の区画溝との交点には架橋施設が確認されており、架橋施設から伽藍地に至る道の存在等も推測される。さらに、北下瓦窯で生産された瓦の運搬や北下遺跡で行われた境界祭祀との関連から、北下瓦窯跡から現国分寺に至る現道（御堂坂）付近に、瓦の運搬や通路となる道を想定することも可能であろう。

3. 伽藍配置と主要建物

(1) 伽藍配置

下総国分寺跡では、東側に金堂、西側に塔が東西に並び、その中間の北側に講堂が配置された。この堂塔の配置は法隆寺式伽藍配置と呼ばれる法隆寺の西院伽藍と同じ配置であるが、中門や鐘楼、経蔵、回廊は未確認である。

(2) 金堂跡（本尊を安置した建物）

1966（昭和41）年の発掘調査により現国分寺の本堂の地下で基壇が確認された。トレンチ調査により本堂の東を中心に部分的に基壇を断割って断面等が記録された。礎石が一部残されていたが、原位置を留めているものはなかった。

基壇は掘り込み地業を有し、版築により構築されていた。基壇上部の縁辺は崩れていたため基壇化粧等は残されていなかったが、掘り込み地業の大きさから東西31.5m、南北19mの規模と考えられている。主軸方向は座標軸で東に4°（磁北で東に11°）傾く。掘り込み地業は地山を70cm程掘り込み、版築にはローム・黒色土・暗褐色土が用いられ、上部になるに従い石や瓦が少量混入した。

(3) 塔跡（七重塔）

金堂の基壇の端から約25m西、現在の表書院のすぐ北側から墓地にかけて塔の基壇が確認された。削平が激しく基壇上部は残されておらず、基底部付近のみが残されていた。礎石は残されておらず、トレンチ調査のため、心礎は未確認である。

基壇の掘り込み地業の規模は東西18m、南北18mと正方形を呈す。主軸方向は座標軸で西に3°（磁北で東に4°）傾く。版築には黒色土や暗褐色土が多く用いられており、金堂跡や講堂跡の基壇に用いられた土とは異なった様相で、石や遺物の混入も認められない。

(4) 講堂跡（経典の講読や説教を行った建物）

金堂と塔の中間から約20m北に位置する。現在も礎石が露呈しているが、表土を掘り込んで据え付けられているため、当時の位置から動いていることが確認されている。トレンチの断面では根固めの痕跡が観察されている。

基壇の掘り込み地業の規模は東西26m、南北18m。主軸方向は座標軸で東に9°傾く。版築に用いられた土は金堂跡と似ているが、やや細かく版築されている。土器や瓦が少量混入する。調査時の所見では、基壇の断面で創建当初の版築を壊すように新たな版築が行われていることが認められることから、西側に拡張されたとも考えられている。

(5) 堂塔の造営順

基壇の主軸は塔が西に3°、金堂が東に4°、講堂が東に6°振れているように、塔と金堂・講堂で主軸が異なることから、塔と金堂・講堂の造営に時期差があったことがうかがえる。前後関係については、僧坊や北西部の調査区で確認された掘立柱建物の傾きが西から東に変更されていること等から、塔が金堂・講堂よりも先行して造営されたと考えられている。

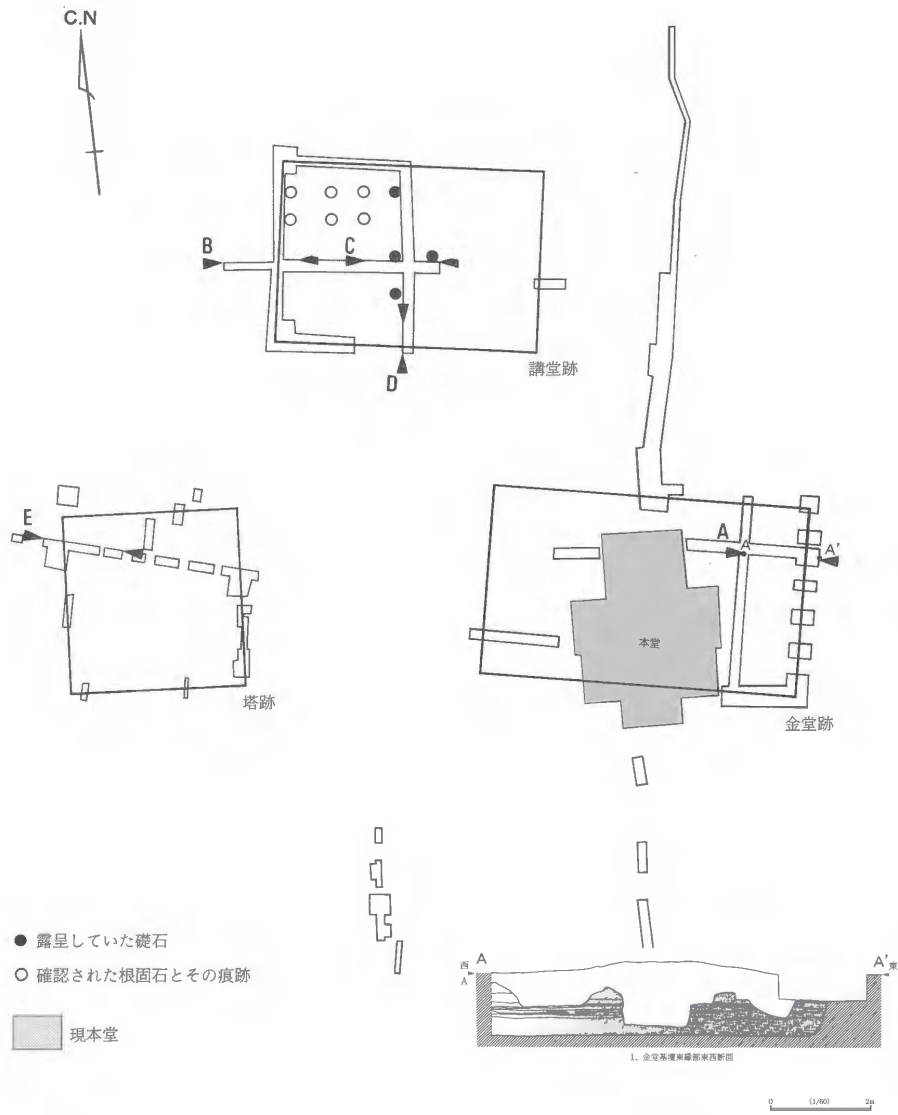


図 12 主要建物（金堂・塔・講堂）の基壇跡

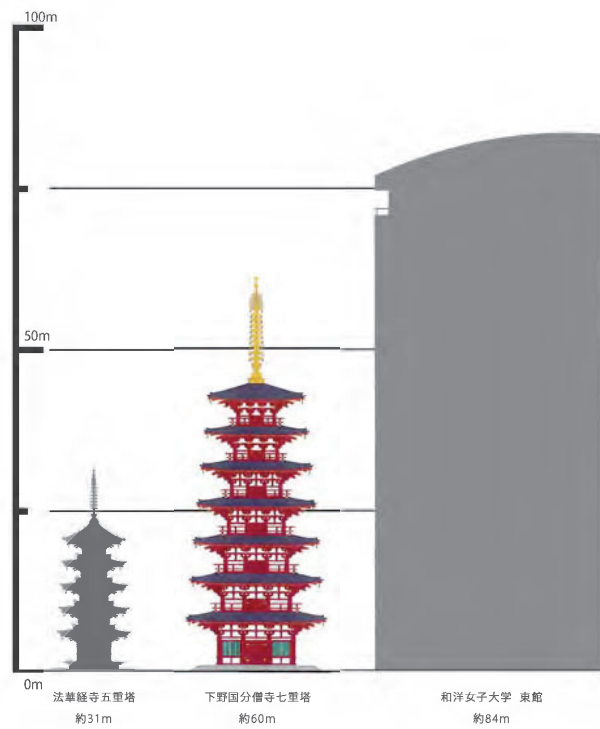


図 13 七重塔の高さ比較図

4. 下総国分寺跡のその他の主要施設・付属建物

(SB：掘立柱建物、SA：柵列、SI：竪穴建物)

(1) 僧坊(僧の住まい) 第20次SB6・9

SB6は東西棟の掘立柱建物で、やや西に傾く。規模は桁行6間(13m)以上、梁行1間以上の長大な東西棟と想定できる。柱穴には1回の建替えが認められる。柱間は、1ヵ所が8尺(2.4m)で、その他は9尺(2.7m)を測る。

SB9は3間以上の建物で、SB6から建替えられた僧坊と考えられる。1回の建替えが認められる。柱間は7尺(2.1m)を測る。

(2) 大衆院(寺の事務を行う施設) 第20次SB2・第55次SB01ほか

第20次の僧坊の北と東に近接隣接した第55次調査で溝に区画された掘立柱建物群が発見され、大衆院と考えられた。

第20次SB2はSB6・9の北側で、第17・20・55次と続く区溝の南側に位置する東西棟の掘立柱建物で、身舎は5間×3間、南北2面に廂を持つ(東西12.6m、南北10.3m)。

第55次のSB01は東西棟の掘立柱建物で、身舎は6×2間以上、北側に1間分の廂を持つ。東側には、SB02～04との間にSA01が位置する。SA01の中軸線がSB01の中央になると、SB01は身舎6×3間で南北に廂を持つ建物(東西13.2m、南北10.6m)に推測される。柱穴には、1・2回の建替えが認められる。出土遺物は8世紀後半～10世紀初めの土器が出土している。

第20次SB2の西側には身舎と柱筋を同じくするSB03が、第55次SB01の東側には同じく6×3間の掘立柱建物であるSB04(東西13.4m、南北5.9m)が位置し、同時期の建物と考えられる。

(3) 付属施設

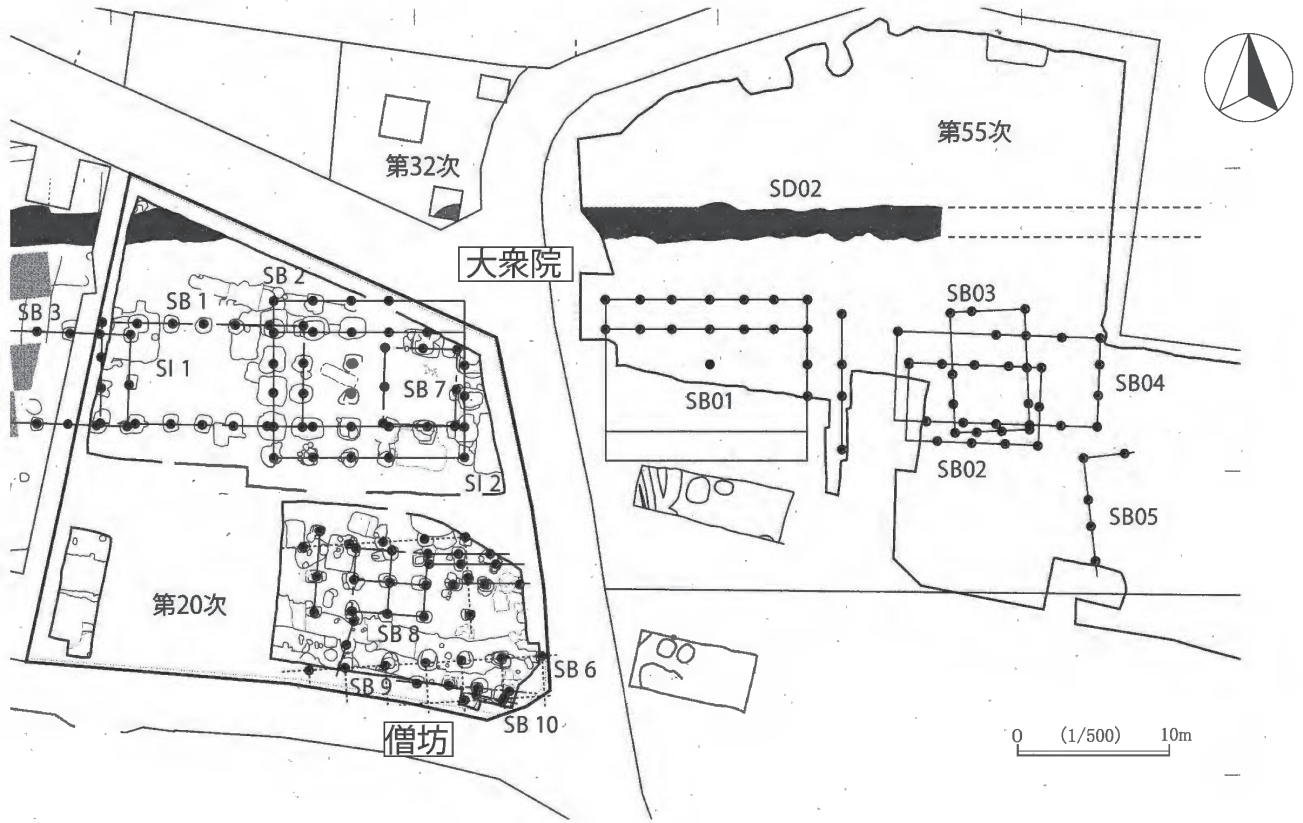
史跡の北西部の調査区では寺院地の西側を区画する溝や掘立柱建物18棟、竪穴建物10棟等が、北側中央部の調査区では掘立柱建物7棟、竪穴建物4棟等が確認されている。

北西部のSB01～03、SB04～06は南北に並ぶ建物で、それぞれ西に傾く建物から東へ傾く建物へ2回の建替えが行われている。SB04・05は4間×2間の規模の大きな南北棟の建物(南北10.7m、東西5m)である。鍛冶工房(SI06)は建物内には炉が構築され、鉄滓等が出土している。

北側中央部の北側で検出したSB14は桁行5間(10.3m)以上、梁行2間(5.2m)の東西棟の建物である。南側で検出したSB08は身舎3間×2間、西側に廂を持つ建物となる。鍛冶工房(SI09)が確認されている。建物内には炉が構築され、鉄滓等が出土している。

(4) 区画施設

寺院地の北側と西側を区画する溝が確認されており、その内西側を区画する溝の一部が史跡指定地内に位置する。溝の幅は1.6～2.7m、深さは0.6～1.1mを測り、断面形は逆台形となる。3回の掘り返しの痕跡が確認されており、新しくなるに従い掘削の幅が広く、深さが浅くなる傾向が見られる。10世紀中頃には機能を停止したと考えられている。



僧坊 (第 20 次 SB6・9)

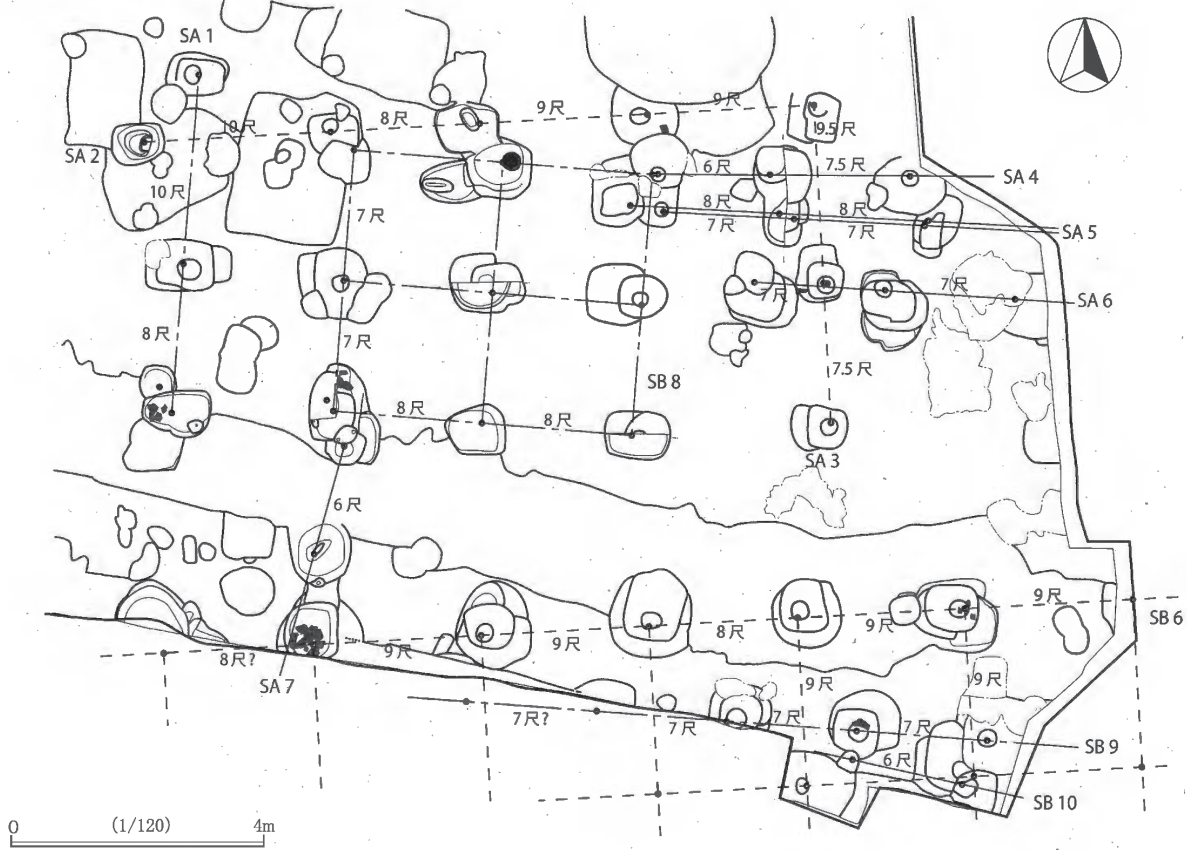
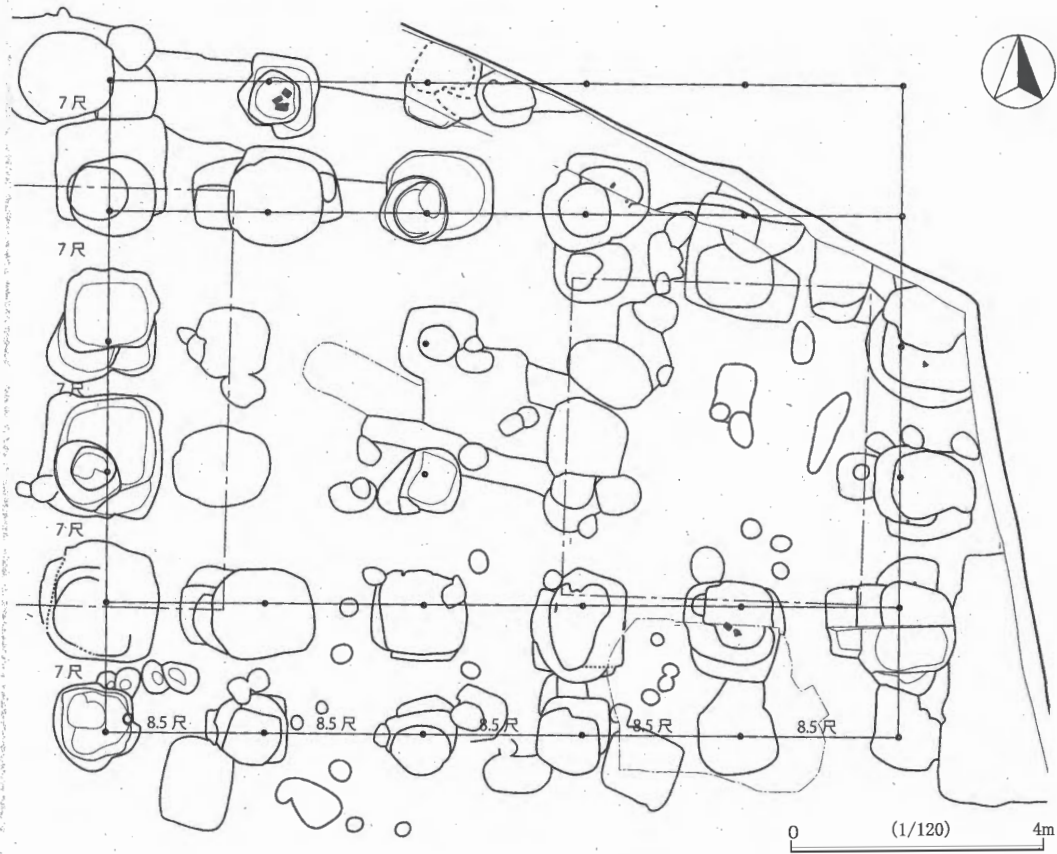


図 14 僧坊・大衆院 (1)

第 20 次 SB2



第 55 次 SB01

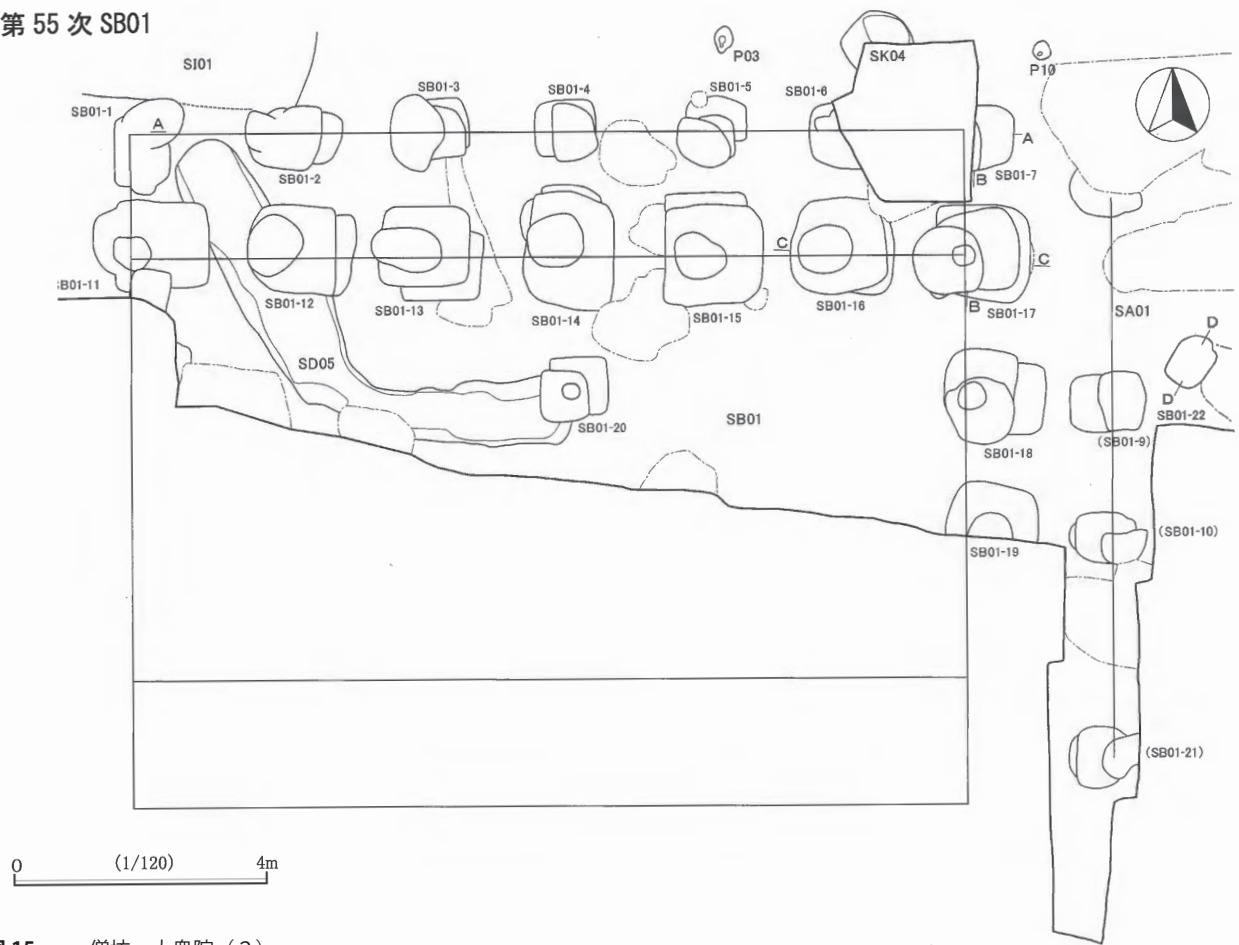
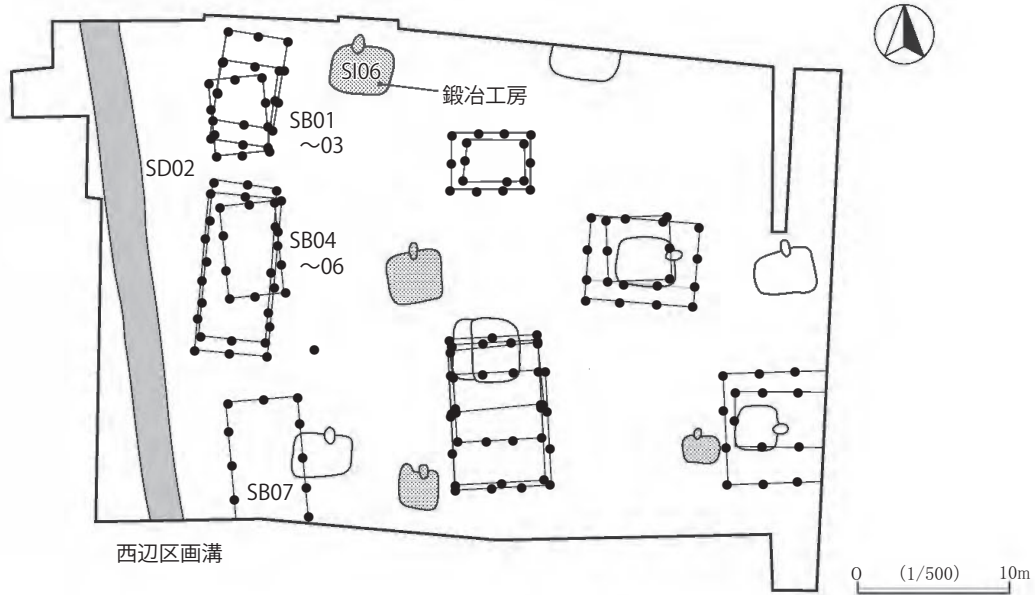
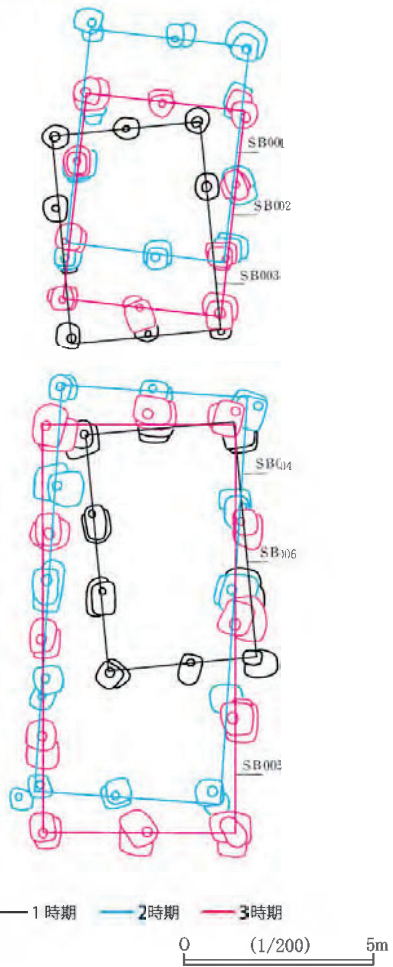


图 15 僧坊・大衆院 (2)

全測図



SB01 ~ 06



SI06

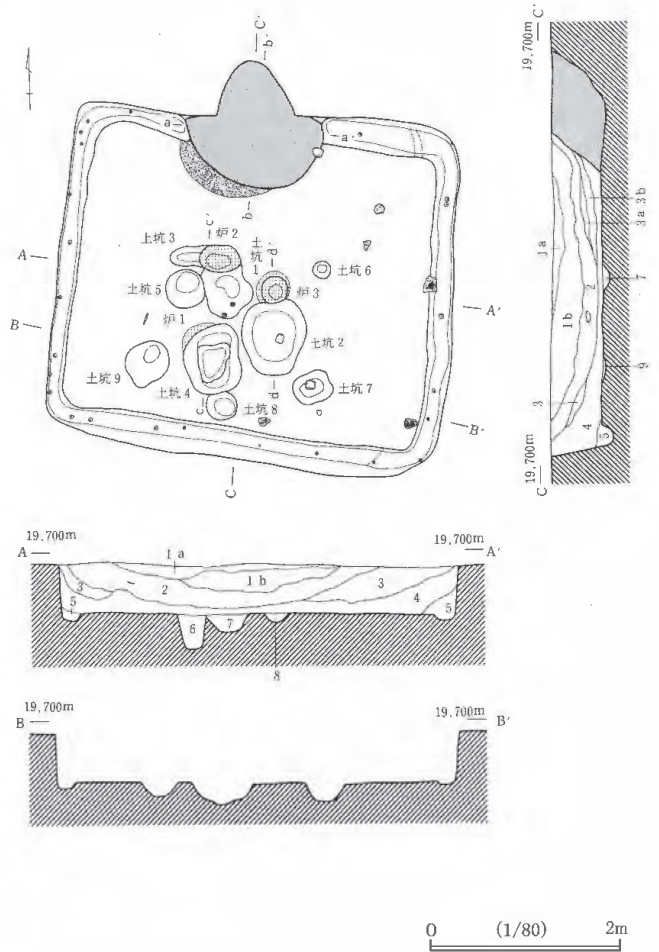


图 16 北西部

全測図



S109

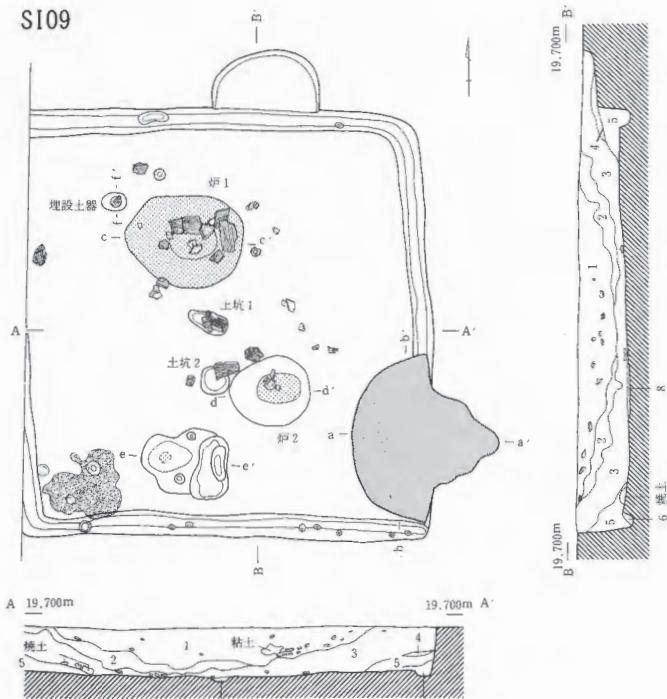


図 17 北側中央部

5. 瓦生産工房

(1) 瓦窯跡（北下瓦窯跡）

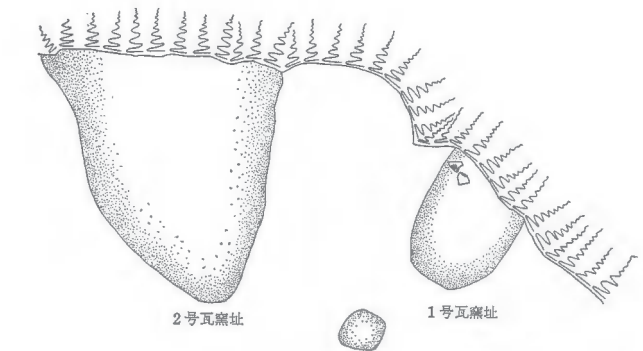
2004（平成16）年の北下遺跡の発掘調査では、登窯と平窯の2基の瓦窯跡が並んで発見された。周辺では、既に失われてしまったが、2基の瓦窯跡が発見されており、4基以上の窯が操業していたことが知られている。

登窯は現状の長さ5.2m、幅1.4～1.6m。最高地点の標高は10.5mで、最下段との比高差は1.7m。側壁はほぼ垂直に立ち上がり、一部オーバーハングする。壁面内側は被熱痕跡が顕著で、レンガ状に硬化した部分が多い。焼成部には地山を掘り残して階段を14段設け、段の縁を保護するように破碎した丸瓦や平瓦片が並べられた。煙り出しは窯尻（かまじり）から2段目の階の北東側に敷設され、地山を長さ75cm、深さ10cm程掘り窪めている。出土遺物は、瓦類がほとんどで、土器類はほとんど出土していない。

平窯は、焼成部と燃焼部（ねんしょうぶ）が遺存する。最高地点の標高は10.5m。焼成部は奥行き1.9m、幅2.3m、確認面からの深さ64cm。両側壁には壁体を熱から保護するため瓦類を用いており、観察できる範囲ではすべて熨斗瓦を使用。凸面を上に向け、前後2列に積み、隙間にスサ入り黄褐色砂を充填する。奥壁中央と両隅の計3カ所に壁面を掘り込んだ煙道が認められる。焼成部の底面には焼土が広く堆積し、焼成部と燃焼部の境界付近には切り出した砂岩が左右一対で置かれていた。燃焼部は幅1.6m、焼成部との比高差は40cm程を測る。出土遺物は瓦類が中心で、土器も出土している。

(2) 工房跡

窯跡周辺の発掘調査及び地下レーダー探査の結果、土坑や作業場跡等、瓦生産に関連した可能性がある遺構が確認されており、周辺には瓦の工房跡の存在が推測される。



第9図(1) 窯址実測図

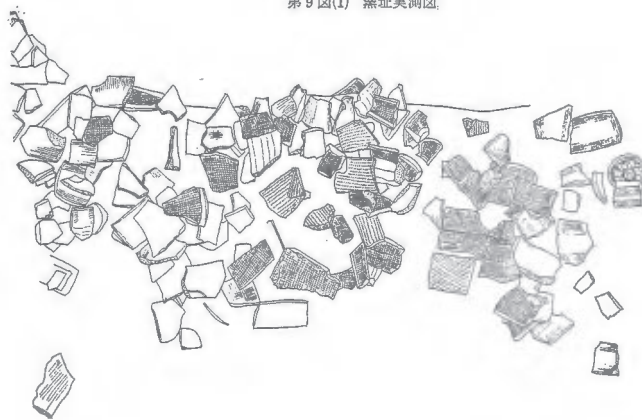
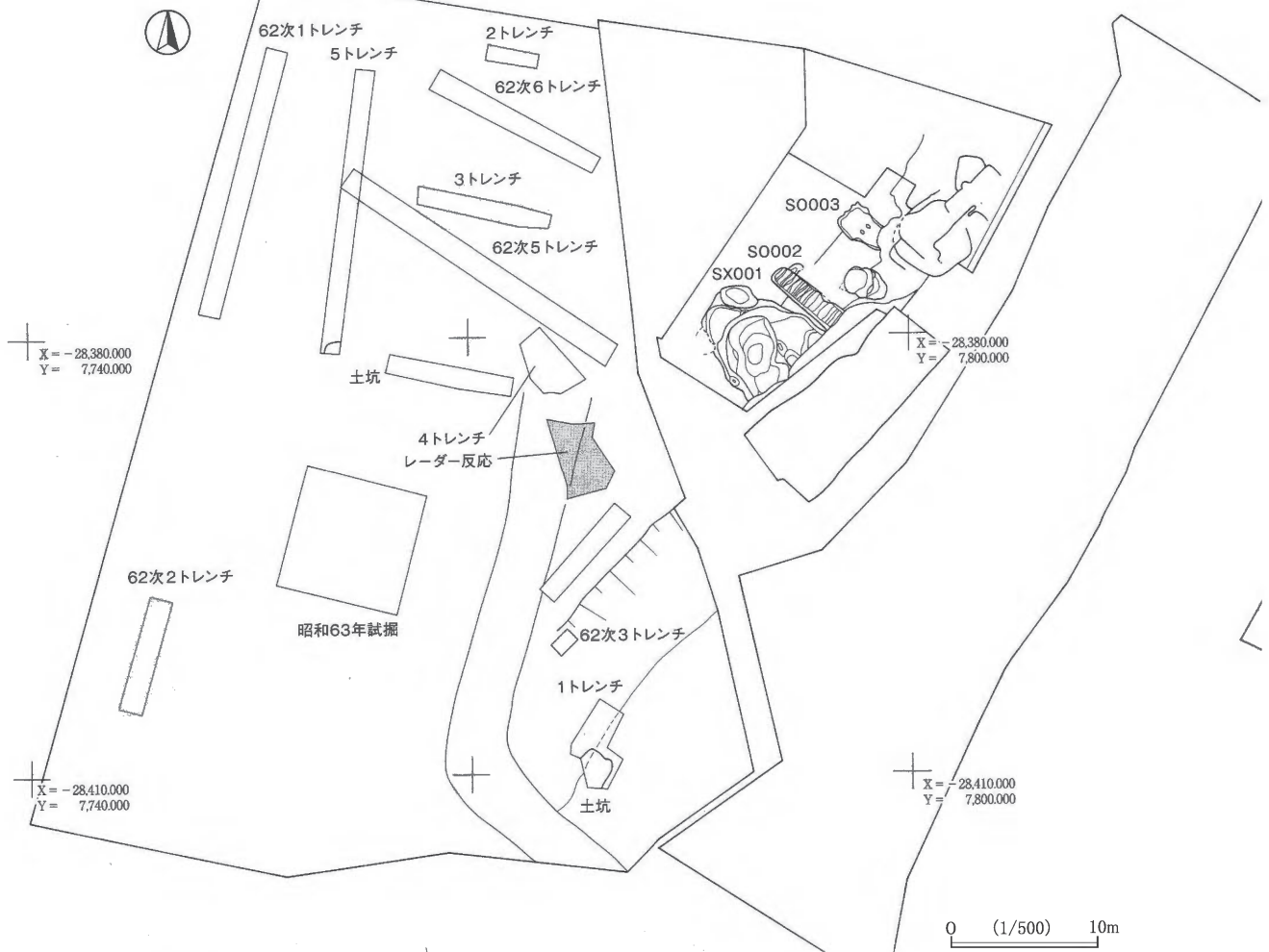


図18 1966（昭和41）年確認の瓦窯跡

瓦窯跡周辺調査



平窯 (S0003)

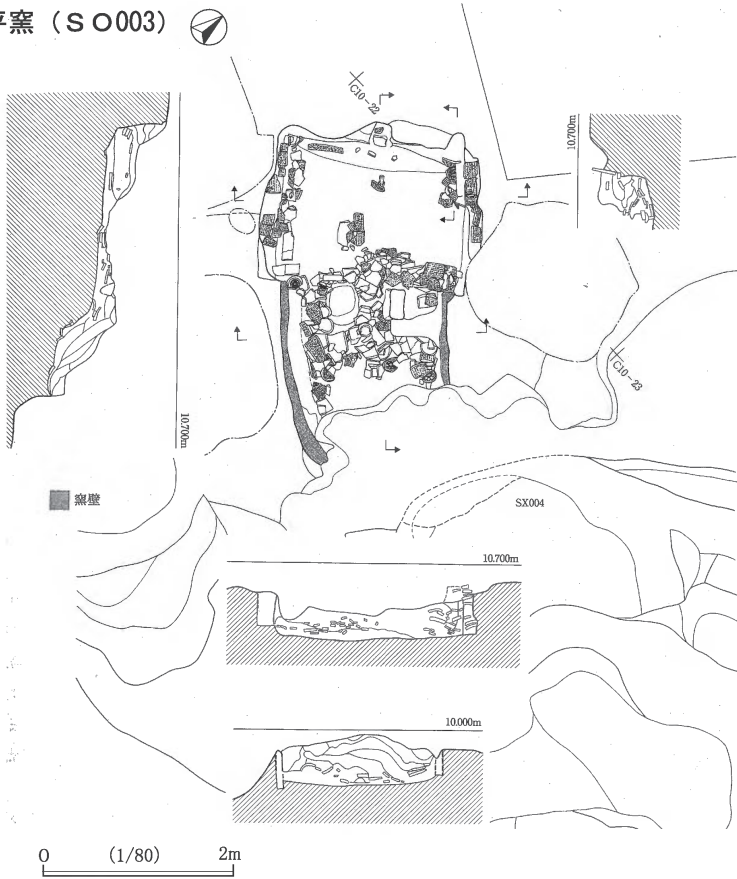
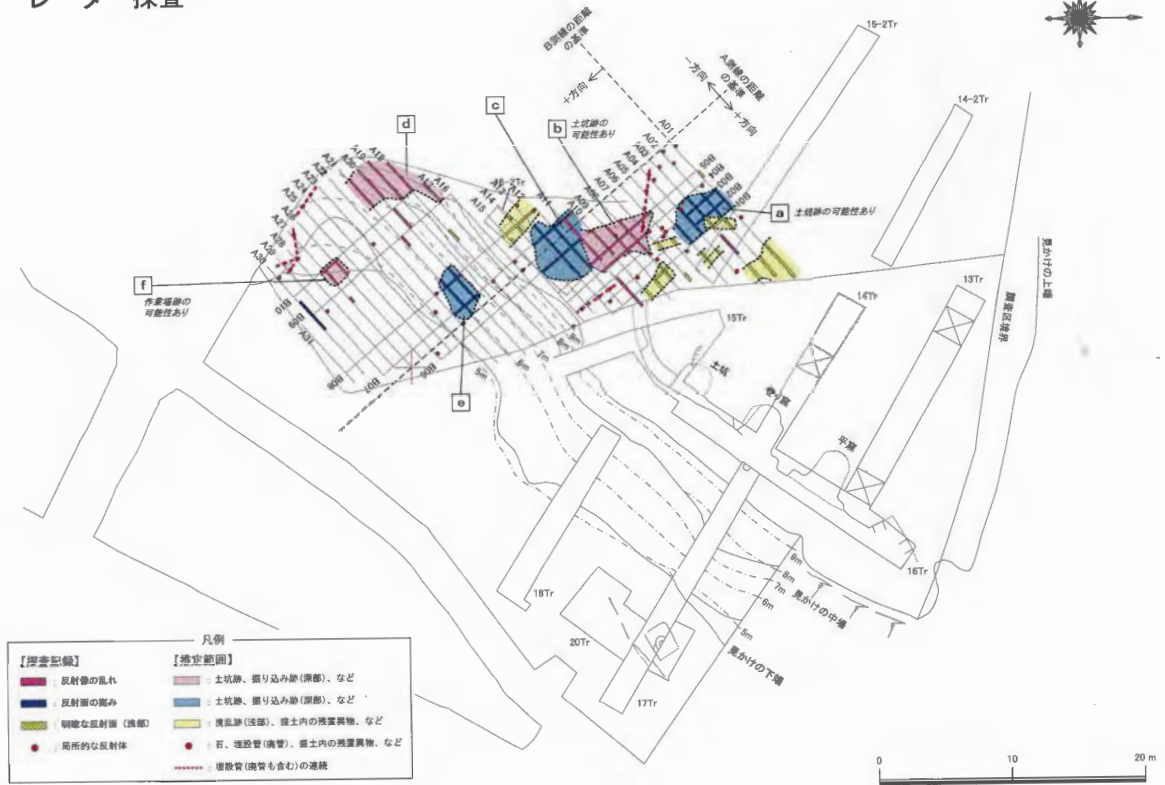


図 19 瓦窯 (1)

レーダー探査



登窯 (S002)

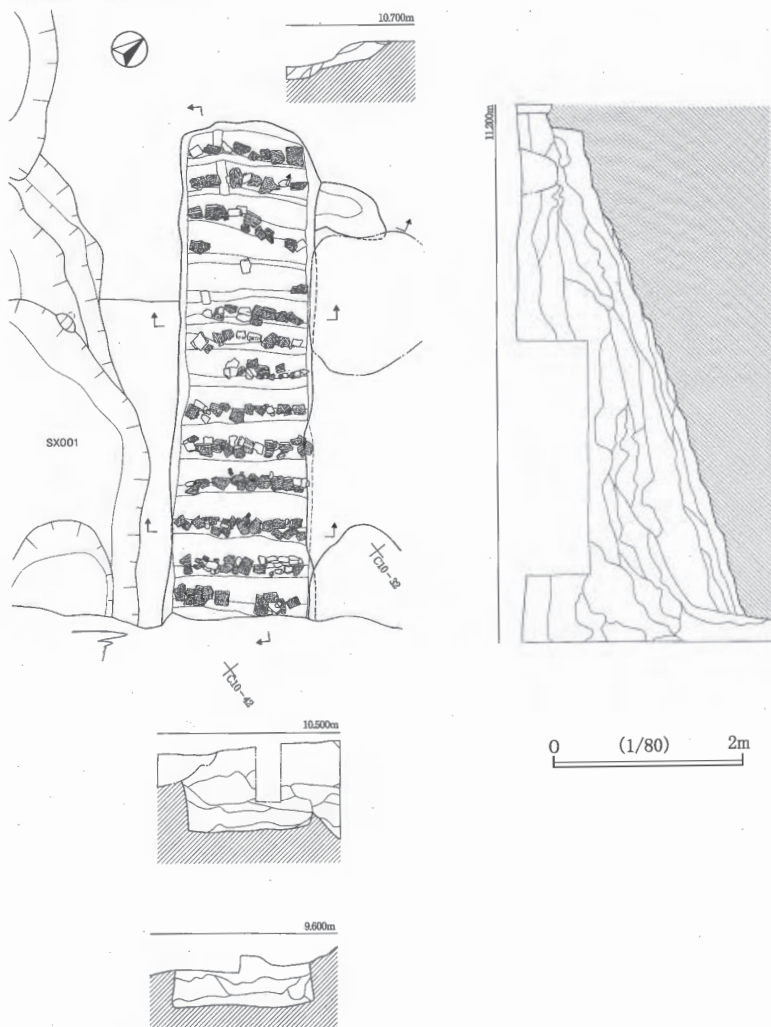


図 20 瓦窯 (2)

6. 周辺の関連遺跡

(1) 下総国分尼寺跡

国分尼寺は国分寺と同じく聖武天皇が741(天平13)年に発した「国分寺建立の詔」により各国に建立された尼寺で、正式名称を「法華滅罪之寺」と呼ばれた。下総国分寺跡から西に約50mに位置し、中心部分は国の史跡に指定され、公園として保存されている。

かつては「昔堂(むかしどう)」と呼ばれ、下総国分寺跡と考えられた時期もあったが、1932(昭和7)年に「尼寺」の墨書土器が発見され、下総国分尼寺跡であることが分った。墨書土器には「西寺」・「西」等の文字も見られることから、同じ台地上に並び、西側にある下総国分尼寺を「西寺」、東側に位置する下総国分寺を「東寺」とも呼称されていたようである。

1967(昭和42)年に行われた発掘調査により、国分尼寺の金堂や講堂が発見されたことから、同年12月27日に下総国分尼寺跡として国の史跡の指定を受けた。

①下総国分尼寺跡の範囲・大きさ

下総国分尼寺跡では、寺院地を区画する溝が、北側・東側・南側で確認され、北東隅と南東隅も確認された。西側は台地縁辺までと推測され、そこから下総国分尼寺の寺院地が東西324m、南北330mの大きさと考えられる。

寺院地は不整形な矩形で、金堂の中心で中軸線に直交する東西線と東辺溝が交わる位置で、東辺溝が4m途切れて通路となっていた。

付属地では寺院地北西部に寺の下働きをした人や営繕にかかわる施設や倉等を確認している。また尼寺からは「窪苑」と記された墨書土器が出土しているので、畑や花畑が寺院地内におかれたことがわかる。瓦窯は寺院地の西側斜面にあるといわれるが実態は不明である。

②下総国分尼寺跡の伽藍地と主要建物

下総国分尼寺跡では、金堂・講堂と尼坊の一部を確認している。伽藍地の区画の溝と塀を確認しているが、その区画に大衆院は入らず、宗教的空間のみを区画している。金堂と講堂が南北に並んだ東大寺式伽藍配置である。金堂・講堂は国分寺の傾きとは差異があるが、やはり東偏している。講堂の北側の区画では数時期の建替えのある掘立柱建物を確認しており、尼坊に推定している。

創建期には、区画の南面に掘立柱の四脚門を設置(中門)し、さらに南に掘立柱の四脚門による南大門が置かれた。尼寺では、9世紀前葉に伽藍地の区画施設の改変があり、区画の範囲も南北に拡張する。中門は見られなくなり、南大門は八脚門となった。

③出土遺物

多種多様なものが見られるが、特に国分尼寺を表す「西寺」、「尼寺」と書かれた墨書土器が発見されている。寺院地を区画する東辺溝からは黄白色と緑で彩られた希少な二彩の小壺が発掘されている。

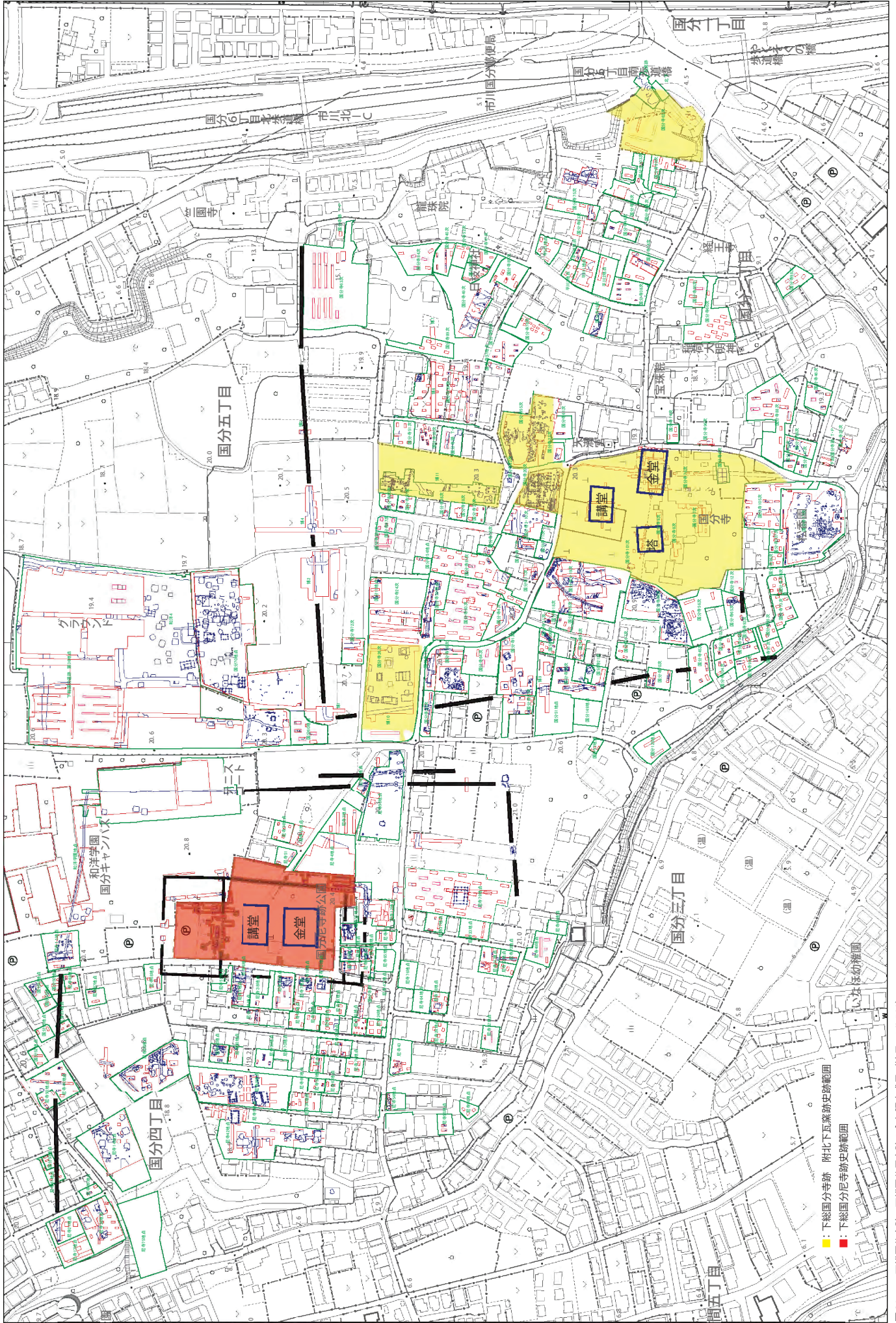


図 21 下総国分寺跡・下総国分尼寺跡の主な調査成果 (縮尺：1/2,500)

(2) 下総国府（国府台遺跡とその周辺）

①国府・国衙・国庁

下総国分寺が創建された奈良時代（8世紀）中頃の日本は60余りの国という行政区画に分かれていた。現在の千葉県北半部を中心に、東京都・埼玉県・栃木県・茨城県の一部は下総国に含まれ、その中心は国府と呼ばれた。国府には、国の役所である国衙やその関連施設、国司館、市等が広がり、古代の都市を形成していた。国衙の中心は国庁と呼ばれ、国司が政務を行い、様々な儀式が執り行われた。

国府の中心は、現在のスポーツセンターの敷地内に「府中」の地名が残り、六所神社が祭られていたことから、江戸川に面した国府台の南端付近であることが推定されていた。1980（昭和55）年の市営総合運動場の発掘調査では、8世紀になると竪穴建物や掘立柱建物が多くなり、出土土器に大型の皿や大型の甕等が多いことが確認される等、国府の中心地（国庁・国衙）がこの付近に存在したことが確認できるようになった。現在のところ、国庁は発見されていないが、2019（令和元）年度からの国府台野球場の建替えを契機に行っている発掘調査や地中レーダー探査により、国衙の主要施設を区画すると推測される溝等が確認され、国庁も区画内の南側に位置する可能性が高まっている。

須和田で「右京」、下総国分寺で「□京」墨書土器が出土したこと等から、下総国府は京と認識され、そのうち国府台周辺を「右京」、下総国分寺跡周辺を「左京」と認識していたと推測される。この下総国府の範囲は、最も広い時期で南北3.5km、東西3.5kmの範囲に及び、北下遺跡では国府域の境界祭祀に関係すると考えられる遺物も出土している。

②駅路と津

律令国家の成立にともない、都と各地を結ぶ幹線道路（^{えきろ}駅路）が作られた。駅路には約16kmごとに駅家が置かれることになっていた。下総国と上総国を結ぶ駅路は、東京湾岸の砂州を通っていた。砂州が平坦で低地の安定した場所であったからである。下総国の井上^{いかみのうまや}駅家は市川砂州の西端、市川2・3丁目付近に推定されているが、これは江戸川を渡る目的もあったと考えられる。国府台や国分寺跡からは井上駅家を示す「井上」墨書土器が出土している。

国府台西側を貫流する江戸川は、古代・中世には太日川と呼ばれる渡良瀬川の下流部で、東京湾に注いでいた。この太日川は、東京湾と武蔵国東側・上野国・下野国西側を結び、関東地方の水運の大動脈であった。江戸川の河口付近に真間川が合流している。真間川は、かつては^{やまべのあかひと}一帯が、『万葉集』に山部赤人らや東歌に詠われた真間の手児（古）^な奈伝説に登場する「真間の入り江」の推定地であった。入り江は舟（船）が停泊するのに最適の場所であり、国府にかかわる津（国府津）が置かれていた。このような地勢から、市川は陸と川と海の交通が交わる場所であり、古代の国府が置かれた理由もここにある。

771（宝亀2）年に武蔵国が東山道から東海道に移管されたことにより、それまで相模国から上総国に海を渡り陸路で下総国に至った駅路が、相模国から武蔵国を通り下総国に至るルートに変わり、下総国から常陸国と上総国に至ることになった。こうした交通体系の変化により、下総国府を介した人の往来はより活発となり、多くの人や物が行き交うことになった。

③市と衙

市川砂州は交通の要所で、物流の拠点となり物資の取引が行われる市がおこった。市川という地名は川辺にあった市に由来する。その名は14世紀までたどれるが、市川に市が成り立つのは古代である。この砂州の市は、もともと真間の市というべき地域の人々が利用し、自然発生的に成立した地方市であったが、その市を利用してその後国府市が成り立ったと考えられる。国府市は、国衙や国分寺等の運営で必要な物資や国司等役人の生活用品を調達し、国府や国司が放出した物資を売るための官市であるが、そこには物資やその取引にかかわる人々だけでなく、国府や国分寺にかかわる人々、都と往来する人々等様々な目的の人々が^{ちまた}集散し、にぎわう衙（道路が交わり分かれる場所）となっていた。

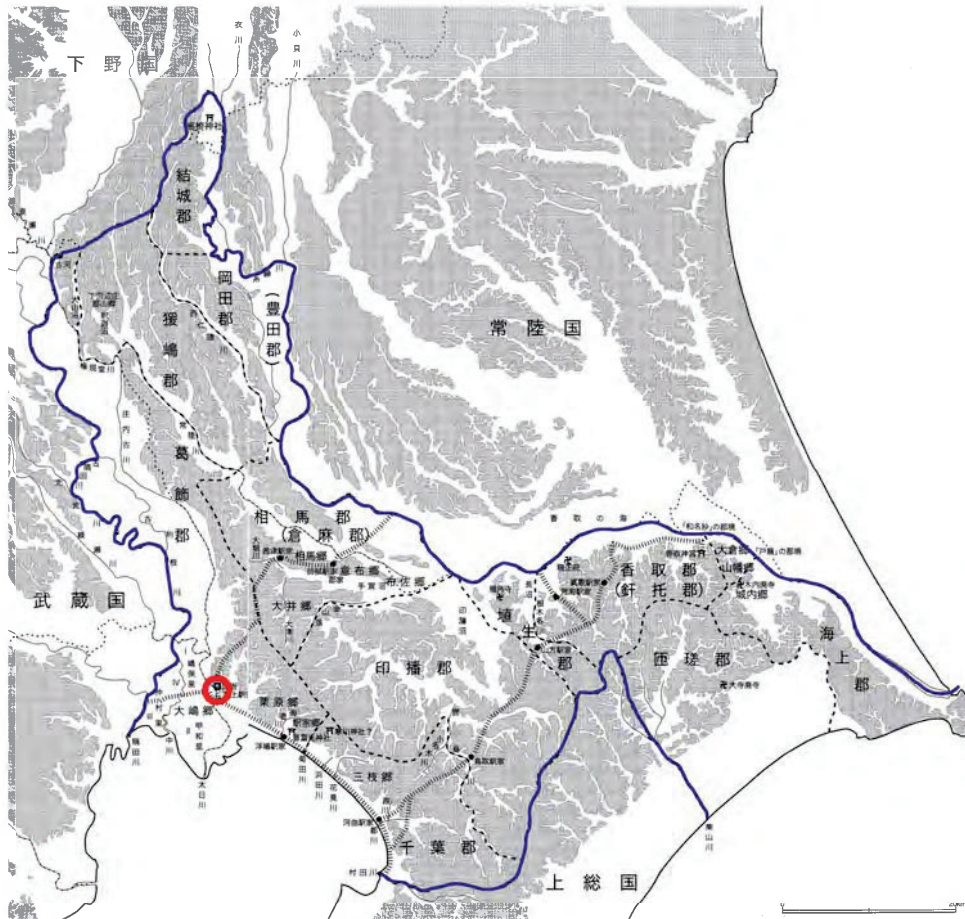


図 22 下総国の郡と郷

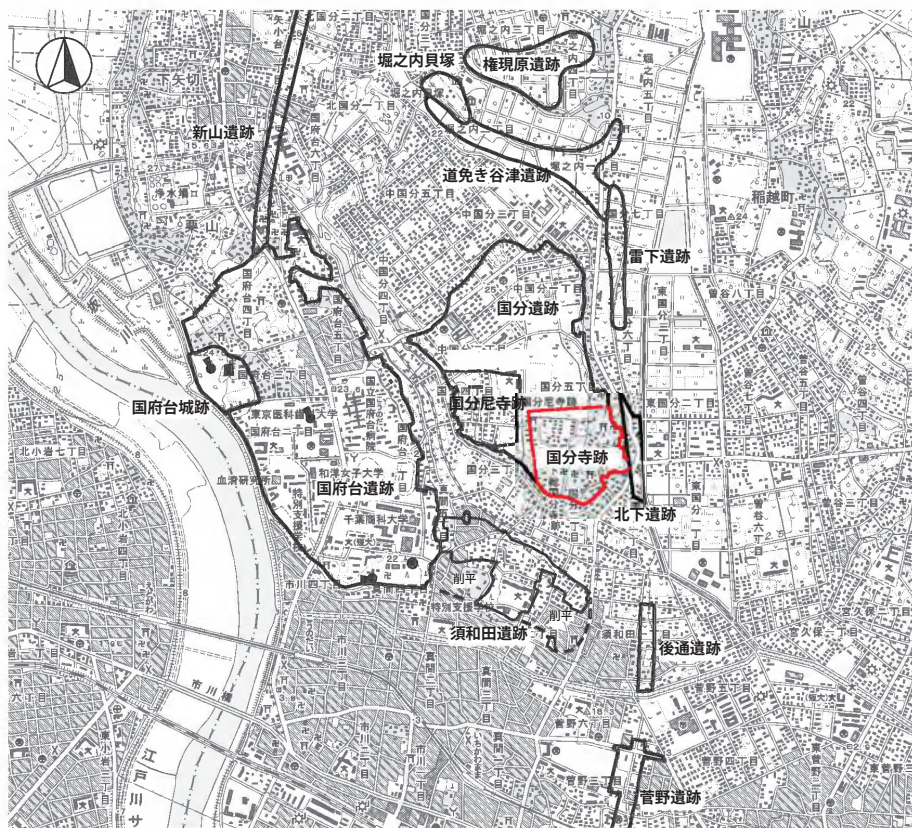


図 23 下総国分寺跡周辺の遺跡

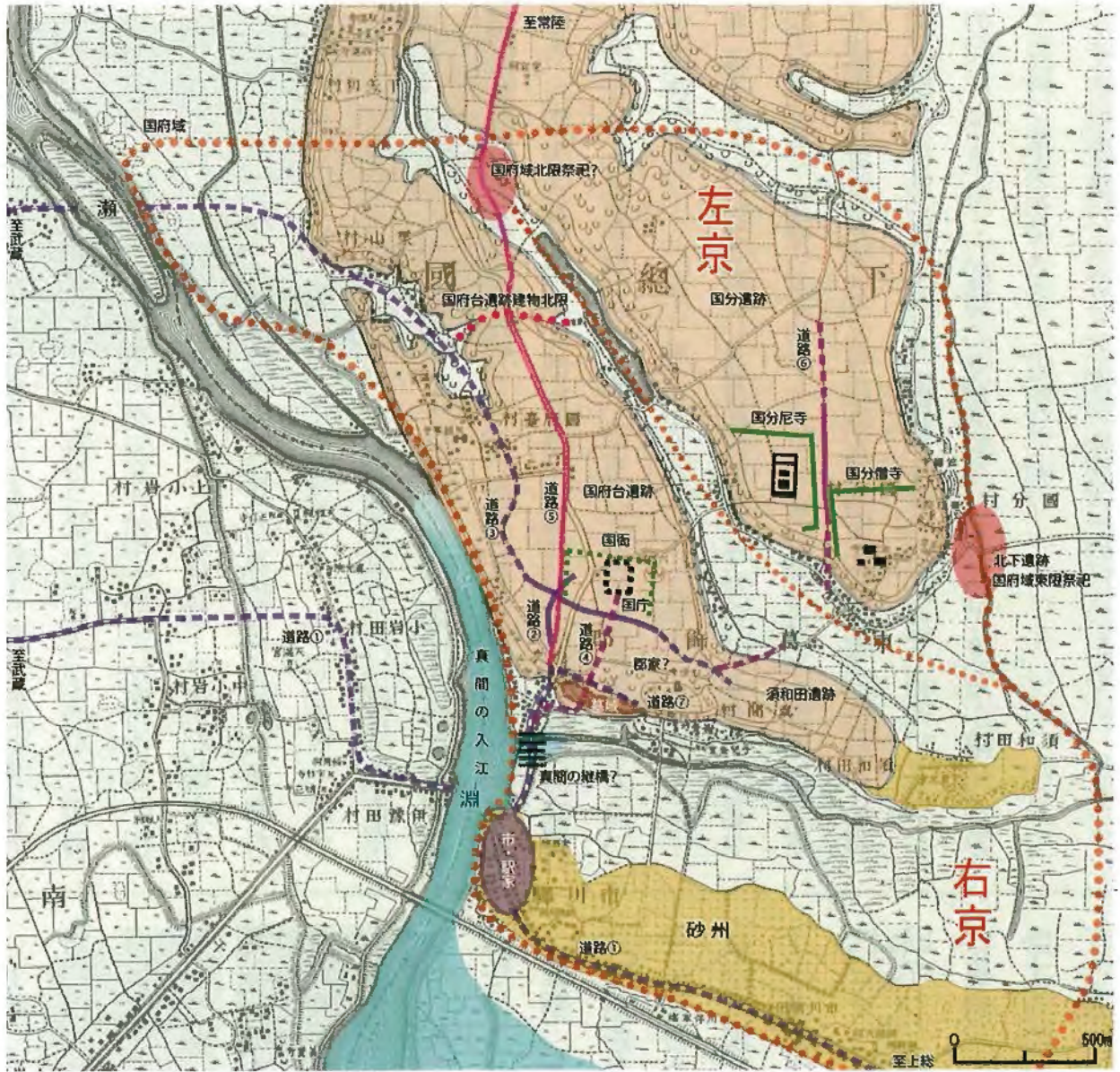


図 24 迅速測図にみる下総国府と関連の遺跡 (出典：『図説市川の歴史』)



写真 12 下総国府域の航空写真 撮影日：2016（平成 28）年 5 月 21 日



図 25 下総国府の復元イメージ図

(3) 北下遺跡

北下遺跡は、下総国分寺跡の主要建物から東へ直線距離で約 150m の台地縁辺から国分川沿いの低地にかけて立地し、現在は、南北に細長い範囲が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

発掘調査は、東京外かく環状道路の建設に伴い 2002（平成 14）年から実施されており、既に述べた瓦窯跡以外では、竪穴建物や鑄造遺構、国分川の旧河道、祭祀遺物等が見つかっている。

①生産遺構

国分台の台地縁辺から裾部の低地にかけての調査では、奈良時代以降と考えられる梵鐘鑄造遺構と複数の鑄造関連遺構が検出された。また、竪穴建物や土坑等の奈良・平安時代の集落跡も発見された。遺物では、奈良・平安時代の土器や国分寺に関連すると考えられる「金」「講院」「寺」等の墨書土器や、瓦埴類、梵鐘片や銚帯金具等の銅製品、鉄製品等多くの遺物が見つかった。出土瓦類のうち、軒瓦は国分寺創建期のものが大半を占める。こういったことから、この調査区域の中央部は、下総国分寺と一体となった生産関連の遺構が集中していることが明らかとなった。

②旧河道と祭祀

低地の調査では、蛇行する幅 7～8m 程の旧河道が検出され、古代における国分川の旧河道と捉えられている。川辺の平坦面では道路や溝、整形面、土坑等が発見され、柳の河畔林の存在がうかがえる調査成果も得られている。

旧河道では護岸を保護する施設や土坑等が確認され、奈良・平安時代の土器や瓦、木製品等が数多く出土した。旧河道底面では土器が集積された状態でも出土している。

河道内堆積土や周辺区域の覆土からは、出土遺物で数量的に多数を占めたのは、下総国分寺創建期の瓦・埴類と、8 世紀後半頃から 10 世紀頃の土器類である。瓦には、歪んだものや大きな塊となった溶着瓦等が多く含まれており、近接して瓦窯跡があることから、焼き損じと見られる瓦が当時の国分川に投棄されたものと考えられる。また、この遺跡の性格を示唆する出土品として、祓に用いられた遺物と理解できる人面墨書土器じんめんぼくしょどきや人形等の形代類ひとがた、斎串かたしろのほか、供物の可能性がある桃核等の種実類や獣骨類、供物台の天板の可能性がある板、松明の燃えさし等が出土した。また出土文字資料も豊富で、「神門朝臣 奉」の刻字をもつ白木弓をはじめ、律令国家の地方組織に関わる墨書がある土器、仏像・仏面墨画土器、金光明四天王護国之寺の一字とみられる「金」と記した墨書土器が出土した。

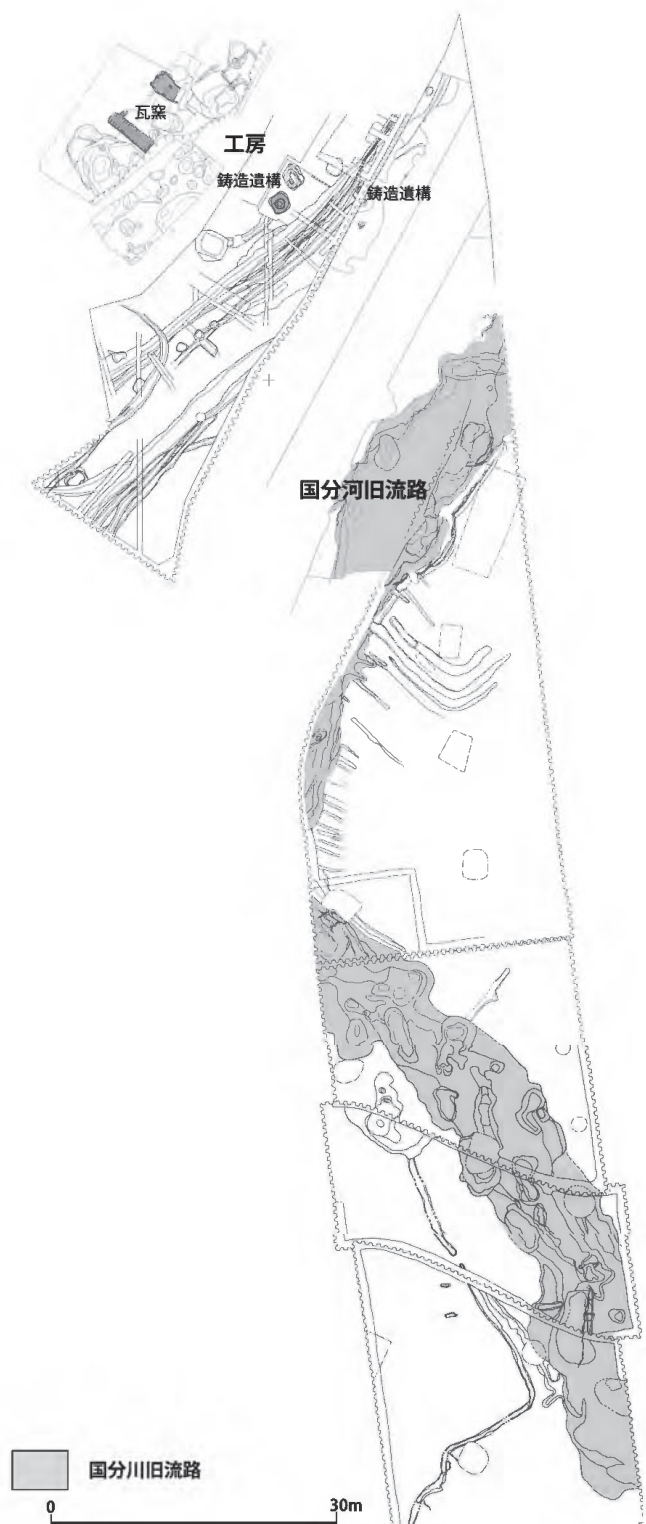


図 26 北下遺跡の旧河道

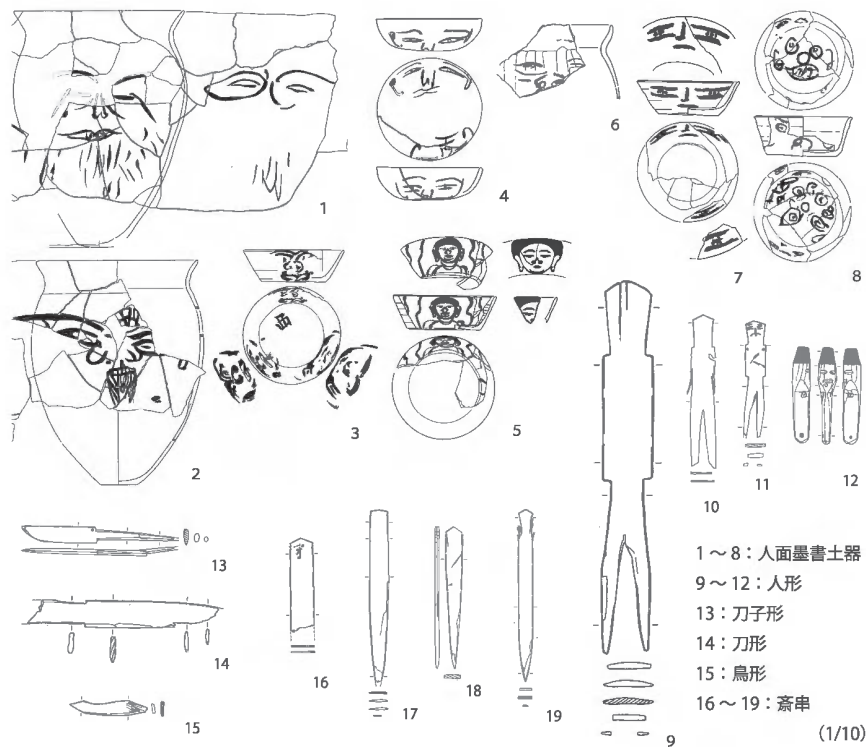


図 27 北下遺跡出土の祭祀遺物

このように国分川旧河道周辺に営まれた遺跡は、歴史的環境と立地、遺構群の構造と出土品の組成からみて、下総国府の東の境界にあたる川辺において、国府の官人等により執り行われた儀式・行事の場として、8世紀後半頃から10世紀頃まで、長期にわたり維持管理された区域であったと捉えることができる。また、8世紀末頃に位置づけられる仏像・仏面墨画土器や「金」墨書土器の出土は、近隣に営まれていた下総国分寺や下総国分尼寺との関りを想起させる。

国分川は須和田付近で真間川に合流するが、この2つの川に画された国府台・須和田台・国分台一帯が古代下総国の国府域と捉えられるため、北下遺跡は国府域の東限であったと考えられている。

(4) 須和田遺跡

須和田遺跡は国府台遺跡の台地から東に細長く延びる支台、長さ600mほどの須和田台地のほぼ中央に位置する。縄文時代前期の小貝塚がわずかにみられるほかは、弥生時代中期から平安時代までの遺構や遺物が見られる複合の集落遺跡である。特に、南関東地方で最初に出現した弥生式土器が須和田台地から出土し、須和田式土器という型式名で呼ばれるようになり、また奈良・平安時代に比定される真間式土器や、国分式土器の標式遺跡としても知られている。

6世紀代と8世紀後葉～10世紀代に遺構や遺物が増加するため、国府台古墳群の形成や葛飾評家、下総国府、下総国分寺等の設置との関係がうかがえる。須和田遺跡では「右京」墨書土器が、また須和田台地付近の土取りされた箇所から「博士館」墨書土器が出土しており、下総国府を考える上で重要である。

(5) 国分遺跡

国分遺跡は、国分台の台地南側で下総国分寺跡と下総国分尼寺跡の寺院地以外に広がる遺跡で、下総国分寺が創建された8世紀中葉より前の7世紀末から8世紀前葉には一部で人が住んでいたものの、下総国分寺と下総国分尼寺の造営を機に多くの人々が住み始めた場所で、両寺院の造営後には国府域に含まれるようになったと考えられている。

これまでの発掘調査により、国分遺跡では8世紀後葉に竪穴建物や掘立柱建物の数が急増し、11世紀頃まで継続して人々が住んでいたことが確認されている。鍛冶工房等も発見されていることから、下総国分寺や下総国分尼寺の造営や修繕等に携わっていたとも推測されている。出土遺物には、下総国分寺の主要建物や北下瓦窯から持ち込んだと考えられる瓦も竪穴建物等から多量に出土し、さらに緑釉陶器や鉄鉢形土器、香炉等、仏教に関ると考えられる遺物が数多く出土していることから、下総国分寺や下総国分尼寺と密接した遺跡であることをうかがうことができる。

第3節 これまでの調査の概要

1. 発掘調査の経緯

下総国分寺跡では、1932（昭和7）年の発掘調査により国分寺と国分尼寺の位置が確認されて以来、今に至るまで発掘調査が続き、107地点以上の調査が行われている。発掘調査は開発の事前調査として実施されることが多く、今後も断続的に行われることが予想される。同様に、下総国分尼寺跡、国分遺跡、北下遺跡等の関連する遺跡でも開発等に伴う発掘調査が行われ、その調査成果が蓄積されつつある。

なお、現在下総国分寺の寺院地内と考えられる範囲では、寺院地が判明する以前に遺跡名が付された国分平川遺跡が所在し、さらに国分遺跡として発掘調査が行われた地点もある。

2. 主な発掘調査

これまでの主な発掘調査の概要は以下の通りである。

1932（昭和7）年	平野元三郎氏、滝口宏氏により下総国分寺跡と下総国分尼寺跡の位置が確定。
1966（昭和41）年	市川市史編纂事業に係る調査により主要建物である金堂・塔・講堂の基壇、さらに台地の東側斜面で瓦窯跡が確認される。
1975（昭和50）年	寺院地追求のための発掘調査により、金堂跡から北に約93mの位置で大溝を発見し、北辺と想定（後に、大衆院等を区画する溝と判明）。
1976（昭和51）年～	下総国分寺跡周辺で個人住宅建設や農地造成等に伴う発掘調査が実施される。
1982（昭和57）年	講堂跡から西に約135mの位置で西側の区画溝が発見される（第13次）。
1985（昭和60）年	個人住宅建設に伴う発掘調査で西側の区画溝の延長部分が確認される（第21次）。
1988（昭和63）年	主要伽藍の北方で共同住宅建設に伴う発掘調査が実施され、掘立柱建物群が発見される。主要伽藍との位置関係から何らかの中心建物もしくは重要な施設とみなされた（第20次）。
1989～1993 （平成元～5）年度	下総国分寺跡の寺院地等の確認調査を実施。寺院地北辺・西辺・北西隅の区画溝、宮繕施設、主要伽藍北方の施設、塔の中軸線延長と北辺溝との交点で架橋遺構等を発見。
2001（平成13）年	主要伽藍の北東で共同住宅建設に伴う発掘調査が実施され、第20次で見つかった掘立柱建物群と同様の建物群が発見される（第55次）。
2004（平成16）年	東京外かく環状道路の建設に伴い北下遺跡で発掘調査が実施され、瓦窯跡が2基発見される（2010（平成22）年に追加指定）。
2009（平成21）年	同じく北下遺跡で祭祀遺物（国府域の境界祭祀）が発見される。
2011（平成23）年	第20次調査区の再調査を行い、僧坊や大衆院と考えられる掘立柱建物等を再確認。
2017～2018 （平成29～30）年	第90次調査とその周辺の調査で寺院地の西と南を区画する溝が確認され、寺院地の変遷がうかがえた。
2022～2023 （令和4～5）年	第105次調査で主要建物の南側を調査し、東西溝等が発見された。

3. 発掘調査の成果

これまでの発掘調査により、下総国分寺跡では奈良・平安時代の基壇、瓦窯、竪穴建物、掘立柱建物、溝等を中心に、中・近世の掘立柱建物や台地整形、地下式坑等が発見されている。竪穴建物は80棟以上、掘立柱建物は50棟以上に及び、下総国分寺が創建される8世紀中頃から11世紀頃までが中心で、特に8世紀後葉以降に増加する傾向が見受けられる。

また、下総国分寺の創建よりも前の遺構は、下総国分寺跡で7世紀～8世紀前葉の竪穴建物が3棟程、国分平川遺跡で古墳時代中期の竪穴建物1棟、古墳時代後期の竪穴建物1棟が確認されているのみで、国分台の台地上は下総国分寺が創建されるまで僅かな建物が散在する状況であったと考えられている。

出土した遺物は須恵器や土師器等の土器類と瓦類が多く、他にも金属製品や石製品、鉄生産に関連する遺物等が出土している。墨書土器には国分寺を示すと考えられる「金」・「東寺」、寺の施設に関わる「院」・「講院」・「造寺」、その他にも「国厨」・「□京」・「匠」・「海上□」等の文字が認められる。瓦類では、丸瓦と平瓦の他にものしがわら熨斗瓦やせん塼、「埴」の文字瓦等が出土し、窯跡周辺では失敗して廃棄された瓦等も多く出土している。軒瓦には、宝相華文が創建期に、れんげもん蓮華文とからくさまん唐草文等が補修期に施され、下総国分寺の特徴となっている。

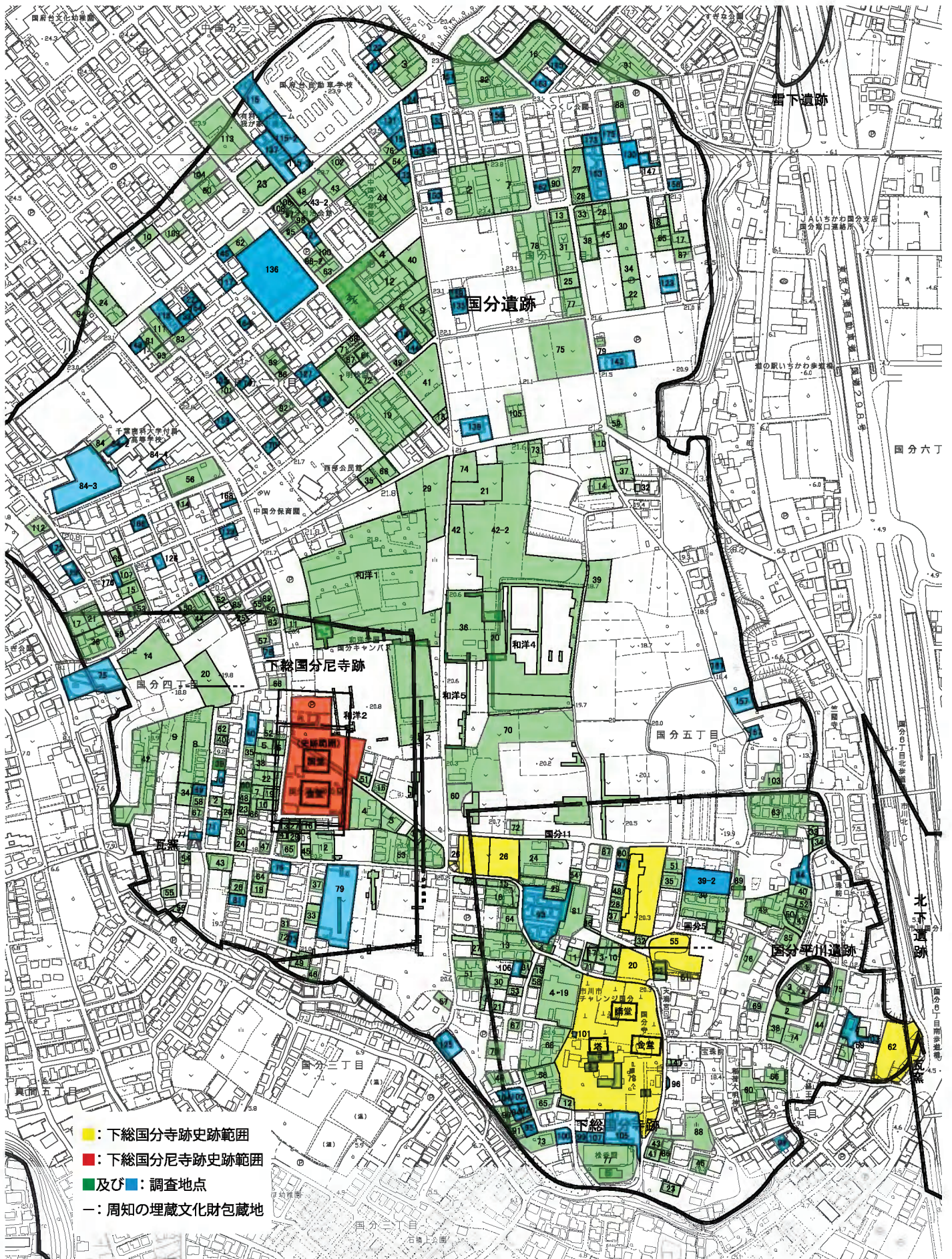


図 28 総国分寺跡周辺の発掘調査位置図 (縮尺: 1/5,000)

表2 下総国分寺跡及び関連遺跡の主な発掘調査（調査地点1~70まで）（2024（令和6）年3月31日現在）

遺跡名	調査地点	所在地	調査面積 (㎡)	主な遺構	主な遺物	備考	報告書
下総国分寺跡	1	国分3-1790-1他	—	基壇	奈良・平安時代瓦	金堂・塔・講堂跡	市川市 『市川市史』
	3	国分5-1774-3	127	奈良・平安時代竪穴建物1、溝3、土坑10	—		市川市 『市川市史』
	4	国分3-1785-1他	245	溝6、土坑5	—		市立市川博物館『昭和49年度市立市川博物館年報』1975
	5	国分3-1482	45	なし	—		報告書未刊行
	6	国分3-1790-1	100	近世門跡1	—		市立市川博物館『昭和50年度市立市川博物館年報』1976
	7	国分3-1790-1	117	なし	奈良・平安時代瓦、中・近世土師質土器	回廊推定地	市川市教育委員会『昭和54年度埋蔵文化財発掘調査報告』1980
	8	国分3-1790-1・2	31	中・近世土坑1	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『昭和55年度埋蔵文化財発掘調査報告』1981
	9	国分3-1790-1・2	12	古墳時代後期竪穴建物1、基壇、中・近世土坑2	奈良・平安時代土師器、瓦	塔跡	市川市教育委員会『昭和55年度埋蔵文化財発掘調査報告』1981
	10	国分5-1774-6	173	奈良・平安時代竪穴建物1、溝2、土坑9	なし	寺院地内区画溝	市川市教育委員会『昭和56年度埋蔵文化財発掘調査報告』1982
	11	国分5-1774-6	27	なし	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『昭和57年度埋蔵文化財発掘調査報告』1983
	12	国分3-1845-6	4	なし	なし		市川市教育委員会『昭和57年度埋蔵文化財発掘調査報告』1983
	13	国分3-1782-6	556	古墳時代後期竪穴建物1、奈良・平安時代竪穴建物6、溝1、土坑4	古墳時代後期土師器、奈良・平安須恵器、土師器、銭貨、鉄製品、円面硯	西辺区画溝	市川市教育委員会『昭和58年度埋蔵文化財発掘調査報告』1984
	14	国分2-1794-1	6	なし	なし		市川市教育委員会『昭和58年度埋蔵文化財発掘調査報告』1984
	15	国分3-1782-1の一部	89	なし	なし		市川市教育委員会『昭和60年度埋蔵文化財発掘調査報告』1986
	16	国分3-1782-4の一部	300	奈良・平安時代竪穴状遺構4、土坑106	奈良・平安時代須恵器、土師器、中・近世陶器		市川市教育委員会『昭和60年度埋蔵文化財発掘調査報告』1986
	17	国分5-1774-28	111	奈良・平安時代溝1	奈良・平安時代土師器、瓦	寺院地内区画溝	報告書未刊行
	18	国分3-1785-33	23	奈良・平安時代竪穴状遺構2、溝1	縄文土器、奈良・平安時代土師器、瓦		報告書未刊行
	19	国分3-1785-1他	947	奈良・平安時代竪穴建物2、溝1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行
	20	国分5-1774-1	690	奈良・平安時代竪穴建物2、掘立9、溝5	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、鉄製品	僧坊跡、大衆院跡	報告書未刊行
	21	国分3-1785-3	70	奈良・平安時代竪穴建物1、溝1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦	西辺区画溝	報告書未刊行
	22	国分5-1785-3他	78	土坑3	奈良・平安時代瓦		報告書未刊行
	23	国分2-1840-1	25	溝2	奈良・平安時代土師器、瓦		報告書未刊行
	24	国分5-1780	335	奈良・平安時代竪穴建物3、掘立2、溝1、土坑19	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行
	25	国分3-1782-1	86	奈良・平安時代溝2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦	西辺区画溝	報告書未刊行
	26	国分5-1780	412	奈良・平安時代竪穴建物4、掘立9、鍛冶工房3	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、土製品、鉄製品		報告書未刊行
	27	国分3-1782-17他	65	奈良・平安時代溝2、土坑1	奈良・平安時代土師器、瓦	西辺区画溝	報告書未刊行
	28	国分5-1778-17	27	ピット3	奈良・平安時代灰軸陶器、瓦		報告書未刊行
	29	国分5-1777	248	中・近世溝2、土坑2	奈良・平安時代須恵器、瓦、中・近世土師質、陶磁器	道路跡	市川市教育委員会『平成4年度市川市内遺跡発掘調査報告』1993
	30	国分3-1785-3	143	奈良・平安時代溝1、近世以降溝8	—	西辺区画溝	報告書未刊行
	31	国分3-1785-20	20	溝1、土坑23	奈良・平安時代土師器、瓦		報告書未刊行
	32	国分5-1778-20	—	竪穴建物2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行
	33	国分5-1761-4	—	—	—		報告書未刊行
	34	国分5-1761-4	—	—	—		報告書未刊行
	35	国分5-1789-9	—	—	奈良・平安時代須恵器、土師器		報告書未刊行
	36	国分5-1778-21	—	土坑カ	奈良・平安時代土師器、瓦		報告書未刊行
	37	国分5-1778-18	16	竪穴建物1、ピット1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行
	38	国分5-1740-1他	—	—	奈良・平安時代土師器、瓦		報告書未刊行

(表2の続き) 下総国分寺跡及び関連遺跡の主な発掘調査 (2024(令和6)年3月31日現在)

遺跡名	調査地点	所在地	調査面積 (㎡)	主な遺構	主な遺物	備考	報告書	
下総国分寺跡	39	国分5-1766	249	奈良・平安時代竪穴建物1、溝1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、獣骨		市川市教育委員会『平成7年度市川市内遺跡発掘調査報告』1996	
	39-2	国分5-1766	991	奈良・平安時代住居1・掘立柱建物1、中・近世溝3・土坑3	奈良・平安時代須恵器・瓦・鉄製品、中世陶器		東京航業研究所『下総国分寺跡第39-2次発掘調査報告書』2022	
	40	国分5-1760-2他	24	なし	縄文土器、奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015	
	41	国分2-1841-1他	9	土坑2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行	
	42	欠番						
	43	国分2-1841-30	13	なし	—			市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015
	44	国分5-1738-37他	27	奈良・平安時代竪穴建物1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行	
	45	国分3-1845-27他	33	溝1	—		報告書未刊行	
	46	国分2-1841-33他	24	中・近世包含層	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行	
	47	国分5-1755-7	20	奈良・平安時代掘立1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成11年度市川市内遺跡発掘調査報告』2000	
	48	国分5-1778-16	10	中・近世溝1	奈良・平安時代瓦		市川市教育委員会『平成11年度市川市内遺跡発掘調査報告』2000	
	49	国分5-1755-1他	578	奈良・平安時代堀5、中・近世地下式坑1、道路1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成11年度市川市内遺跡発掘調査報告』2000	
	50	国分5-1755-19	16	奈良・平安時代掘立1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成11年度市川市内遺跡発掘調査報告』2000	
	51	国分5-1778-8他	26	奈良・平安時代竪穴建物1、溝1、土坑1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行	
	52	国分5-1755-3	17	なし	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	53	国分3-1785-13	50	土坑1、溝1	縄文土器、奈良・平安時代土師器		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	54	国分5-1778-31	9	溝1	埴輪、奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	55	国分5-1770-2他	1116	奈良・平安時代竪穴建物5、掘立5、堀1、溝2	奈良・平安時代須恵器、土師器、硯、瓦、鉄製品、砥石	大衆院跡	市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	56	国分3-1845-44他	34	なし	なし		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	57	国分5-1767-3	16	奈良・平安時代竪穴建物3	奈良・平安時代土師器		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	58	国分3-1785-32	12	奈良・平安時代竪穴建物3、土坑1	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	59	国分5-1724-1他	45	なし	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	60	国分2-1798-2他	89	なし	奈良・平安時代須恵器、瓦		市川市教育委員会『平成12～15年度市川市内遺跡発掘調査報告』2008	
	61	国分5-1770-2他	9	奈良・平安時代掘立1、土坑2、溝1	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	62	国分5-1723-2他	120	なし	なし		市川市教育委員会『平成16～21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010	
	62-2	国分5-1723-2他	91	奈良・平安時代土坑1、中・近世土坑1	奈良・平安時代土師器、灰釉陶器、瓦		市川市教育委員会『平成16～21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010	
	63	国分5-1770-2	245	溝1条	奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	64	国分5-1762-1他	46	溝1条	奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	65	国分3-1782-7	32	奈良・平安時代竪穴建物1、土坑1基、溝1条	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	66	国分3-1845-4他	30	なし	縄文土器、奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	67	国分2-1801-12	14	奈良・平安時代竪穴建物1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011	
	68	国分3-1846-3	938	奈良・平安時代竪穴建物4、掘立3、溝1、土坑3、ピット4、中・近世掘立3、溝8、土坑140、ピット281	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、中・近世土師質土器、金属製品		市川市教育委員会『平成17年度市川市内遺跡発掘調査報告』2015	
69	国分5-1752-1	23	奈良・平安時代竪穴建物1、土坑8	奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成16～21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010		
70	国分3-1846-5	40	奈良・平安時代竪穴建物1、溝5、土坑6、ピット4	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015		
71	国分5-1774-32	16	溝3条	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦	寺院地内区画溝	市川市教育委員会『平成12～18年度市川市内遺跡発掘調査報告』2011		
72	国分5-2061-2	25	奈良・平安時代溝1	奈良・平安時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015		

(表 2 の続き) 下総国分寺跡及び関連遺跡の主な発掘調査 (2024 (令和 6) 年 3 月 31 日現在)

遺跡名	調査地点	所在地	調査面積 (㎡)	主な遺構	主な遺物	備考	報告書
下総国分寺跡	73	国分3-1845-1他	35	奈良・平安時代溝2、土坑2、ピット1	縄文土器、奈良・平安時代土師器、灰釉陶器、瓦		市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015
	74	国分5-1738-7	39	道路1、中・近世溝2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	75	国分5-1738-15	74	奈良・平安時代竪穴建物1、溝1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、鉄製品		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	76	国分5-1754-2他	41	なし	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	77	国分3-1842-1他	669	中・近世溝4、土坑37	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		報告書未刊行
			1520	中・近世掘立1、溝6、地下式坑7、土坑83、ピット150	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、石製品、中・近世土師質土器、金属製品		市川市教育委員会・勾玉工房Mogi『下総国分寺跡第77次』2009
	78	国分3-1790-1	18	中・近世溝1条、ピット1基	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成19・20年度市川市内遺跡発掘調査報告』2012
	79	国分5-1724-4	23	なし	奈良・平安時代瓦		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	80	国分5-1778-13	27	奈良・平安時代竪穴建物2、溝1、土坑2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2013
	81	国分5-1775-1他	231	奈良・平安時代竪穴建物4、土坑2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成28年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2017
	82	国分5-1724-1他	42	なし	なし		市川市教育委員会『平成24年度市川市内遺跡発掘調査報告』2018
	83	国分5-1738-15	56	奈良・平安時代溝1、中・近世溝1、土坑2	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成25年度市川市内遺跡発掘調査報告』2019
	84	国分5-1760-1他	35	なし	なし		市川市教育委員会『平成25年度市川市内遺跡発掘調査報告』2019
	85	国分5-1755-2他	30	奈良・平安時代土坑8、ピット3	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		市川市教育委員会『平成26年度市川市内遺跡発掘調査報告』2020
	86	国分2-1841-19他	30	中・近世台地整形1、土坑6	奈良・平安時代瓦		市川市教育委員会『平成26年度市川市内遺跡発掘調査報告』2020
			286	中・近世台地整形1、土坑8、井戸状1	奈良・平安時代瓦、中・近世陶磁器、板碑、銭貨		原史文化研究所『下総国分寺跡第86次』2016
	87	国分5-1778-27	18	奈良・平安時代掘立1、土坑2	奈良・平安時代土師器		市川市教育委員会『平成27年度市川市内遺跡発掘調査報告』2021
	88	国分2-1792-1他	102	奈良・平安時代竪穴建物、溝	奈良・平安時代土師器	区画溝カ	市川市教育委員会『平成28年度市川市内遺跡発掘調査報告』2022
	89	国分5-1758-1他	23	なし	奈良・平安時代土師器、瓦、中・近世陶器		市川市教育委員会『平成28年度市川市内遺跡発掘調査報告』2022
	90	国分3-1845-75	57	奈良・平安時代溝1	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦	西辺区画溝	市川市教育委員会『令和元年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2020
	91	国分3-1845-77	14	なし	なし		市川市教育委員会『令和元年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2020
	92	国分3-1845-10	12	奈良・平安時代溝1・土坑1、中・近世溝1	縄文土器、奈良・平安時代土師器・瓦	寺院地の区画溝	市川市教育委員会『令和元年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2020
	93	国分5-1775-1他	207	縄文時代土坑4基・ピット2基、奈良・平安時代竪穴住居跡4軒・掘立柱建物跡1棟・土坑6基・ピット14基	奈良・平安時代土師器・瓦		市川市教育委員会『平成30年度市川市内遺跡発掘調査報告』2024
	94	国分3-1845-74他	13	奈良・平安時代溝1・ピット4	縄文、奈良・平安時代土師	寺院地の区画溝	市川市教育委員会『令和元年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2020
	95	国分3-1845-76他	12	奈良・平安時代土坑1・ピット3	縄文、奈良・平安時代土師		市川市教育委員会『令和元年度市川市埋蔵文化財発掘調査報告』2020
	96	国分2-1794-1他	2	奈良・平安時代住居1・土坑1	奈良・平安時代土師器・瓦		未報告
	97	国分5-1778-14	15	奈良・平安時代柱穴2基・溝1条・土坑2基・ピット3基	奈良・平安時代土師器・須恵器・瓦		未報告
	98	国分2-1798-54他	21	なし	奈良・平安時代土師器		未報告
	99	国分3-1844-4	12	なし	奈良・平安時代瓦		未報告
	100	国分3-1845-24	29	奈良・平安時代住居2・土坑2	奈良・平安時代土師器・須恵器・瓦		未報告
		国分3-1845-24	35	奈良・平安時代溝1・土坑1・ピット3	奈良・平安時代土師器・須恵器・瓦		未報告
	101	国分3-1790-2	14	竪穴建物1棟、中・近世以降溝1条・ピット2基	奈良・平安時代瓦		未報告
	102	国分3-1845-3、33	23	奈良・平安時代土坑5・ピット2	奈良・平安時代土師器		未報告
		国分3-1845-3、33	4	奈良・平安時代土坑3・ピット2	なし		未報告
	103	国分5-1724-6	9	奈良・平安時代溝1・土坑1・ピット1	奈良・平安時代土師器		未報告
	104	国分2-1845-40、41	21	奈良・平安時代溝1・中・近世土坑1	奈良・平安時代土師器・瓦・釘・鉄滓		未報告

(表 2 の続き) 下総国分寺跡及び関連遺跡の主な発掘調査 (2024 (令和 6) 年 3 月 31 日現在)

遺跡名	調査地点	所在地	調査面積 (㎡)	主な遺構	主な遺物	備考	報告書
下総国分寺跡	105	国分3-1843-1他	60	奈良・平安時代溝2条・ピット4基、中・近世溝2条・台地整形1基・土坑3基・ピット5基	奈良・平安時代土師器・瓦、中・近世土師器・瓦、陶器		未報告
	105-2	国分3-1843-1他	83	奈良・平安時代溝1条・ピット1基、中・近世台地整形1基・土坑3基・ピット5基	奈良・平安時代土師器・瓦		未報告
	106	国分3-1785-5	15	奈良・平安時代ピット2基	なし		未報告
	107	国分3-1844-4の一部、1845-19	30	奈良・平安時代溝2条・ピット4基、中・近世台地整形1基	奈良・平安時代瓦		未報告
	—	—	3472	奈良・平安時代竪穴建物、掘立、溝、土坑	奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦	寺院地確認調査	市立市川考古博物館『下総国分寺跡』1994
北下遺跡	(1)	国分1-937-1他	64	奈良・平安時代瓦窯跡灰原1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、灰軸、木製品、石製品		千葉県教育振興財団『東京外かく環状道路埋蔵文化財調査報告書3』2011
	(2)	国分5-965-1他	480	古墳時代前期竪穴建物1、奈良・平安時代土坑1、中・近世土坑21、地下式坑9	縄文土器、古墳時代前期土師器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、土製品、石製品、中・近世木製品		
	(3)	国分5-946-1他	617	奈良・平安時代瓦窯跡2、竪穴建物4、土坑2、鑄造遺構1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、土製品、金属製品、中・近世木製品	瓦窯跡	
	(3)-2	国分5-1724-12	30	奈良・平安時代竪穴建物5、大型土坑1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、鉄製品		
	(4)	国分2-1723-1他	49	奈良・平安時代土坑1、溝1、瓦包含3	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、トンボ玉		
	(5)	国分1-947-1他	345	奈良・平安時代鑄造土坑1、灰原カ1、土坑6、溝7	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、土製品、石製品、金属製品、中・近世板碑		
	(5)-2	国分1-946-2他	830	奈良・平安時代鑄造遺構2、灰原1、溝5、土坑6、中・近溝5、土坑3	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、中・近世金属製品、木製品	鑄造遺構	
	(6)	国分5-1722他	715	奈良・平安時代溝1、井戸1、瓦集中1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、土製品、中・近世木製品、板碑		
	(6)-2	国分6-2-1他	54	なし	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、中・近世木製品		
	(7)	国分5-1709-1他	1832	奈良・平安時代竪穴状遺構1、中・近世井戸6、地下式坑2、竪穴状遺構2、土坑89	縄文土器、古墳時代前期土師器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		
	(8)	国分5-1714-1他	660	奈良・平安時代祭祀遺構1、馬埋葬1、焼土集中6、溝2	縄文土器、古墳時代前期土師器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、金属製品		
	(9)	国分1-935-1他	120	なし	奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦		
	(10)	国分1-942-7他	538	奈良・平安時代流路1、溝1、土坑2	奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、鉄製品、木製品	祭祀遺物	
	(11)	国分6-953-1他	17	なし	奈良・平安時代瓦、中・近世木製品		
(11)-2	国分1-947-5他	1322	奈良・平安時代流路1、道路4、井戸1、瓦・土器集中2	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、鉄製品、木製品			
(11)-3	国分1-939-1他	1149	奈良・平安時代流路1、溝2、土坑2	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、木製品			
(12)	国分1-951-3他	546	奈良・平安時代流路1、溝1、土坑6	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、灰軸陶器、瓦、鉄製品、木製品、獣骨			
(12)-2	国分1-951-3他	84	奈良・平安時代流路1	縄文土器、古墳時代前期土師器、奈良・平安時代須恵器、土師器、瓦、木製品			
(14)	国分1-945-1他	753	奈良・平安時代流路1、鑄造遺構7、溝1、土坑1、瓦集中1	縄文土器、奈良・平安時代須恵器、土師器、緑軸陶器、瓦、鑄型、木製品	祭祀遺物	千葉県教育振興財団『東京外かく環状道路埋蔵文化財調査報告書10』2017	
国分平川遺跡	1	国分5-1743-1他	114	古墳時代前期竪穴建物1、後期竪穴建物1	縄文土器、古墳時代土師器、滑石		市川市教育委員会『平成元年度埋蔵文化財発掘調査報告』1990
	2	国分5-1742	50	なし	奈良・平安時代土師器、瓦		市川市教育委員会『平成26年度不特定遺跡発掘調査報告』2015
	3	国分5-1744-9他	15	なし	縄文土器、古墳時代須恵器、土師器		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	4	国分5-1744-2	12	中・近世溝1、土坑1	縄文土器		市川市教育委員会『平成16~21年度市川市内遺跡発掘調査報告』2010
	5	国分5-1744-4他	28	なし	なし		報告書未刊行
国分遺跡	5	国分5-1767-1	61	奈良・平安時代竪穴建物1	奈良・平安時代須恵器、土師器、磁石	寺院地内の調査	市川市教育委員会『昭和58年度埋蔵文化財発掘調査報告』1984
	11	国分5-1778-3	73	奈良・平安時代竪穴建物1、竪穴状遺構2	奈良・平安時代土師器、瓦	寺院地内の調査	市川市教育委員会『昭和59年度埋蔵文化財発掘調査報告』1985

第4章

史跡の指定状況

第1節 指定の状況

1. 指定内容

名 称 : 下総国分寺跡 附北下瓦窯跡 (しもふさこくぶんじあと つけたりきたしたかわらがまあと)
位 置 : 千葉県市川市国分3丁目、5丁目 (所在地詳細は表3 指定地一覧を参照)
面 積 : 21,336.85㎡

2. 指定告示

(1) 1967 (昭和 42) 年指定

名 称 : 下総国分寺跡
種 別 : 史跡
指 定 年 月 日 : 1967 (昭和 42) 年 12 月 27 日 (文化財保護委員会告示第 77 号)
指 定 基 準 : 特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第三 (社寺の跡) による。
面 積 : 11,030.11㎡

(2) 2002 (平成 14) 年追加指定

追加指定年月日 : 2002 (平成 14) 年 9 月 20 日 (文部科学省告示第 180 号)
指 定 基 準 : 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部三による。
面 積 : 8,019㎡

(3) 2010 (平成 22) 年追加指定・名称変更

名 称 変 更 : 下総国分寺跡 附北下瓦窯跡
追加指定年月日 : 2010 (平成 22) 年 8 月 5 日 (文部科学省告示第 127 号)
指 定 基 準 : 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部六による。
面 積 : 2,287.74㎡

3. 指定説明文 (抜粋) とその範囲

(1) 1967 (昭和 42) 年指定

下総国分寺跡は、国鉄 (現: 東日本旅客鉄道株式会社) 総武線市川駅の北東方約 1.9km の地にあり、西北より東南にのびる台地の南端に位置する。その沿革はつまびらかではないが、創建以来いくたの変遷をたどり堂塔が退転したといわれ、従来現国分寺境内付近にのこる数個の礎石や古瓦片等によって往時のおもかげをうかがい得るにすぎなかった。

1966 (昭和 41) 年に実施された発掘調査によって創建当時の塔・金堂・講堂の掘込み築成基壇^{きだん}が発見され、伽藍中枢部の規模と配置が明らかとなった。その配置は、現国分寺本堂下に位置する金堂跡 (東西 31.5 m、南北 19 m) が、西方約 49 m にある塔跡 (方 18 m) とならび、講堂跡 (東西 26 m、南北 18 m) は塔・金堂跡の北約 33 m にある。国分寺として法隆寺式伽藍配置を有する遺跡であり、学術上価値が高い。

(2) 2002 (平成 14) 年追加指定

台地縁辺に立地する現国分寺境内地でかねて金堂・講堂・塔、寺院地を区画する溝等を確認していたが、2001 (平成 13) 年に当時の主要施設と考えられる溝に区画された大規模な掘立柱建物群を確認。その保存を図るとともに、これまで掘立柱建物等が確認されていた寺院地の北西部・北側中央部を併せて追加指定する。

(3) 2010 (平成 22) 年追加指定・名称変更

奈良時代の国分寺・尼寺建立の詔に基づいて国ごとに設置されたもので、金堂・講堂・塔、寺院地を画する溝等が確認されている。今回、新たに確認された国分寺創建瓦を焼成した瓦窯跡 2 基等を追加指定する。

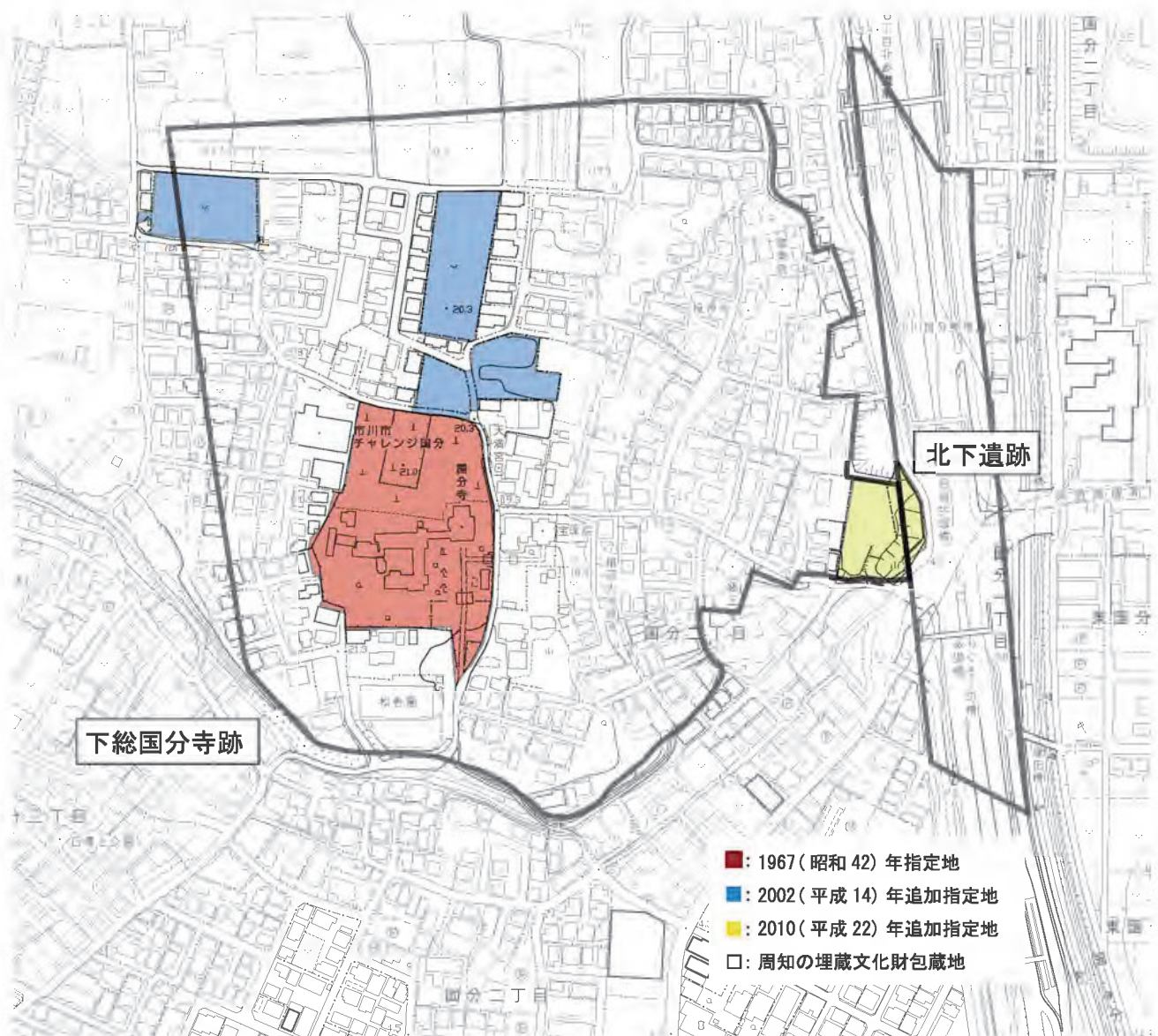


図 29 史跡の指定範囲と指定年 (縮尺: 1/4,000)

第2節 指定地の状況

1. 現況

史跡指定地の現況：現国分寺境内地、墓地、畑地、宅地、公園、雑種地、道路

2. 土地所有

現在の史跡指定地の所有者は、下総国分寺跡の中心部分が現在の国分寺、宝珠院、個人、国、市川市、北部が個人、北西部と北下瓦窯跡が市川市となっている。管理団体は指定されていない。

3. 公有化の経緯

1967（昭和42）年の史跡指定地は現国分寺の境内や国分寺と宝珠院の墓地が中心で、1973（昭和48）年度に宝珠院所有の墓地内に位置する講堂跡の西側半分が公有化された。

その後、史跡周辺の開発に伴う発掘調査や史跡の内容確認のための確認調査により判明した寺院地の区画溝や関連施設等が2002（平成14）年に追加指定され、その内の一部が2004（平成16）年度と2005（平成17）年度に公有化された。

2010（平成22）年には北下瓦窯跡が追加指定され、その内の個人所有地であった台地上の平坦部について2011（平成23）年度に公有化した。残る瓦窯跡周辺はNEXCO 東日本等の所有地であったが、2024（令和6）年度に公有化が完了した。

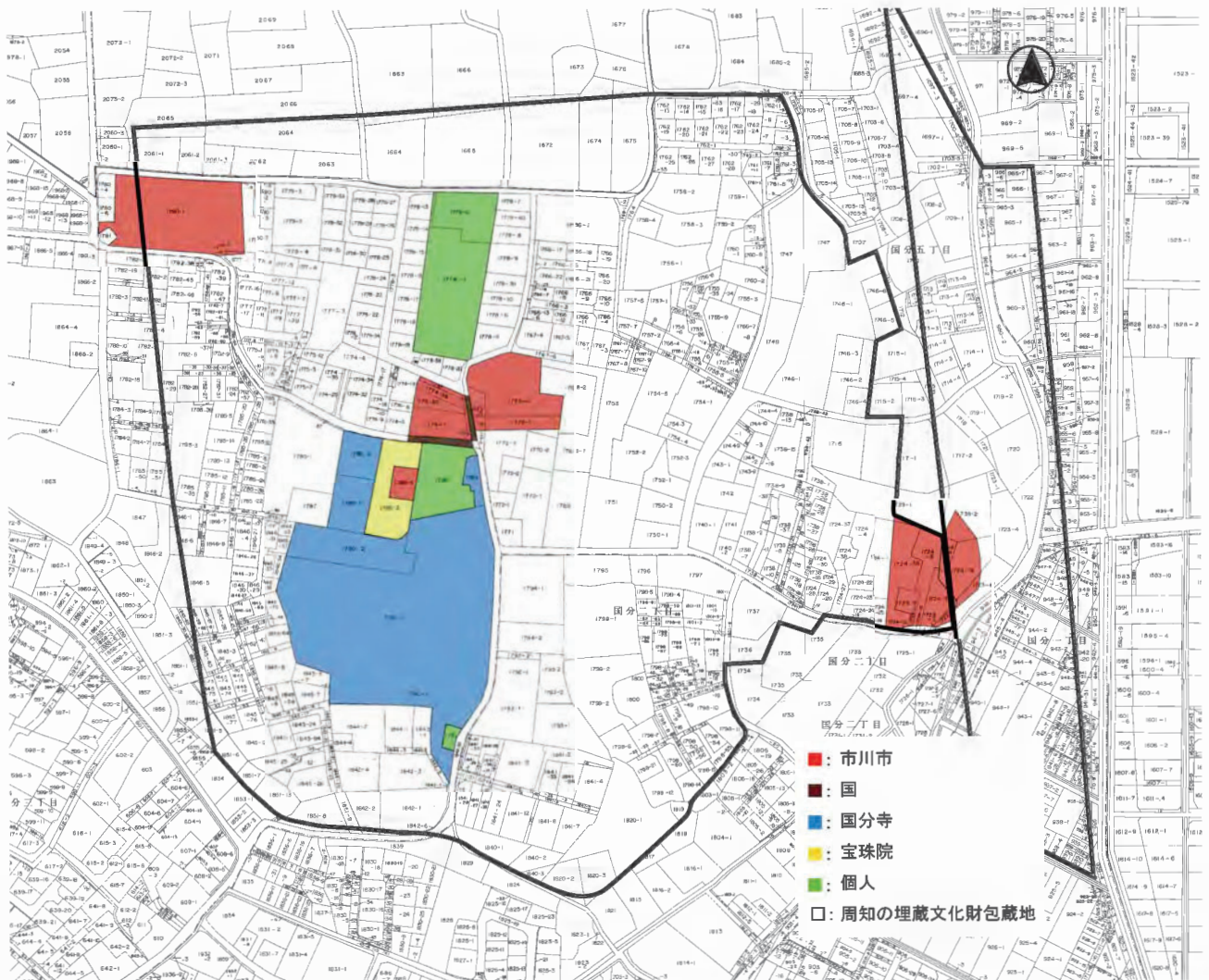


図30 史跡指定地の所有状況図（縮尺：1/4,000）

表3 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡 指定地一覧

指定年月日	指定時			現在			面積(m ²)	公有化年度	備考
	地番	所有者	状況	地番	所有者	状況			
1967 (昭和42)年 12月 27日	国分町1786番1	国分寺	畑	国分3丁目1786番1	国分寺	墓地	500	—	
	国分町1786番2	宝珠院	雑種地	国分3丁目1786番2	宝珠院	墓地	644	—	
	国分町1786番3	国分寺	畑	国分3丁目1786番3	国分寺	墓地	426	—	
	国分町1786番4	宝珠院	雑種地	国分3丁目1786番4	市川市	基壇明示	247.36	昭和48年度	
	国分町1788番	共有	墓地	国分3丁目1788番	共有	墓地	1,315	—	個人外94人
	国分町1789番	国分寺	山林	国分3丁目1789番	国分寺	墓地	165	—	
	国分町1790番1	国分寺	境内地	国分3丁目1790番1	国分寺	境内地	6,790	—	
	国分町1790番2	国分寺	墓地	国分3丁目1790番2	国分寺	墓地	957	—	
	国分町1791番	共有	宅地	国分3丁目1791番	共有	宅地	56.19	—	個人外122人
2002 (平成14)年 9月 20日	国分5丁目1772番4	個人	山林	国分5丁目1772番4	市川市	公園	1,165	平成16年度	
				国分5丁目1772番5	市川市	公園	289	平成17年度	1772番4から分筆
	国分5丁目1773番3	個人	畑	国分5丁目1773番3	市川市	公園	119	平成16年度	
				国分5丁目1773番4	市川市	公園	24	平成17年度	1773番3から分筆
	国分5丁目1774番1	個人	宅地	国分5丁目1774番1	市川市	公園	398	平成17年度	
	国分5丁目1774番5	市川市	宅地	国分5丁目1774番5	市川市	公園	36	—	
	国分5丁目1774番30	個人	畑	国分5丁目1774番30	市川市	公園	173	平成17年度	
				国分5丁目1774番36	市川市	公園	137	平成16年度	1774番30から分筆
				国分5丁目1774番37	市川市	公園	54	平成17年度	
	国分5丁目1778番1	個人	畑	国分5丁目1778番1	個人	畑	2,644	—	
	国分5丁目1778番2	個人	畑	国分5丁目1778番2	個人	畑	697	—	
	国分5丁目1780番1	個人	畑	国分5丁目1780番1	市川市	公園	2,281	令和2年度	
	国分5丁目1774番1・5に接する市道1213号	国	道路	国分5丁目1774番1・5に接する市道1213号	国	道路	127	—	管理者市川市
国分5丁目1774番5に接する市道1221号	国	道路	国分5丁目1774番5に接する市道1221号	国	道路	134	—	管理者市川市	
2010 (平成22)年 8月 5日	国分5丁目1723番2	個人	山林	国分5丁目1723番2	市川市	雑種地	100	平成23年度	
	国分5丁目1723番3	個人	山林	国分5丁目1723番3	市川市	雑種地	0.22	平成23年度	
	国分5丁目1723番5	機構	山林	国分5丁目1723番8	市川市	雑種地	69.63	令和5年度	1723番5から分筆
	国分5丁目1723番6	機構	山林	国分5丁目1723番9	市川市	雑種地	26.63	令和5年度	1723番6から分筆
	国分5丁目1724番2	個人	宅地	国分5丁目1724番2	市川市	雑種地	462.11	平成23年度	
	国分5丁目1724番3	個人	畑	国分5丁目1724番3	市川市	雑種地	307	平成23年度	
	国分5丁目1724番9	個人	畑	国分5丁目1724番9	市川市	雑種地	194	平成23年度	
	国分5丁目1724番12	機構	宅地	国分5丁目1724番40	市川市	雑種地	363.43	令和5年度	1724番12から分筆
	国分5丁目1724番14	機構	畑	国分5丁目1724番14	市川市	雑種地	108.15	令和5年度	
	国分5丁目1724番36	個人	畑	国分5丁目1724番36	市川市	雑種地	559	平成23年度	
国分5丁目1739番2	NEXCO 東日本	山林	国分5丁目1739番3	市川市	雑種地	97.57	令和6年度	1739番2から分筆	
合計							21,666.29		

※機構：独立行政法人高速道保有・債務返済機構

※面積については、指定日以降、実測による変更があります。

第5章

史跡の現状と課題

第1節 史跡の本質的価値と構成要素

1. 史跡の本質的価値

本史跡において、2017（平成29）年度に策定した保存活用計画のなかで、本質的価値を「国分寺の史跡としての価値」と「下総国分寺跡の史跡としての新たな価値」と大きく2つに分類し、整理した。

（1）国分寺の史跡としての価値

- ①国分寺・国分尼寺は律令国家の枠組みで建立された官寺であるにも関わらず、寺の空間構成、堂塔配置、造営・運営のあり方が国ごとに相違することが多い。諸国を通して示される類似点と相違点は、律令国家の地方支配の実態として評価することができる。
- ②国分寺は現在までに法灯を伝える場合が多いため、遺跡の変遷が追え、地方にあって古代から現代までの歴史をたどることが可能な遺跡である。遺跡には仏教とともに壇越との関わりから地域社会の歴史を解明する資料が包蔵されている。
- ③時代を通じておこなわれた造営・補修から明らかになる手工業の実態は、各時代の生産や技術を知る上で貴重である。とくに創建期の造営は、地方においては未曾有ともいうべき事業であり、古代の手工業生産の全国規模の転換期と位置づけることができる。

（2）下総国分寺跡の史跡としての新たな価値

- ①寺の空間構成
- ②造営の経過
- ③寺の消長
- ④地方における官営工房の実態
- ⑤国府域に建立された国分寺

2. 構成要素の特定

本史跡の本質的価値を構成する要素については、保存活用計画に掲げた通りである。ここでは、「史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素」と「史跡の周辺地域を構成する主な要素」を加え、表5のとおり分類を行った。

表4 構成要素の分類

分類		構成要素
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素	(1) 主要建物(金堂跡、塔跡、講堂跡、儀礼の空間) (2) 主要施設(僧坊跡、大衆院跡、関連施設、区画施設) (3) 瓦生産関連遺構(瓦窯跡、工房跡)及び出土遺物
	本質的価値を構成する要素以外の要素	(1) 管理施設(標識、境界杭、フェンス、説明板など) (2) 便益施設(休憩施設(パーゴラ、ベンチ)) (3) その他(建築物、工作物、墓地、畑、市道、擁壁、樹木、電柱など)
史跡の周辺地域を構成する主な要素		(1) 周辺の関連遺跡(指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地、下総国分尼寺跡、下総国府(国府台遺跡とその周辺)、北下遺跡、諏訪田遺跡、国分遺跡) (2) 周辺の歴史文化施設(市立市川考古博物館、市立市川歴史博物館、芳澤ガーデンギャラリー、郭沫若記念館) (3) 便益施設(道の駅いちかわ) (4) 交通施設(東京外かく環状道路、バス停(国分)、駐輪場(国分バス停前駐輪場))

第2節 保存管理の現状と課題

本史跡における保存管理の現状と課題の概要は以下の通りである。

表5 保存管理の現状と課題一覧（表中の*（アスタリスク）付の項目は、2018（平成30）年の保存活用計画策定後に変更があった箇所）

地区名等	所有者	敷地状況	現状	課題
史跡全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 下総国分寺跡で史跡として指定されているのは金堂跡・塔跡・講堂跡などの主要建物や関連施設などが確認された寺院地の一部の範囲であり、史跡指定地以外については周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱われている。 遺構面から地表面までの層厚は十分に確保することを原則としているが、十分に確保されていない可能性も否定できないのが現状である。 史跡の管理団体は指定されておらず、各所有者が史跡指定地の管理を行っている。 本史跡では、これまで一部の例外を除き、開発に伴う発掘調査により遺構を確認してきた状況である。 史跡の来訪者数を把握できていない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の史跡の拠点施設と連携しつつ広域的な視点に立って史跡の目指すべき将来像を検討する必要がある。 発掘調査で大きな成果（柱跡など）が出ない場合でも、儀礼空間としての広場などの可能性があるため、可能な限り追加指定や公有化を進めることを検討する必要がある。 史跡の来訪者数を把握し、今後の整備に生かせるような方法の検討が必要である。
主要建物範囲全体	国分寺 宝珠院 市川市 (共有)	境内地 墓地 宅地	<ul style="list-style-type: none"> 境内地や墓地内に所在する主要伽藍の基壇は現状でその範囲が不明確な部分もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要建物範囲は、市川市と地権者が協力して保存管理を進めていく方法を検討する必要がある。 遺構の範囲が不明確のままだと予期せぬ毀損などにより確実な保存ができないため、発掘調査などでその範囲を慎重に確認し、現地に基壇の範囲等を明示する方法を検討する必要がある。
主要建物: 金堂跡	国分寺	境内地	<ul style="list-style-type: none"> 現国分寺本堂の真下に位置し、基壇の範囲の一部が石杭で示されているが全体の範囲は現地に明示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
主要建物: 塔跡	国分寺	境内地	<ul style="list-style-type: none"> 現国分寺表書院の北側から墓地にかけて位置し、金堂跡と同様に基壇の一部の範囲が石杭で示されているが全体の範囲は現地に明示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
主要建物: 講堂跡	国分寺 宝珠院 市川市	境内地 墓地	<ul style="list-style-type: none"> 講堂跡は、東側半分は現国分寺の墓地内に所在し、西側半分は宝珠院の墓地内に所在している。このうち、西側半分の講堂跡は公有化している。 講堂跡は、西側半分は切石等により基壇範囲が復元されているが、東側半分の範囲は現地に明示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
僧坊・大衆院跡	市川市 国	公園 道路	<ul style="list-style-type: none"> 草で覆われた空地の状態、遺構の範囲は現地に明示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス施設が付近にあるわけではないため、維持管理の手間がかからず、安全性の高い管理方法を検討する必要がある。
北西部	市川市*	公園*	<ul style="list-style-type: none"> 同上。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
北側中央部	個人	畑	<ul style="list-style-type: none"> 公有化されていない個人所有の田畑のため、保存施設等の設置は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公有化について検討する必要がある。
北下瓦窯跡	市川市*	雑種地*	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査終了後に窯跡内に土のうが詰め込まれ、シートで覆われた状態が続いていたが、令和4年度に埋め戻し作業が完了した。* 草や藁で覆われた空地の状態、遺構の範囲は現地に明示されていない。* 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス施設が付近にあるわけではないため、維持管理の手間がかからず、安全性の高い管理方法を検討する必要がある。
指定地以外 (周知の埋蔵文化財包蔵地内)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 最終的な目標として公有化は掲げているが、具体的な見通しは未定である。 宅地造成等の開発の際に事前の発掘調査をして、遺構等が確認された場合は、強制力はないが、可能な限り保存するようお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も開発の増加が見込まれており、宅地化が進むと追加指定や公有化が困難になることが予想されるため、田畑などは積極的に発掘調査等を実施して公有化するなどを検討する必要がある。 最終目標として寺院地を追加指定して公有化していく方針であったとしても、地域住民が疎外感を抱くようなことが起こらないように、地域住民の協力を得ながら史跡の保存を進めることができるような保存管理方法を模索する必要がある。



写真 13 講堂跡西側半分



写真 14 講堂跡西側半分の遺構表示



写真 15 僧坊・大衆院地区東側



写真 16 僧坊・大衆院地区東側の休憩施設



写真 17 僧坊・大衆院地区西側の説明板・管理柵



写真 18 僧坊・大衆院地区西側の標識・管理柵



写真 19 北西部地区の説明板・木柵



写真 20 北下瓦窯跡の説明板



写真 21 現国分寺境内入り口



写真 22 現国分寺境内入り口の土地所有者が設置した説明板



写真 23 現国分寺境内入り口の石柱（石碑）



写真 24 現国分寺境内入り口の市川市教育委員会の説明板



写真 25 金堂跡の石柱（石碑）



写真 26 金堂跡の石杭



写真 27 塔跡の石柱（石碑）



写真 28 講堂跡東側半分の石柱（石碑）

第3節 整備の現状と課題

本史跡における整備の現状と課題の概要は以下の通りである。

表6 整備の現状と課題一覧（表中の*（アスタリスク）付の項目は、2018（平成30）年の保存活用計画策定後に変更があった箇所）

地区名等	所有者	敷地状況	現状	課題
史跡全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 史跡全体の案内板などは設置されていない。 指定地が住宅街の中に分散して所在しており、道路が狭い場所や駐車場がないなど訪問者を受け入れるには制限が多く、各地区の遺構へアクセスする手段に限られている。 現状は史跡内の一部分で整備が行われているのみで、その整備も統一的ではないため、地域住民や市民への史跡の周知が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備によって、史跡の周知が図られ、活用に活かされ、その活用が将来的な追加指定や公有化、整備に繋がっていくという好循環を生めるような視点に立って検討する必要がある。 現在公有化されている敷地範囲のみで整備を考えるのではなく、将来的な公有化で整備範囲が広がることを踏まえて整備計画を検討する必要がある。 指定地のなかでも、主要建物よりもその周辺の関連施設のあった土地の公有化が進んでいる状況であることから、関連施設を中心に、主要建物、そして国分寺の全体像へとつながるよう整備計画を検討する必要がある。 近隣の史跡や道の駅いちかわをはじめとした公共施設や既存の交通手段（車、鉄道、バス、シェアサイクルなど）を活用するとともに、案内板や標識による史跡へのルート案内も含めて整備計画を検討する必要がある。 下総国分寺は、相当な高さの塔があったとされており、国を代表する大寺院であったことや北下瓦窯跡との関係性を説明板などの整備を通して、訪問者に分かりやすく伝えるための工夫を検討する必要がある。 展示等を行うガイダンス施設は史跡の保存活用上重要な要素であるため、代替方法や将来的な設置の可能性を検討する必要がある。 既存の公共施設等の空きスペースを利用した史跡に関する案内板等の設置を検討する必要がある。 指定地に隣接して住宅が存在し、整備後不特定多数の見学者が訪れることが予想されるため、周辺住宅への視線に対する配慮について検討する必要がある。
主要建物範囲全体	国分寺 宝珠院 市川市 (共有)	境内地 墓地 宅地	<ul style="list-style-type: none"> 現国分寺敷地内入り口に、土地所有者が設置した下総国分寺跡に関する内容が記載された案内板と史跡名が刻まれた石柱(石碑)がある。 市川市教育委員会により設置された史跡下総国分僧寺跡に関する説明板がある。 現国分寺の境内地や墓地については、昭和41年に各基壇の発掘調査(トレンチ調査)が行われたのみで、現地での範囲を正確に示すことが困難な状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要建物範囲は、市川市と地権者が協力して整備を進めていく方法を検討する必要がある。 現国分寺の境内地や墓地の整備を行うためには、再発掘等により各基壇の精緻な測量とともに、未確認の中門・南門などの各施設を確認し、寺院の内容を解明する必要がある。
主要建物: 金堂跡	国分寺	境内地	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者が設置した遺構名が刻まれた石柱(石碑)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
主要建物: 塔跡	国分寺	境内地	<ul style="list-style-type: none"> 同上。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
主要建物: 講堂跡	国分寺 宝珠院 市川市	境内地 墓地	<ul style="list-style-type: none"> 講堂跡の東側半分は、土地所有者が設置した遺構名が刻まれた石柱(石碑)がある。 講堂跡の西側半分は、平面遺構表示として、基壇の外縁に切り石を積み、周辺の地盤面よりも一段高くなるように整備されている。 公有化された西側半分の周囲は宝珠院の墓地で、遺構にアクセスするには、宝珠院の墓地を通る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。 一般開放する場合は、第三者が無断で墓地内を往来しないように、案内や見学路のような通路を整備することを検討する必要がある。
僧坊・大衆院跡	市川市 国	公園 道路	<ul style="list-style-type: none"> 暫定的な整備として管理柵・休憩施設・標識・説明板が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の空間の中で遺跡を把握できるように、遺構範囲を現地に明示するなどを検討する必要がある。
北西部	市川市*	公園*	<ul style="list-style-type: none"> 暫定的な整備として木柵・説明板が設置されている。* 	<ul style="list-style-type: none"> 同上。
北側中央部	個人	畑	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の田畑のため、発掘調査を行ったのみで、整備は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久的な説明板は難しいとしても、土地所有者と協議して移動式説明板等の設置を検討する必要がある。 将来的な公有化も視野に入れた整備の検討が必要である。
北下瓦窯跡	市川市*	雑種地*	<ul style="list-style-type: none"> 暫定的な整備として説明板が設置されている。* 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の空間の中で遺跡を把握できるように、遺構範囲を現地に明示するなどを検討する必要がある。 東京外かく環状道路に隣接しているため、周囲の景観を加味しながら整備計画を検討する必要がある。
指定地以外 (周知の埋蔵文化財包蔵地内)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 宅地等の開発の際に発掘調査を行ったのみで、整備は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久的な説明板は難しいとしても、土地所有者と協議して移動式説明板等の設置を検討する必要がある。

第4節 公開活用の現状と課題

1. 現状

本史跡における公開活用の現状の概要は以下の通りである。

〔遺跡の周知〕

- 市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館が既に存在しており、本史跡のガイド機能の一部分を担うとともに、市川市の北西部地域の文化財を巡る拠点となっている。
- 史跡周辺の公共施設や交通拠点からの距離やアクセス方法等の地理的情報が十分に周知されている状況ではない。

〔学校教育との連携〕

- 市立博物館においては出前授業や縄文体験学習等を行い、市内の小学校の歴史の授業と連動させた郷土学習として定着させており、次世代を担う市川市の子供たちが、郷土の歴史を知る重要な機会を提供している。

〔地域との連携〕

- 地域住民の本史跡への関心が高いとは言えず、所有する土地が古代においてどのような場所であったのか、将来、指定地になる可能性がある等の理解がなされていない。
- 地域住民やボランティア団体等の多様な主体が、史跡下総国分寺跡等に関する学習会、イベント等を開催できるような支援があまり行われていない。

〔広域連携〕

- 史跡下総国分寺跡 附北下瓦窯跡、史跡下総国分尼寺跡や国府（国庁、国衙、古代道）跡、周辺地域の遺跡に関する調査研究を市、県レベルでそれぞれ行っている。

〔情報発信〕

- 市川市公式ホームページやパンフレット、広報いちかわ等の既存の媒体を用いて行っている。

2. 課題

本史跡における公開活用の課題の概要は以下の通りである。

〔遺跡の周知〕

- 本史跡は、市の中心地より離れている。史跡のエリアと比較的近い国分台北側には本史跡のガイド機能の一部を担っている市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館が既に存在しているもののさらなる周知のためには、より効果的な周知方法を検討する必要がある。
- 史跡の位置、当該史跡と近隣の関連史跡・文化施設との地理的關係性、各指定地へのアクセス方法や見学コース等が分かる地図等を作成し、史跡を俯瞰的に把握できる周知方法を検討する必要がある。

〔学校教育との連携〕

- 史跡の教育利用の一環として、出前授業だけでなく、地元の小・中学生が現地を校外学習等で訪れて、実際の史跡空間を体験できる機会の創出について検討する必要がある。
- 下総国の文化の中核であった下総国分寺跡、下総国分尼寺跡の史跡等を市川ならではの地域教育の教材とした文化の継承、活用へのさらなる継続した取り組みが必要である。

〔地域との連携〕

- 遺跡への理解を深めるための様々な場の提供を支援する制度や地域住民との繋がりを継続的に持てるような仕組み（定期的な遺跡見学会等）の検討が必要である。

〔広域連携〕

- 近隣市、県文化財課、大学研究機関と連携し、各組織や団体が独自又は個別に行ってきた調査研究の成果を共有化して、新しい情報をわかりやすく地域へ発信する情報活用の取り組みの検討が必要である。

〔情報発信〕

- 史跡周辺にある、和洋女子大学や千葉商科大学、東京科学大学等の大学等教育機関やボランティア団体等にも協力、支援を仰ぎ、定期的な情報発信が可能でかつ史跡の実情に即した有効な媒体の利用や運営の検討が必要である。
- 史跡情報の多言語化や二次元コード等を用いた情報への多角的なアクセス方法について検討する必要がある。



図 31 市川市の下総国分寺跡附北下瓦窯跡のウェブページ
(URL : <https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu09/1541000004.html>)



図 32 史跡のパンフレット



図 33 史跡のパンフレット



写真 29 埋蔵文化財の活用事例（全国国府サミット）

第5節 運営体制の現状と課題

1. 現状

本史跡における運営体制の現状の概要は以下の通りである。

- 現状は、史跡の管理団体の指定はないため、管理は各所有者が行っており、市有地化されている土地は市川市教育委員会文化財課が管理している。
- これまでは史跡の保存会の設置や地域住民を巻き込んだ取り組み等は行われておらず、史跡を通じた市民団体や大学等との十分な連携は図られていない。

2. 課題

本史跡における運営体制の課題の概要は以下の通りである。

- 将来にわたり史跡を保存・活用・整備し、その活動を継続していくために、庁内の関連部署との連携の強化や所有者・市民・市民団体等と協働・協力・連携した体制・支援制度作りが必要である。

第6章

史跡の整備の理念と整備基本方針

第1節 保存活用の基本方針と整備の方向性

本史跡の保存活用計画では、保存活用の基本方針を以下のように定めている。

- ① 貴重な歴史的文化的遺産である史跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するため、現状変更の取扱基準や追加指定・公有化の方向性を示し、史跡を適切に保存・管理する。
- ② 生涯を通じて学び続けられる学習環境として、史跡を学校教育・社会教育の場として活用する。また、地域の繋がりを形成し、新たな魅力となる場として活用する。
- ③ 現在の状況を活かし、周辺環境と調和した史跡の整備を計画的に実施する。
- ④ 史跡を確実に保護・継承するため、関連部署との連携を強化し、市民と協働した体制を整えつつ、継続的な体制を整備する。

また、保存活用計画においては、保存活用の基本方針を踏まえ、整備の方向性を以下のように示している。

①史跡を保存するための整備

境内地や墓地に位置する金堂・塔・講堂の基壇は、現状では講堂の西側半分を除きその正確な範囲を現地で把握することができない。今後も史跡を確実に保存し、宗教活動との両立を図っていくためにも、基壇の明示等を含めた整備を検討していく。

…（省略）…

②史跡を活用するための整備

市民や来訪者に本質的価値への理解を深めてもらうため、遺構の復元や表示、説明板や案内板の設置等を段階的に行うとともに、指定地外にトイレや駐車場等の便益施設の整備を目指し、史跡を活用しやすい環境を整える。

また、史跡下総国分尼寺跡や国府台遺跡、須和田遺跡等の周辺史跡や関連遺跡、博物館や道の駅等の施設との連携を図るため、将来に向けて人の流れを結ぶ動線を考慮した歩きやすい道の整備、広域的な案内板の設置等も整備内容に盛り込む。

③地域に根ざした史跡の整備

地域の住民が史跡に親しみをもち、地域のシンボルとなるような整備を目指す。そのために、史跡公園として整備するとともに、地域住民の交流の場としても活用できるように市民の意見やガーデニングボランティアの協力を仰ぎながら整備方法・整備内容を検討する。

④将来の整備

古代における下総国分寺の寺院地全体の史跡指定を目指し、地域の実情や地域住民の意見を踏まえつつ、史跡の望ましい姿を表現できるよう段階的に整備基本計画を策定する。長期的には、ガイダンス施設の設置や道路の整備等も視野に入れ、古代の下総国分寺を現地でイメージや体験できるような整備を目標とする。

第2節 整備の理念と整備基本方針

保存活用計画で定めた、基本方針及び整備の方向性を継承し、今回の整備基本計画における基本理念を定める。

〔基本理念〕

下総国分寺跡附北下瓦窯跡の本質的価値をふまえ、寺院地の広がりや多様な寺院機能を、住宅等が密集する地域で具現化し、住民をはじめとする市内外の人びとに国分寺の実態が実感でき、地域の象徴として住民が史跡の保存と活用に参画できるような整備を目指す。

この基本理念を実現するため、教育基本法に示される生涯学習の理念をもとに、「まなぶ」「いかす」「うけつぐ」の3項目を整備の基本方針とする。なお、今後の史跡指定地・公有地の拡大に応じて、段階的な整備を進めていく。

〔基本方針〕

①まなぶ

現状で確認できる寺院の機能を4つのゾーンにわけ、そのゾーンの現状に即した整備を行い（説明板、遺構表示、拡張現実：Augmented Reality等の手段を駆使）、国分寺の多様な寺院機能を周知し、そのゾーンを周回することで、寺院地の規模や機能を体感・学習できるようにする。また、将来的にガイダンス施設を設置して、下総国分寺跡の概要や最新の調査成果、国分寺研究における下総国分寺跡の意義を伝え、学習や現地案内の拠点とする。

②いかす

史跡は住宅密集地に点在するため、史跡の周回ルートを決め、利用者が効率よく下総国分寺跡の全体が把握できるようにして、その便益を図るためルート周辺に駐車場・トイレ等を確保する。周回ルートは国分寺跡のみで完結するだけでなく、国分尼寺跡、国衙跡、真間の手児奈伝承地等、奈良・平安時代の下総国府の主要遺跡を周回するルート、道の駅や考古・歴史博物館を結ぶルート等文化観光を踏まえた広域なルートと連結できるよう設定する。

また、史跡に関わる体験学習や住民との共生が可能となるイベントに利用できる空間を確保する。

③うけつぐ

整備にあたっては、盛土により保護層を十分に確保したうえで実施することを原則とする。また、遺跡を将来に向けて保存するには、具体的な保存方法とともに史跡の追加指定や公有地の拡大等地域の理解と連携は必須であり、住民が問題意識を共有できる保存体制が望ましい。その体制の構築にむけて、奈良時代以来の歴史的背景をもつ国分寺の特性を活かした、学校を通じた家庭との連携、史跡に関わる住民ボランティア（史跡の見回り・手入れ・案内・体験学習の手伝い等）の育成等による住民の意識向上を図る。連携や育成は、関連部局・機関が強力にバックアップして事業を具体化する。

第7章

史跡整備基本計画

第1節 ゾーニング計画

1. 地区（ゾーン）区分

本史跡では現状で金堂、塔、講堂等の宗教に関わる空間、大衆院、国師・講師院等の運営に関わる空間、瓦窯、造寺所等造営・修繕に関わる空間の存在が判明している。そのうち指定地は現寺院、住宅地、農耕地が密集した地域に点在し、宗教に関わる空間の大半は現寺院の境内地や墓地となっており、他の空間のうち公有化が済んだ施設は、大衆院、瓦窯、造寺所である。このような本史跡の特性をふまえ、国分寺の寺院地の広がりや寺院機能を一体として実感できるように、以下の基本方針で寺院地に4つのゾーンを設定し、周回できるようにする。

〔ゾーン設定の基本方針とその名称〕

- ① 現状で判明している寺院機能の空間をもとに4つのゾーンを設定。
- ② 将来の公有化を見越した拡張可能なゾーン設定。
- ③ ゾーンの名前はその性格をもとに、世代・国籍を問わずそのイメージを想起しやすい、やさしい表記を採用。
- ④ ゾーンの名前は、宗教に関わる空間を「国分寺中心堂塔（祈り）のゾーン（以下、「国分寺中心堂塔のゾーン」という。）」、運営に関わる空間を「大衆院・講師院（寺務所（神社という社務所））のゾーン（以下、「大衆院・講師院のゾーン」という。）」とし、造営・修繕の空間のうち、瓦屋・鋳所等がおかれた空間を「北下瓦窯跡（ものづくり）のゾーン（以下、「北下瓦窯跡のゾーン」という。）」、造寺所がおかれた空間を「造寺所（寺づくり）のゾーン（以下、「造寺所のゾーン」という。）」とする。

2. 地区（ゾーン）別整備計画

各ゾーンの整備の方針と整備概要を表7に示す。

表7 各ゾーンの整備・活用の方向性及び整備概要一覧

※第4節に示す動線の順による。

ゾーン名称	ゾーンの概要	整備と活用の方向性	主な整備の概要
北下瓦窯跡のゾーン (ものづくりのゾーン)	寺院地の東端に位置し、瓦屋、鋳所等の複雑な工程の作業場が集中したゾーン。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡周回の出発点。 ・ 寺院地に隣接して瓦屋や鋳所等の工房が付設され、寺が主体となってこれらを経営し、尼寺へも供給していたことを「まなぶ」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡総合説明板の設置。 ・ 出発点にふさわしい便益施設の設置。 ・ 瓦窯、粘土等採掘坑の遺構表示。 ・ ARによる復元表示。
国分寺中心堂塔のゾーン (祈りのゾーン)	様々な宗教的・文化的活動が行われた場で、金堂、塔、講堂等の寺院の中核となる宗教施設のゾーン。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡が寺院であることを確認する地点。 ・ 寺の中核施設の規模、位置、性格を「まなぶ」とともに、現寺院との比較を可能にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再調査による各基壇の確認。 ・ 現寺院の景観と融合させた遺構表示。 ・ ARによる復元表示。
大衆院・講師院のゾーン (寺務所のゾーン)	中核施設の北側に位置し、大衆院、国師・講師院等の寺院の運営に関わる施設が集中したゾーン。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核施設に隣接して、寺の実務を担った施設が付設されたことを示し、国分寺の多様な寺院機能を「まなぶ」。 ・ 周回ルートの中継地点にあたるため、来訪者が休憩できる場として「いかす」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大衆院等の建物が集中したことを遺構表示。一部は立体的な復元。 ・ ARによる復元表示。 ・ 休憩に関わる便益施設の設置。
造寺所のゾーン (寺づくりのゾーン)	寺院地の北西端に位置し、造営・営繕を担当した造寺所がおかれ、鍛冶等比較的簡易な工程の作業場が確認されたゾーン。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回の終点であるとともに、関連遺跡・伝承地・施設（国分尼寺跡、国師跡、手児奈伝承地、考古・歴史博物館、道の駅）への中継点として「いかす」。 ・ 北下瓦窯跡のゾーンと異なり、国分寺専用の造営、営繕施設であることを「まなぶ」。 ・ 寺院地を区画する溝が付設されたことを示すことで、寺院地の規模を体感して「まなぶ」。 ・ 公有地のなかで平坦で広範囲の面積が確保できることから、体験学習やイベントに利用できる空間として「いかす」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺跡周回のフィードバックと関連遺跡や伝承地への案内板の設置。 ・ 造寺所や鍛冶工房の遺構表示。一部は立体的な復元。 ・ 寺院地の区画溝の遺構表示。 ・ ARによる復元表示。 ・ 史跡に関わる体験学習や地域のイベントに利用できる空間の整備。

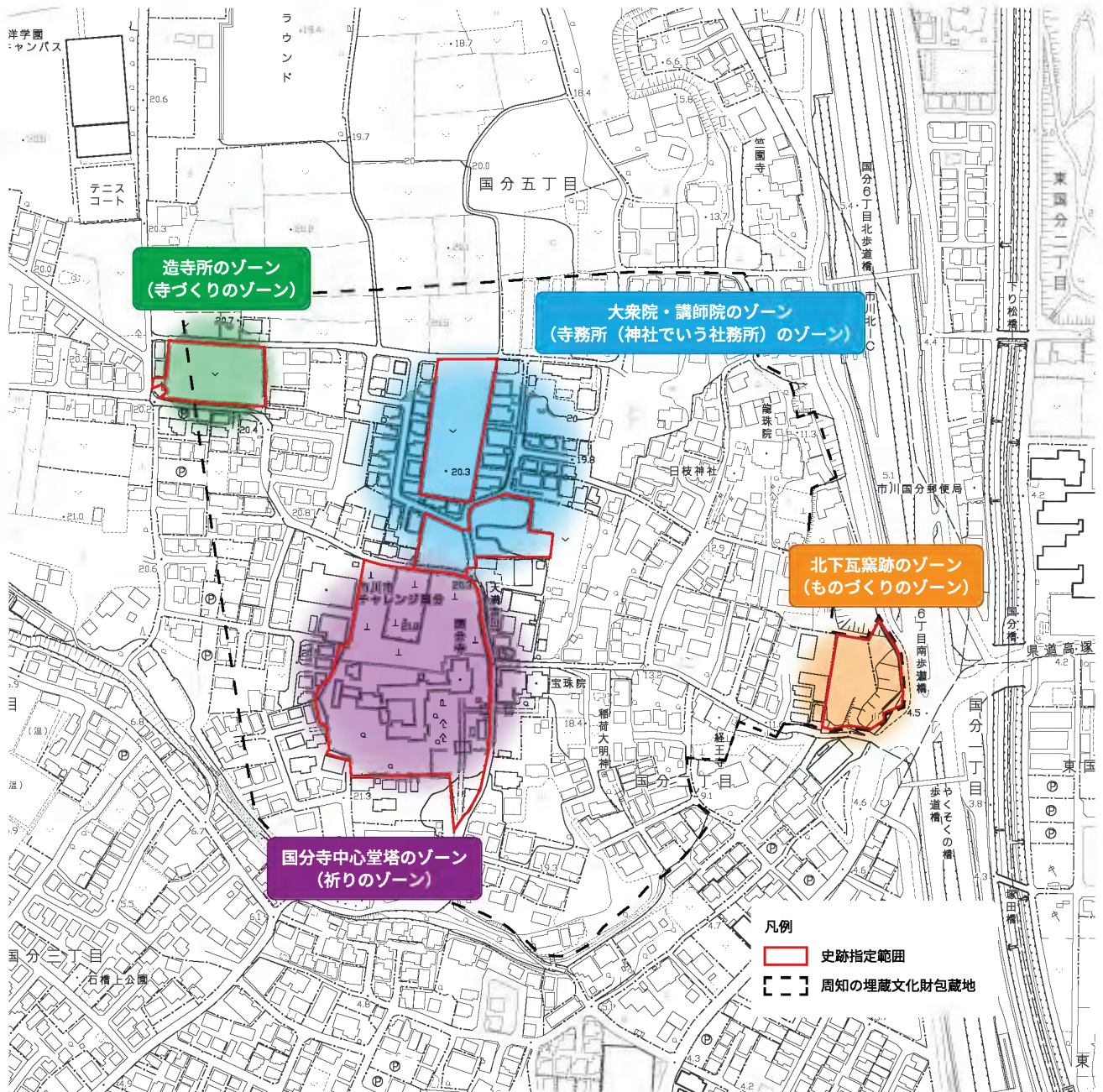


図 34 ゾーニング計画 (縮尺: 1/4,000)

第2節 遺構整備計画

1. 遺構の保存と表示の方向性

本史跡の整備対象地の現況は各ゾーンによって異なる。遺構の保存と表示は、その現況にあわせて、適切な方法を採用する。以下、第4節に示す動線の順に各ゾーンの現況と方向性を示す。

〔北下瓦窯跡のゾーン〕

公有化済み。台地とその東側の斜面地からなり、3分の1は斜面地で、東方が谷地で開けている。斜面地に瓦窯2基が残るが、台地裾部が切断されて防音壁が設置されている。十分な保護層をもって遺構を保存できる。表示は台地上から見下ろして、位置が確認できる方法を検討する。

〔国分寺中心堂塔のゾーン〕

現寺院境内地と墓地。講堂跡は現国分寺と宝珠院の墓地にわたっている。現在宗教活動が行われており、現況を追認して遺構保存と表示を検討する

〔大衆院・講師院のゾーン〕

公有化済み範囲を整備対象地とする。現国分寺と住宅に囲まれた地域に所在し、繁用されている市道により2地点に分断されている。十分な保護層が確保できる。密集する掘立柱建物と区画溝を遺構表示し、1棟の掘立柱建物は立体的な復元を視野に検討する。

〔造寺所のゾーン〕

公有化済み。住宅と農地に囲まれた平坦かつ広い敷地が確保されている。北側が農地であり、開放感がある。十分な保護層が確保できる。寺院地西辺溝とその東側に掘立柱建物と竪穴建物が広く分布している。この地点の特性上、体験学習やイベントを行う空間を確保することをふまえ、建物と溝の遺構表示を検討する。

※遺跡の理解を深化させるため、透明なアクリル板等に復元図を描き、実景と重ね合わせる立体表示（図35事例①）やARのような3Dデジタル技術の活用を検討する。また、史跡指定地外や未公有地の遺構については、地形模型（図35事例②）等を用いて、表示することを検討する。

2. 各遺構の表示方法

各遺構の表示方法は以下の通りとする。

(1) 北下瓦窯跡のゾーン

i. 瓦窯

登窯、平窯が各1基ずつ残る。保存されている窯跡の窯体および煙り出しの位置と大きさを盛土または平面表示（図35事例③）で表現する方法を検討する。

ii. 粘土等採掘坑

粘土等採掘坑が残る。保存されている採掘坑の位置と大きさを平面表示で表現する方法を検討する。

(2) 国分寺中心堂塔のゾーン

i. 金堂・塔・講堂

講堂西側は公有化済みで縁石による基壇範囲が明示されているが、これ以外の堂塔跡については現状の土地利用にあわせ、基壇の広がりや平面表示で表現する方法を検討する。

(3) 大衆院・講師院のゾーン

i. 掘立柱建物・堀

掘立柱建物の柱を半立体表示（図35事例④）で表現する方法を検討する。ただし、1棟の建物については、上部構造をイメージしやすいよう、立体的な復元（図35事例⑤）を検討する。これらの遺構表示を行う際には、休憩のための便益施設（腰掛けやパーゴラ等）への活用を視野に実施する。

ii. 区画溝

区画溝を平面表示（図 35 事例⑥）で表現する方法を検討する。

(4) 造寺所のゾーン

i. 掘立柱建物

掘立柱建物の柱穴を平面表示（図 35 事例⑦）または柱を半立体表示（図 35 事例④）で表現する方法を検討する。平面表示は体験学習やイベントの空間を確保するために採用する。なお、一部の建物については、上部構造をイメージしやすいよう、立体的な復元（図 35 事例⑤）を検討する。半立体表示や立体的な復元を行う際には、休憩のための便益施設（ベンチやパーゴラ等）への活用を視野に実施する。

ii. 竪穴建物

鍛冶工房等の国分寺の造営、営繕に関連する竪穴建物を平面表示（図 35 事例⑧）で表現する方法を検討する。

iii. 区画溝

寺院地の西辺溝を平面表示（図 35 事例⑥）で表現する方法を検討する。

3. 整備事業に必要となる調査等

整備の実施にあたっては以下の調査を実施する必要がある。

(1) 現状を確認するための調査

今後の整備に向けて、設計及び施工に資する正確な現況の地形図及び敷地図が必要となるため、整備内容に応じて調査の精度を検討し、各ゾーンの測量調査等を実施する。

(2) 遺構を確認するための再調査

国分寺中心堂塔のゾーンの金堂・塔・講堂については、1966（昭和 41）年の発掘調査で位置を確認しているが、調査精度の進展により現状の精度に合わせて再調査を行う。また、他のゾーンにおいても、建物等の位置を確認するため、適宜再調査を行う。

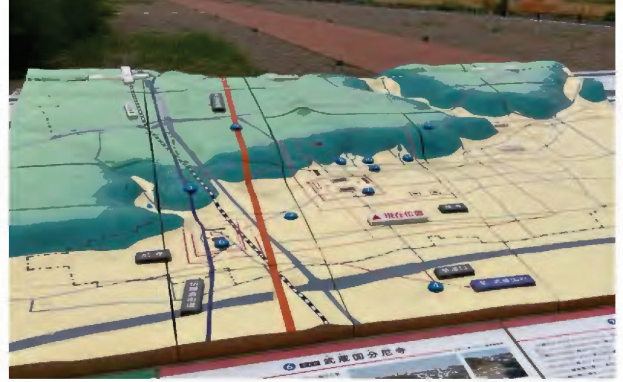
(3) 遺構の表示方法に関する調査

各種遺構の具体的な表示方法を検討するにあたっては、専門家に助言を求め、適宜必要な調査を行う。また、AR等の3Dデジタル技術を活用する場合も、専門家に助言を求め、適宜必要な調査を行う。

事例① 下野国分寺跡（下野市）七重塔推定復元図



事例② 武蔵国分寺跡（国分寺市）地形模型



事例③ 乙女不動原瓦窯跡（小山市）瓦窯



事例④ 弥勒寺官衙遺跡 郡庁院（関市）掘立柱建物



(写真提供：関市)

事例⑤ 近江国府跡（大津市）掘立柱建物



(写真提供：滋賀県)

事例⑥ 下野国分寺跡（下野市）寺院地溝



事例⑦ 武蔵国分尼寺跡（国分寺市）掘立柱建物



事例⑧ 武蔵国府跡 国司館地区（府中市）竪穴建物



図 35 他史跡の整備事例

第3節 造成整備計画

本史跡においては原則として大規模な地形の改変は行わず、盛土により遺構面を保護することを原則とする。また、整備に関わる地形造成等で土地の形状を改変する際にも、変更は最小限に留める。

各種施設の設置にあたっては、基礎等が遺構面を損壊することがないように、遺構面との間に必要な保護層を確保する。

排水機能については、自然浸透を基本とするが、遺構表示の整備や地形造成等で土地の形状を改変する際は、必要に応じて新たな排水機能の設置を検討する。新設する場合は、遺構や景観への影響、素材の耐久性や機能性、維持管理のしやすさ等を考慮する。

第4節 動線整備計画

1. アクセス方法

本史跡の指定地は住宅地に分散しており、大規模な駐車場の確保が困難なうえ、周囲の道路も狭いため、公共交通機関の利用を推奨することを基本方針とする。最寄りの駅やバス停から史跡までの適切な誘導を行い、来訪者の利便性向上を図る（アクセス方法については、第2章第2節の「図6 史跡指定地へのアクセス（現況）」を参照のこと）。

(1) 公共交通機関

本史跡の最寄り駅はJR総武線の市川駅、京成線の市川真間駅と北総線の北国分駅であり、最寄りのバス停は「国分」である。

公共交通機関を利用したアクセス方法としては、鉄道と路線バス、鉄道と自転車（シェアサイクル）、鉄道と徒歩の組み合わせが考えられる。いずれのアクセス方法も最寄りの鉄道駅が起点となるため、各駅の総合案内板（公共デジタルサイネージ）等に史跡の位置やアクセス方法を掲載し、来訪者に周知する。なお、鉄道と徒歩での本史跡へのアクセスについては、「第9節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画」を参照のこと。

また、バス停「国分」から北下瓦窯跡のゾーンまでは約50メートルの距離で、視認性も高いため、分かりやすい誘導表示や案内板を整備する。

(2) シェアサイクル

市川市では、地域の活性化や市民の移動利便性向上を目的としてシェアサイクル事業を展開しており、本史跡周辺の公共施設にも複数のサイクルステーションが設置されている。特に鉄道各駅、道の駅いちかわ及び市川市歴史博物館前のステーションは本史跡へのアクセス拠点として重要であるため、これらの場所への案内表示の整備を検討する。

(3) その他

最寄りの大規模駐車場として「道の駅いちかわ」があるが、現状では混雑が激しいため、本史跡へのアクセス用駐車場としての案内は行わない。今後の長期的な整備計画の中で、駐車場利用の可能性を検討する方針とする。

2. エントランスの設定

(1) メインエントランス

本史跡の最寄りのバス停「国分」がある北下瓦窯跡のゾーンを本史跡のメインエントランスとして設定する。史跡来訪者の見学起点として、史跡の総合案内設備の整備を図る。ただし、本史跡は指定地が点在しており、どのゾーンからでも見学が可能であるため、各ゾーンのエントランスには現在地と順路を常に確認できる案内板を設置し、来訪者が迷わずに周回できるようにする。

(2) 各ゾーンのエントランス

- ・北下瓦窯跡のゾーンは敷地南西側に1か所エントランスを設ける。
- ・国分寺中心堂塔のゾーンは国分寺通用門をエントランスと位置づける。
- ・大衆院・講師院のゾーンは、公有化が完了している指定地にそれぞれ1か所ずつエントランスを設ける。
- ・造寺所のゾーンは、北東側と南西側にそれぞれ1か所ずつエントランスを設ける。ただし、敷地の道路境界にはフェンス等の囲いを設けずに、道路から自由にアクセスできるゾーンとする。

3. 各ゾーンを結ぶ動線

第1節のゾーニング計画を踏まえ、各ゾーンのエントランスを結ぶ動線を設定する。

いずれの動線も公道を利用する方針とし、メインエントランスからの順路は、北下瓦窯跡のゾーン（約 350m）→国分寺中心堂塔のゾーン→（約 150m）→大衆院・講師院のゾーン→（約 250m）→造寺所のゾーン→（約 550m）→メインエントランスへ戻る周回動線とする。全長約 1.3km（各整備地区内の移動距離は除く）の動線となる。

4. 各整備地区内の動線

各整備地区内の動線については、原則として、自由動線とする。

5. その他の動線

本史跡では、各整備地区が点在しており、各ゾーンへの出入りは原則自由にできるため、管理用動線は設定せず、見学者動線と共有とする。

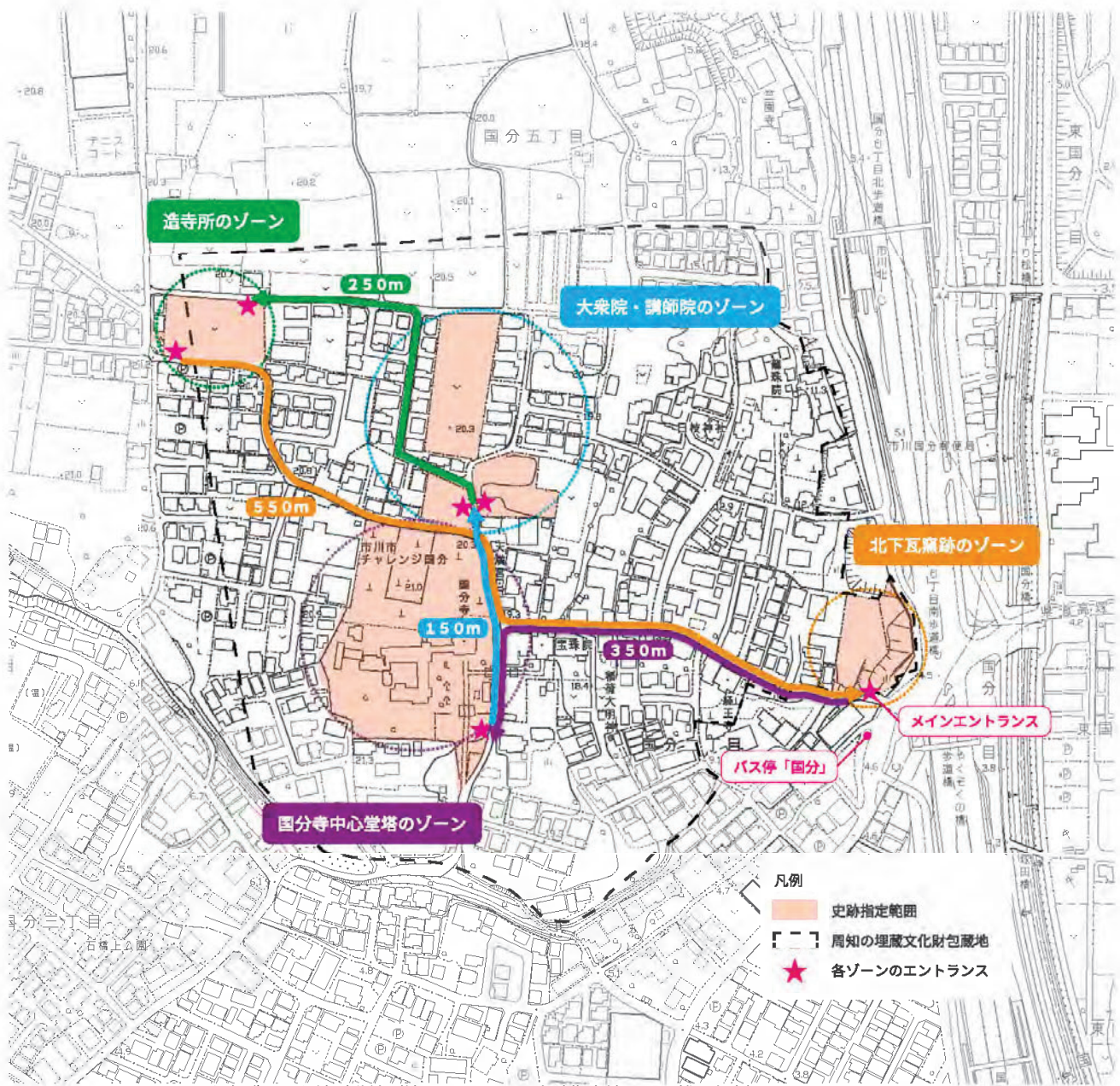


図 36 エントランスと各ゾーンを結ぶ動線（縮尺：1/4,000、史跡指定地間の距離は参考）

第5節 施設整備計画

1. 案内・解説施設に関する計画

(1) 案内施設

案内施設については、景観と視認性に配慮し、国衙や他の史跡（貝塚等）との区別ができる下総国分寺特有のシンボルを用いるとともに、史跡全体でデザインの統一を図り、近隣の文化財への案内表示とも統一感のあるサイン計画となるように検討する。また、ピクトグラム等を用いるとともに、幅広い利用者が視認しやすい、高さ、角度、文字の大きさや配色等、ユニバーサルデザインの視点を踏まえたデザインを検討する。

i. 史跡案内板

本史跡へのアクセス向上と来訪者の利便性確保を目的に、最寄りの鉄道各駅やバス停、シェアサイクルステーション等の交通拠点周辺に優先的に案内板を設置し、本史跡への誘導を図る。

ii. 誘導案内板・誘導標識

各ゾーン間の周回性を向上させるため、相互に誘導する案内板（誘導案内板）を整備する。また、周回動線上に適宜、誘導標識を設置することで、来訪者が快適に史跡全体を見学できる環境を整える。具体的には、各ゾーン及び周回コース上への誘導案内板・誘導標識の設置、二次元コード等を活用した地図アプリとの連携を検討する。

iii. パンフレットボックス

来訪者が本史跡の案内マップ等を入手できるよう、パンフレットボックスの設置を検討する。

iv. 壁面案内表示

東京外かく環状道路に面する北下瓦窯跡の擁壁を活用し、史跡名称等を記載した壁面案内表示の設置を検討する（写真30）。

(2) 解説施設

史跡理解の促進のため、各ゾーンの特性に応じた解説施設の整備を行う。

i. 総合説明板

メインエントランスとなる北下瓦窯跡のゾーン及び国分寺中心堂塔のゾーンには、来訪者が史跡の全体像を把握できるように、史跡についての総合的な説明板（総合説明板）を設置する（写真31）。また、北下瓦窯跡のゾーンでは、史跡全体の立体的な理解を促すため、地形復元模型を兼ねた説明板とすることを検討する。

ii. ゾーン説明板・遺構説明板

北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンにおいては、表示された遺構の説明板（遺構説明板）と各ゾーンの特色を解説する説明板（ゾーン説明板）を設置する。これらの説明板には、イラストやAR等の3Dデジタル技術を積極的に活用し、文字情報だけでなく視覚情報を提供することにより幅広い来訪者の理解を深める工夫を行う（写真32）。遺構説明板の設置にあたっては、史跡の景観や周辺環境への影響を考慮し、背丈が低くシンプルなデザインを選定する方針とする。

iii. ガイダンス施設

ガイダンス施設については、将来的な整備を目指し、周辺の公共施設等の活用の可能性も含めて候補地の選定を継続する。整備が実現するまでの間は、市立市川考古博物館の展示替えを行い、史跡のガイダンス機能の一部を担う体制とする。

2. 管理施設・便益施設に関する計画

(1) 管理施設

史跡を適切に管理し、史跡利用者にとって安心、安全な見学環境を提供するための整備を行う。

i. 管理施設

効率的な管理運営と充実した来訪者へのサービスの提供のために、将来的に整備を目指すガイダンス施設に、管理施設としての機能も果たすよう計画する。ガイダンス施設の整備が完了するまでの間、必要な備品管理等については市川市教育委員会が担当することで、適切かつ継続的な維持管理体制を確保する。

ii. 史跡標識・説明板・注意看板

文化財保護法第百十五条で定める標識や説明板、注意看板等は、必要に応じて設置する。なお、説明板については、前項の「1. (2) 解説施設」にて詳細を記載する。

iii. 照明設備

北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンについては、夜間を含めた常時開放を原則とするため、安全性確保を目的とした照明設備（足元灯等）の設置を検討する（写真 33）。照明設備の設置にあたっては、近隣の住宅への光害に配慮し、必要最小限の照明となるように、光量の設定や配置を検討する。

iv. 防犯カメラ

史跡内における防犯機能強化により、利用者が安心して見学できる環境を確保するため、防犯カメラ設置の検討を進める。防犯カメラの設置にあたっては、近隣の住民のプライバシーの保護に十分配慮した配置とし、地域への十分な説明と理解を得たうえで行うものとする。

(2) 便益施設

快適な見学環境を提供するために、各種便益施設の整備を行う。便益施設の設置にあたっては、景観や隣接する住宅へ配慮するとともに、メンテナンス性や経済性、さらに表示遺構や解説板、案内板の利用者の動線を十分に考慮して検討する。

i. 休憩施設（ベンチ、腰掛け、パーゴラ等）

休憩施設として、北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンの各ゾーンにベンチを設置する。

また、大衆院・講師院のゾーンと造寺所のゾーンについては、半立体表示した掘立柱建物の柱を腰掛けとして活用し、立体的に復元した掘立柱建物をパーゴラ又は東屋として利用する方法を検討する。

各ゾーンの活用方法に合わせた仕様を検討することで、遺構の表示と便益施設としての機能を融合させた整備を行う。

ii. トイレ

トイレについては、将来的に整備を検討するガイダンス施設への併設を基本方針とする。ただし、ガイダンス施設の整備までの間は、整備の進捗状況や史跡の利用状況に応じて簡易的なトイレを設置し、来訪者の利便性向上を図る方針とする。簡易的なトイレの設置にあたっては、遺構の保護、近隣住民の生活環境への影響、防犯面や給排水設備の状況等を考慮して位置や設備を選定する。



写真 30 壁面利用の整備事例（武蔵国分寺跡（尼寺跡））



写真 31 総合説明板の整備事例（下野薬師寺跡）



写真 32 遺構説明板の整備事例（下野国分寺跡）



写真 33 照明設備の整備事例（武蔵国分寺跡）

表 8 施設一覧

施設区分	種類	概要	主な設置場所
案内施設	史跡案内板	本史跡へのアクセス方法等を掲載した案内板	<ul style="list-style-type: none"> • JR 市川駅周辺に史跡案内板を設置する。 • 北総鉄道北国分駅周辺に史跡案内板を設置する。 • 京成線市川真間駅周辺に史跡案内板を設置する。 • 本史跡最寄りのシェアサイクルステーションに史跡案内板を設置する。
	誘導案内板	現在地と周回コースの関係性を掲載する案内板	<ul style="list-style-type: none"> • 各ゾーンのエントランスに設置する。
	誘導標識	周回コース上に設置してゾーン間の移動を案内する標識	<ul style="list-style-type: none"> • 周回コース上の道に適宜設置する。
	パンフレットボックス	本史跡のパンフレットを設置するためのボックス	<ul style="list-style-type: none"> • 各ゾーンにパンフレットボックスの設置を検討する。
	壁面案内表示	史跡名称等を記載した壁面案内表示	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーンの東京外かく環状道路に面する擁壁に設置を検討する。
解説施設	総合説明板	本史跡の総合的な説明板	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーンに設置する。 • 国分寺中心堂塔のゾーンは、既存の説明板を更新する。
	ゾーン説明板	各ゾーンの説明板	<ul style="list-style-type: none"> • 各ゾーン（国分寺中心堂塔のゾーンを除く）のエントランスに設置する。 • 国分寺中心堂塔のゾーンは、既存の説明板を更新する。
	遺構説明板	各遺構の説明板	<ul style="list-style-type: none"> • 各ゾーン（国分寺中心堂塔のゾーンを除く）に遺構説明板を設置する。 • 公有化されていない史跡指定地には、簡易的な遺構説明板を設置する。
	ガイダンス施設	本史跡のガイダンス機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> • 将来的な整備目標とする。
管理施設	管理施設	史跡の管理をするための施設	<ul style="list-style-type: none"> • 将来的に整備を目指すガイダンス施設に併設。 • ガイダンス施設の整備の目途が立つまでの間は、市川市教育委員会が担当。
	史跡標識	史跡の名称を記した標識	<ul style="list-style-type: none"> • 大衆院・講師院のゾーンの既存の史跡標識を継続して活用し、整備内容によって設置位置の再検討を行う。
	注意看板	公園での禁止事項等を掲載した看板	<ul style="list-style-type: none"> • 各ゾーンのエントランスに設置する。
	照明設備	夜間の安全確保のための照明設備	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンに適宜設置する。
	防犯カメラ	史跡の防犯・安全対策用	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンに適宜設置を検討する。
	目隠しフェンス	近隣住宅のプライバシー保護	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンに適宜設置する。
	柵、車止め	境界明示・安全対策用	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンに適宜設置する。
便益施設	ベンチ、腰掛け	来訪者休憩用	<ul style="list-style-type: none"> • 北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンの各ゾーンに設置する。
	パーゴラ等	来訪者休憩用	<ul style="list-style-type: none"> • 大衆院・講師院のゾーンと造寺所のゾーンに設置する。
	トイレ	来訪者用	<ul style="list-style-type: none"> • 将来的に整備を目指すガイダンス施設に併設。
	水栓、水飲み	来訪者・管理者用	<ul style="list-style-type: none"> • 大衆院・講師院のゾーンと造寺所のゾーンに水栓を設置する。
	駐輪場、駐車場	来訪者・管理者用	<ul style="list-style-type: none"> • 将来的に整備を目指すガイダンス施設に併設。

第6節 修景及び植栽に関する計画

1. 修景計画

北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンにおいては、遺構の保護を目的として修景整備を実施する。現在、これらのゾーンに存在する高木のうち、本史跡の当時の景観にそぐわないもので、根系による遺構への悪影響が懸念される場合には伐採を検討する。

史跡指定地に隣接する住宅との境界部分については、近隣住民のプライバシーに配慮し、適切な高さや仕様の塀等の設置を検討する。設置にあたっては、近隣住民との十分な協議を行い、合意形成を図った上で、史跡と周辺地域の景観に調和し、かつ効果的にプライバシーを保護できる材質や色彩を選定する。

2. 植栽計画

北下瓦窯跡のゾーン、大衆院・講師院のゾーン、造寺所のゾーンについては盛土の安定性確保、土砂・砂塵の飛散防止や移動の円滑性の向上を目的として、ほぼ全面を地被植物で覆う計画とする。地被植物の選定にあたっては、根系が浅く遺構への影響が最小限に抑えられる種類を優先し、維持管理の容易性も考慮した適切な植物を選定する。

修景計画で示した隣地境界への塀等の設置を行う場合には、低木による植栽等を利用することで隣地との境界に緩衝地帯を設け、より良好な史跡の景観形成を図る。低木植栽にあたっては、遺構への根系の侵入を防ぐため防根シートの敷設等の対策を必須とし、さらに歴史資料に基づく史跡に相応しい万葉植物等を選定する方針とする。これにより、遺構の確実な保護と史跡にふさわしい景観の両立を図る。

また、植栽の維持管理については、定期的な点検と適切な剪定作業を実施して、良好な景観の維持に努め、必要に応じて植栽計画の見直しを検討する体制を整える。

第7節 公開活用計画

1. 史跡の活用

下総国分寺跡附北下瓦窯跡は8世紀以降の地域の歴史、ひいては日本全国の歴史を学ぶうえで重要な史跡である。史跡所在地としての地域を、①市川市域、②国分地域として重層的にとらえ、活用を検討する。史跡を活用する前提として、誰もが安全かつ快適に利用できる環境と史跡に関する理解を深める機会の提供を目指し、可能な限り現状の段差等による支障を解消・軽減する（バリアフリー化）。また、新設する施設や設備等については、ユニバーサルデザインの原則に基づいた整備を検討する。

(1) まなびの場としての活用

学習指導要領に基づき、学校教育のなかで史跡の見学や調査を通じて身近な地域の歴史を学ぶことにより、「国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとすることの大切さについての自覚等を深め」ることにつながるよう活用を検討する。

市川市域としての活用については、教育委員会として史跡を活用した学習を検討する。本史跡は現在、指定地が住宅街に分散して存在し、史跡周辺に大規模な駐車場の確保も困難で、学校のクラス単位や学年単位での遠足や校外学習への直接的な活用は困難な状況にある。このため、活用にあたっては、親子での史跡訪問の機会確保を図る方針とし、史跡に関する理解を促進するためのワークシートやガイドブックの作成・配布、休日を活用した家族向けイベントの開催等を検討する。

また、史跡に近い国分地域としては、地域住民の協力を得ながら、学校運営協議会^{*1}や地域学校協働本部^{*2}を通じ、学校、家庭との連携を働きかける。このことにより、身近な地域の教育資源としての史跡の価値を最大限に活用し、

*1 市川市教育委員会から任命された委員から成り立つ組織。学校運営の基本方針に賛同し、保護者や地域の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを協議検討する『学校にある学校応援団』（会議体）。

*2 地域学校協働活動推進員が地域の諸団体のネットワークを活用し、「地域」と「学校」をつなぎ、子どもたちの学習や地域活動を協働して進める。地域ぐるみで学校の特色ある教育活動を応援する『地域にある学校応援団』（機能/ネットワーク）。

郷土学習の充実に向けた取り組みを検討する。活用にあたっては、危険な箇所に転落防止用の柵等を設置することにより、生徒、児童をはじめとする見学者の安全性を確保し、史跡と見慣れた地域資源等との関連の発見につながる解説施設の内容について検討を進める。

さらに、学校教育での活用にとどまらず、社会教育、生涯学習の場として、市立市川考古博物館、市立市川歴史博物館、西部公民館等の社会教育施設、文化施設との連携により、史跡に関連する体験イベントや講座を継続的に開催する。同時にイベントや講座で得た知識等を、史跡ガイドや次回以降のイベント運営補助等のボランティアとして活かす機会を提供していく。

(2) 集いの場としての活用

史跡を地域の活動や憩いの場として積極的に活用し、地域コミュニティの形成と地域住民や市民が主体となって行う各種活動を支援する。

整備にあたっては、大衆院・講師院のゾーンでは地域住民の憩いの場としての休憩施設の充実、造寺所のゾーンでは多様な活動の場として活用できる多目的スペースの確保により、各ゾーンの特性を活かした整備を図る。

活用方法としては、史跡を会場とした地域イベント等の開催を支援するとともに、これを史跡周知の機会ととらえ、市川市教育委員会やボランティア団体の積極的な参加を図る。

これらの活動を通じて住民の史跡への理解と愛着を深め、地域の力による史跡の保護へとつなげる。

(3) 出合いの場としての活用

本史跡が市川市の魅力ある文化資源の一つとして、その理解の促進を図る。併せてアイ・リンクタウン展望施設や道の駅いちかわをはじめとする観光資源等とともに、本史跡を中心とした一体的なひとつの文化観光資源としてとらえ、利用者にとって新たな歴史と出会う場としての活用を目指していく。活用の具体例として、市内の文化財、文化施設、観光施設、社会教育施設等を掲載した観光マップを作成する。

一方で、千葉県内、関東、全国の国分寺所在市町村と連携し、史跡としての国分寺の新たな魅力の創出を図る。

幅広い利用者に分かりやすい解説とその多言語化等により史跡に対する理解の深化を促すとともに、AR等の体験型コンテンツの充実により楽しみながら学ぶことのできる環境を整備する。

こうした地域の文化の理解を深める機会の拡大及び市内外からの観光旅客の来訪促進により、文化と観光の振興、ひいては地域の活性化の好循環の実現を目指す。

2. 情報の公開と発信

史跡に関する情報の公開と定期的な発信により、市民の関心と理解の向上を図る。

情報の公開にあたっては、史跡に関心を抱いた際の適切な情報接触の起点として、誰もが随時、必要な情報に容易に到達できるよう、市公式 Web サイトの内容の充実を図る。

情報の発信にあたっては、最新情報及び話題性のある内容を適時発信するため、市の広報紙に加え、ソーシャルメディア等の即時性の高い媒体の積極的な活用を検討する。

公開、発信する情報の内容については、これまでの発掘調査や研究による成果と整備の進捗状況のほか、史跡を活用したイベントや講演会の開催のお知らせ等、史跡に関わる幅広い情報の発信に努める。

また、市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館等との連携により、専門的な知見に基づく質の高い情報の公開と提供を行う。多言語対応や二次元コード等を活用した情報提供を推進し、文字情報のデジタルテキスト化等、誰もが情報にアクセスできるように多様な方法を整備することについて検討を進める。

さらに市川市単体での情報発信にとどまらず、国分寺が所在する全国の自治体と情報交換を積極的に行い、イベント等を通じた広域で連携した情報発信を図る。

史跡の活用

学びの場としての活用

- 生涯にわたる学習の機会と
学びを活かす場の提供
- 親子を対象とした史跡見学会の開催
- 社会教育施設等と連携した体験イベント講座の開催
- ワークシートやガイドブックの作成・配布
- 見学者の安全確保



集いの場としての活用

- 地域住民の憩いの場、地域活動の
拠点として活用
- 休憩施設の充実
- 多目的スペースの確保



出会いの場としての活用

- 史跡を訪れた利用者が
新たな歴史と出会う場所として活用
- 観光マップの作成
- 国分寺所在市町村との連携
- AR等の体験型コンテンツの充実



情報の公開と発信

- 市公式 Web サイト充実による情報公開
- 広報誌やソーシャルメディアによる情報発信
- 考古博物館や歴史博物館との連携による質の高い情報の提供
- 多言語化や二次元コード等によるアクセシビリティの向上
- 国分寺が所在する全国の自治体との情報交換による広域的な連携

史跡を「まなぶ」・「いかす」ことで将来に「うけつぐ」

図 37 公開活用計画のダイアグラム

第8節 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡は、史跡指定地が住宅地のなかに点在し、現在も宗教活動が営まれている現国分寺や宝珠院の敷地内にも史跡指定地が含まれている。史跡の整備・活用事業により、今後は史跡来訪者の増加が予想されるため、周辺地域の生活環境や宗教活動に与える影響を最小限に抑える配慮が必要である。史跡来訪者の体験と地域の生活や活動の両立を図るため、史跡来訪者に対する見学マナーの遵守を促進する案内等の整備を行う。具体的には、見学ルートの明示、騒音や迷惑行為の防止を呼びかける注意喚起板の設置を通じて、来訪者に理解と協力を求めていく。また、地域住民や土地所有者との継続的な対話を通じて、史跡の存在意義を共有しつつ、持続可能な史跡の整備・活用を実現することを目指す。

第9節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

国府域の中に建立された国分寺である本史跡の本質的な価値の理解のためには、本史跡が下総国分尼寺跡や国府台遺跡をはじめとする周辺の文化財とともに担っていた古代下総国の政治・宗教・文化の中核としての役割を伝える必要がある。

そのため、本史跡の効果的な整備・活用を図るためには、周辺の関連文化財との有機的な連携が必要不可欠である。そこで、本史跡内の動線の設定だけでなく、最寄り駅から周辺の関連文化財等を含めた見学のための基本ルートを設定することで、下総国府を体感できる環境を整備する。これにより、来訪者が単一の史跡見学にとどまらず、古代から現代に至る地域の歴史的発展の重層的な理解と体験につなげていくことを目指す。

基本ルートは、本史跡の地理的環境を考慮し、最寄りの鉄道駅からの徒歩及びバスでの移動を想定したものである。また、この基本ルートをもとに、移動方法、移動距離、移動時間等に応じた複数のルートを派生的に設定することで、来訪者が自身の体力、時間的制約、興味に応じて、最適な見学コースを選択できる環境を整備する。

基本ルートの設定にあたっては、古代下総国関連文化財及びその理解を深めるための施設等として主要な7か所（アイ・リンクタウン展望施設、手児奈伝承地、須和田遺跡、下総国分寺跡附北下瓦窯跡、下総国分尼寺跡、下総総社跡・国府台遺跡（国府台スポーツセンター）、市立市川考古博物館）を抽出する。JR市川駅を始点とし、「アイ・リンクタウン展望施設」で古代下総国府と現在の市川市の地理的關係を把握した後、「手児奈伝承地」、「須和田遺跡」を経て、本史跡である「下総国分寺跡附北下瓦窯跡」の各ゾーンを見学し、「下総国分尼寺跡」、「下総総社跡・国府台遺跡（国府台スポーツセンター）」を巡り、「市立市川考古博物館」で本史跡を含めた市川市の歴史に関する理解を深めた後、北総鉄道北国分駅に至るコースである。

上記の主要な7箇所のほか、周辺施設等を本史跡指定地と周辺の歴史的な文化財等を結ぶルートや周辺の便益施設等を分かりやすくマッピングしたパンフレットを作成する。パンフレットには、各文化財の歴史的概要、見学のポイント、移動時間、アクセス方法等の情報を掲載し、来訪者が自立的かつ自由に見学できる環境を整備する。

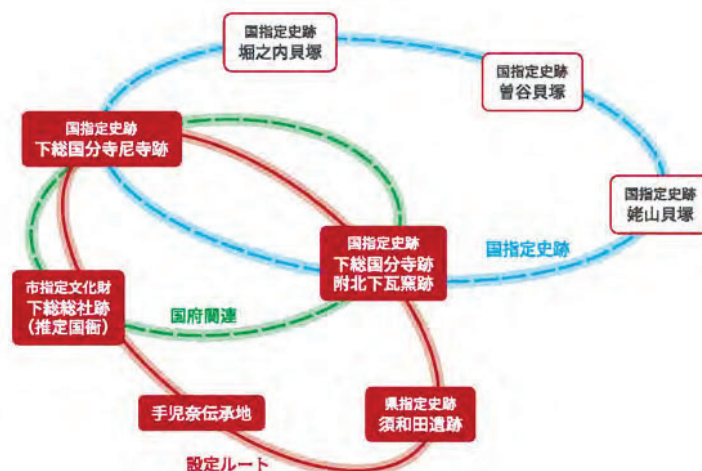
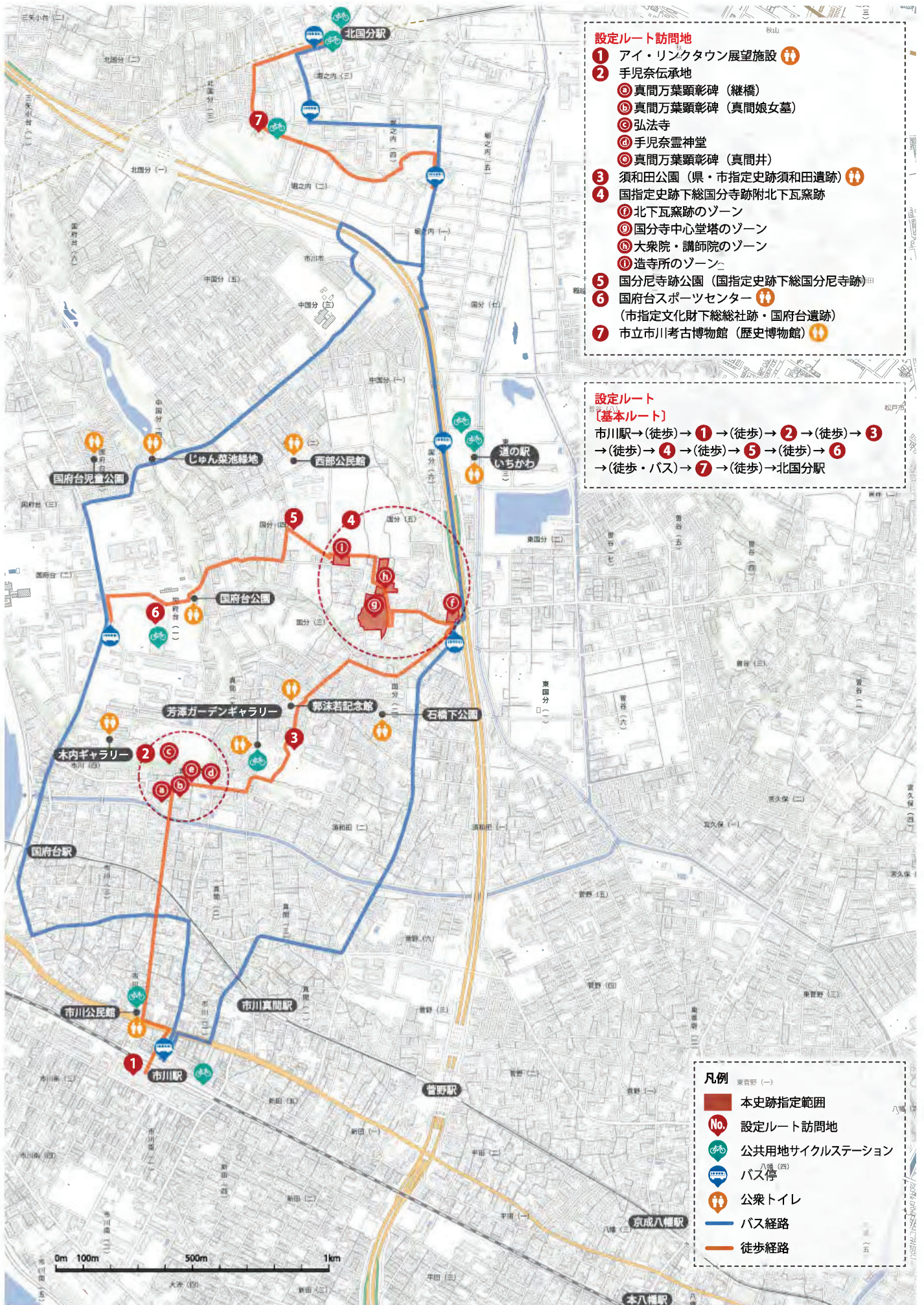


図 38 本史跡と市川市内の文化財の有機的な関係性のダイアグラム



- 設定ルート訪問地**
- 1 アイ・リンクタウン展望施設
 - 2 手児奈伝承地
 - ㉑ 真間万葉頭彰碑 (継橋)
 - ㉒ 真間万葉頭彰碑 (真間娘女墓)
 - ㉓ 弘法寺
 - ㉔ 手児奈霊神堂
 - ㉕ 真間万葉頭彰碑 (真間井)
 - 3 須和田公園 (県・市指定史跡須和田遺跡)
 - 4 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡
 - ㉖ 北下瓦窯跡のゾーン
 - ㉗ 国分寺中心堂塔のゾーン
 - ㉘ 大衆院・講師院のゾーン
 - ㉙ 造寺所のゾーン
 - 5 国分尼寺跡公園 (国指定史跡下総国分尼寺跡)
 - 6 国府台スポーツセンター (市指定文化財下総総社跡・国府台遺跡)
 - 7 市立市川考古博物館 (歴史博物館)

設定ルート
〔基本ルート〕
 市川駅→(徒歩)→1→(徒歩)→2→(徒歩)→3
 →(徒歩)→4→(徒歩)→5→(徒歩)→6
 →(徒歩・バス)→7→(徒歩)→北国分駅

- 凡例**
- 本史跡指定範囲
 - No. 設定ルート訪問地
 - 🚲 公共用地サイクルステーション
 - 🚌 バス停
 - ♿ 公衆トイレ
 - バス経路
 - 徒歩経路

図 39 本史跡と周辺の文化財を巡るルート (縮尺: 1/18000、出典: 国土地理院ウェブサイトの地理院タイルを加工して作成)

第10節 管理・運営に関する計画

保存活用計画で示された内容を引き継ぎ、幅広い関係者との連携による協働管理・運営体制の構築を目指す。

〔体制整備と人材育成〕

保存活用計画及び本整備基本計画に基づき、史跡を適切に保存・活用・整備するために、文化財の担当職員の充実を図り、専門性を持った人材による継続的な整備体制を確立することで必要な体制作りを進め、史跡の価値を損なうことなく、将来にわたり保存と活用を継続して行う。

〔市民参加と協働運営〕

史跡を管理・活用する市民や市民団体の育成と活動支援を行い、土地所有者や史跡周辺の住民の理解と協力を得ながら、市と地域が一体となって協働で管理・運営を行う持続可能な体制・仕組みの構築を図る。また、必要に応じて土地所有者と市が協力して史跡の適切な保存・管理方法を検討し、民有地における史跡保護と日常的な土地利用の両立を図る。さらに、史跡の周知・PR及びその活用の積極的な推進を図るため、市内の観光関連団体や周辺の観光施設との緊密な連携体制を構築する。持続可能な史跡の保存と活用を実現するため、地域住民、案内ボランティアや観光関連団体等の多様な関係者で構成する協議体の設置を検討する。

〔専門的支援体制〕

大学や市川市文化財保護審議会をはじめとする有識者や学識経験者から専門的な意見取り入れながら運営を行う。史跡の学術的価値を適切に評価し、適切な保存技術や活用手法を採用した質の高い管理・運営の実現を目指す。

また、文化庁や千葉県教育委員会との密接な連携により、文化財行政に関する専門的見地から指導・助言を受け、適切な史跡の管理・運営を継続する。

さらに、国府・国分寺・国分尼寺に関連する史跡を有する他市町村との情報交換・交流等を積極的に行い、広域で連携することで、整備の質の向上を図る。

〔全庁的な取り組み〕

市の都市計画、観光振興、文化振興等の各分野の関連部署と本史跡の価値を共有するとともに、連携の強化を図り、全庁的な取り組みとして史跡の保存と活用の推進を図る。

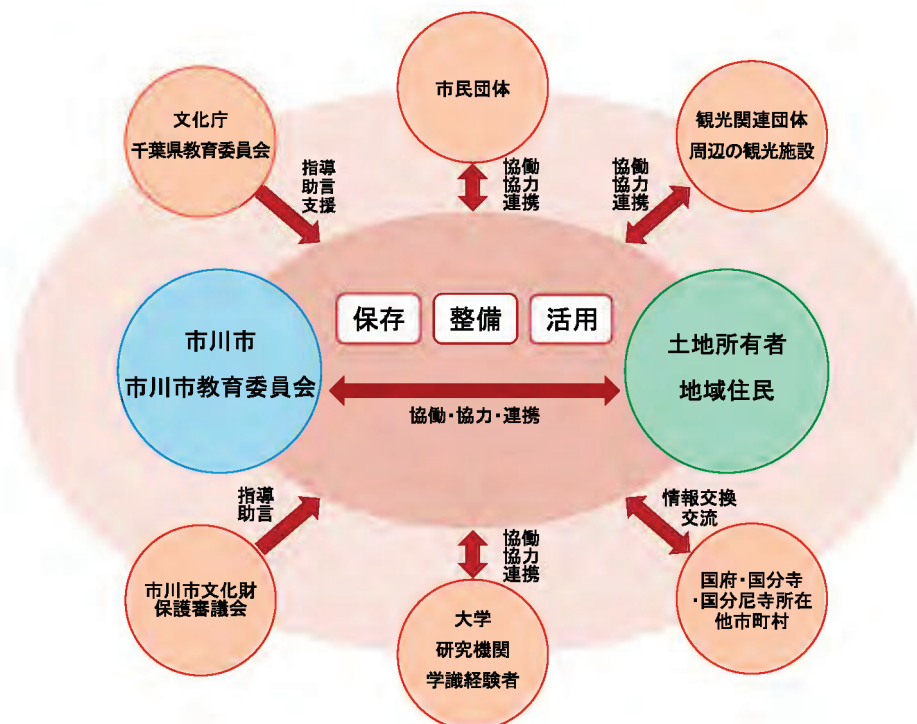


図 40 管理・運営体制の連携イメージ

第8章 事業計画

整備事業計画のスケジュールは以下の図のとおりである。

北下瓦窯跡のゾーンは、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年計画で測量から整備までを実施する予定である。また、国分寺中心堂塔のゾーン、大衆院・講師院のゾーン及び造寺所のゾーンは、2031（令和13）年度から2035（令和17）年度までの5か年計画で測量から整備までを実施する予定である。

また、本整備事業は10年以上にわたる長期的な計画であるため、2027（令和9）年の史跡指定60周年及び2032（令和14）年の下総国分僧寺・尼寺の所在確定100周年をはじめとする節目となる時期に合わせ、重点的な広報及び記念事業を展開し、市民の関心の継続的な維持・向上を図り、史跡整備への機運の醸成を推進する。

ただし、本スケジュールは、本整備基本計画策定時の予定であるため、必要に応じて見直しを行う。

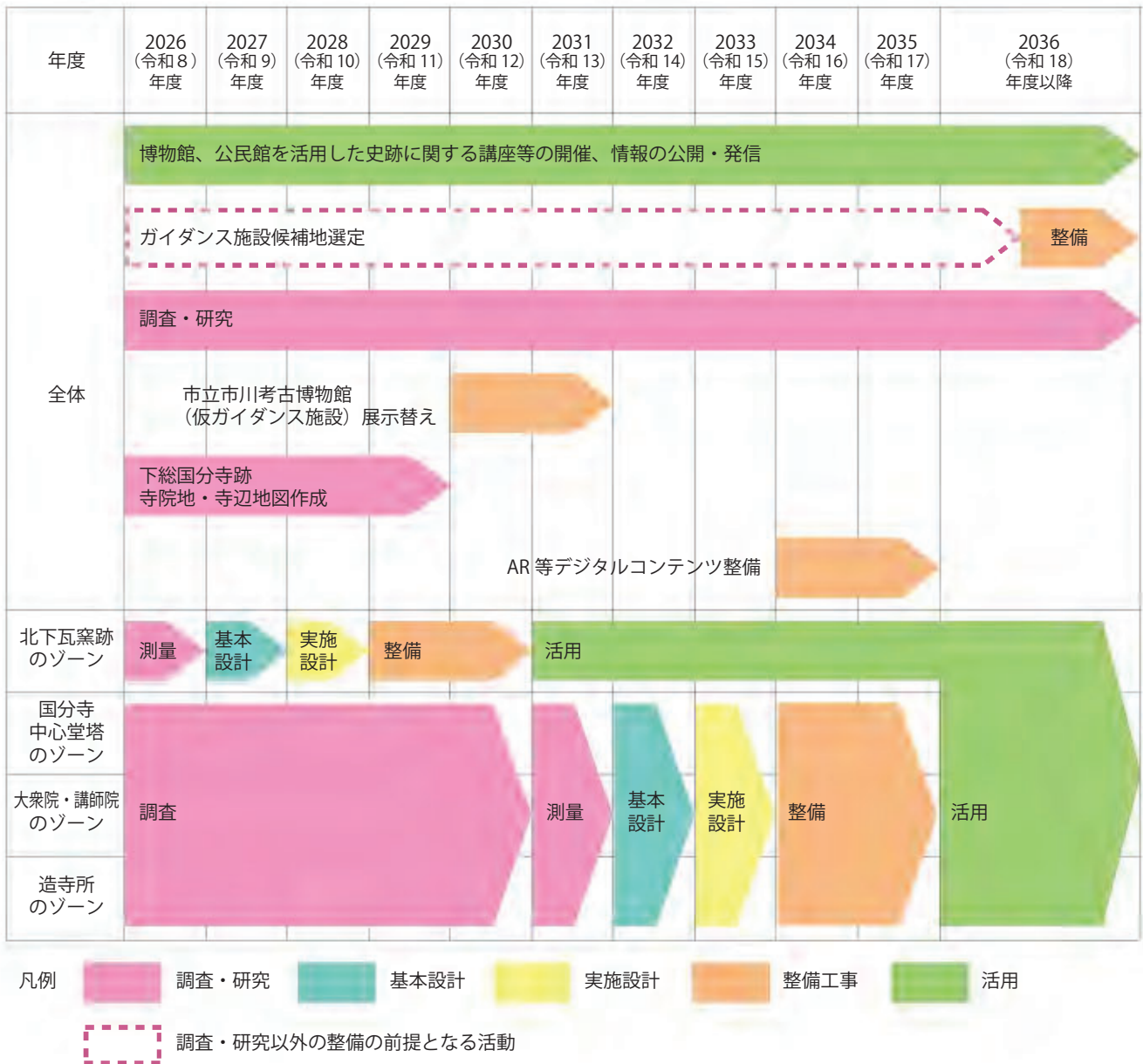


図41 事業スケジュール

附章

整備基本計画図・整備イメージ図

整備基本計画図（図 42～46）及び整備イメージ図（図 47～50）は、本計画策定時点のものである。整備内容や具体的な形状・仕様等については、今後の基本設計・実施設計における検討等を経て最終的に決定されるため、本図の内容から変更となる可能性がある。



図 42 整備基本計画図 北下瓦窯跡のゾーン平面図 (縮尺: 1/600)

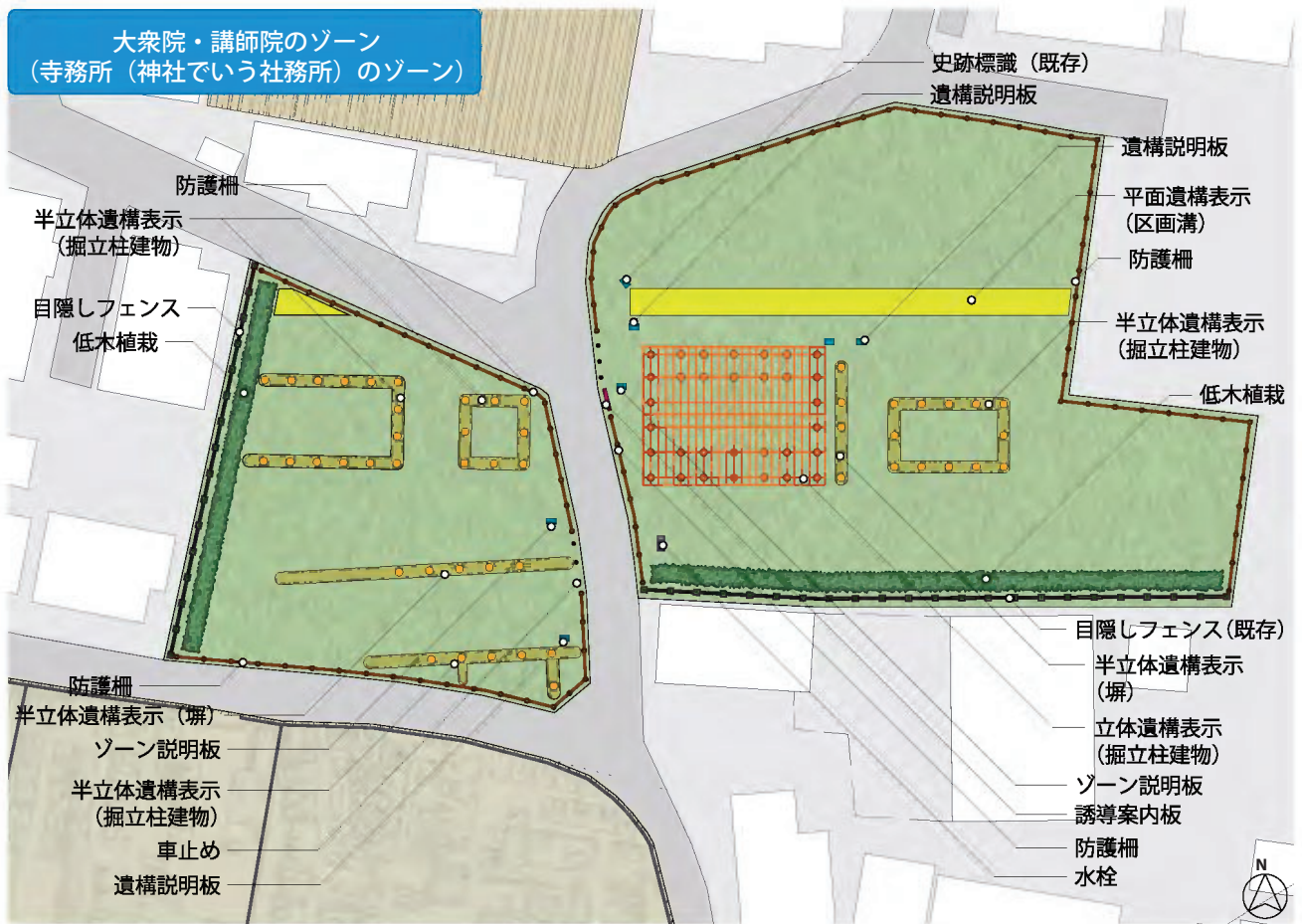


図 43 整備基本計画図 大衆院・講師院のゾーン平面図 (縮尺: 1/600)

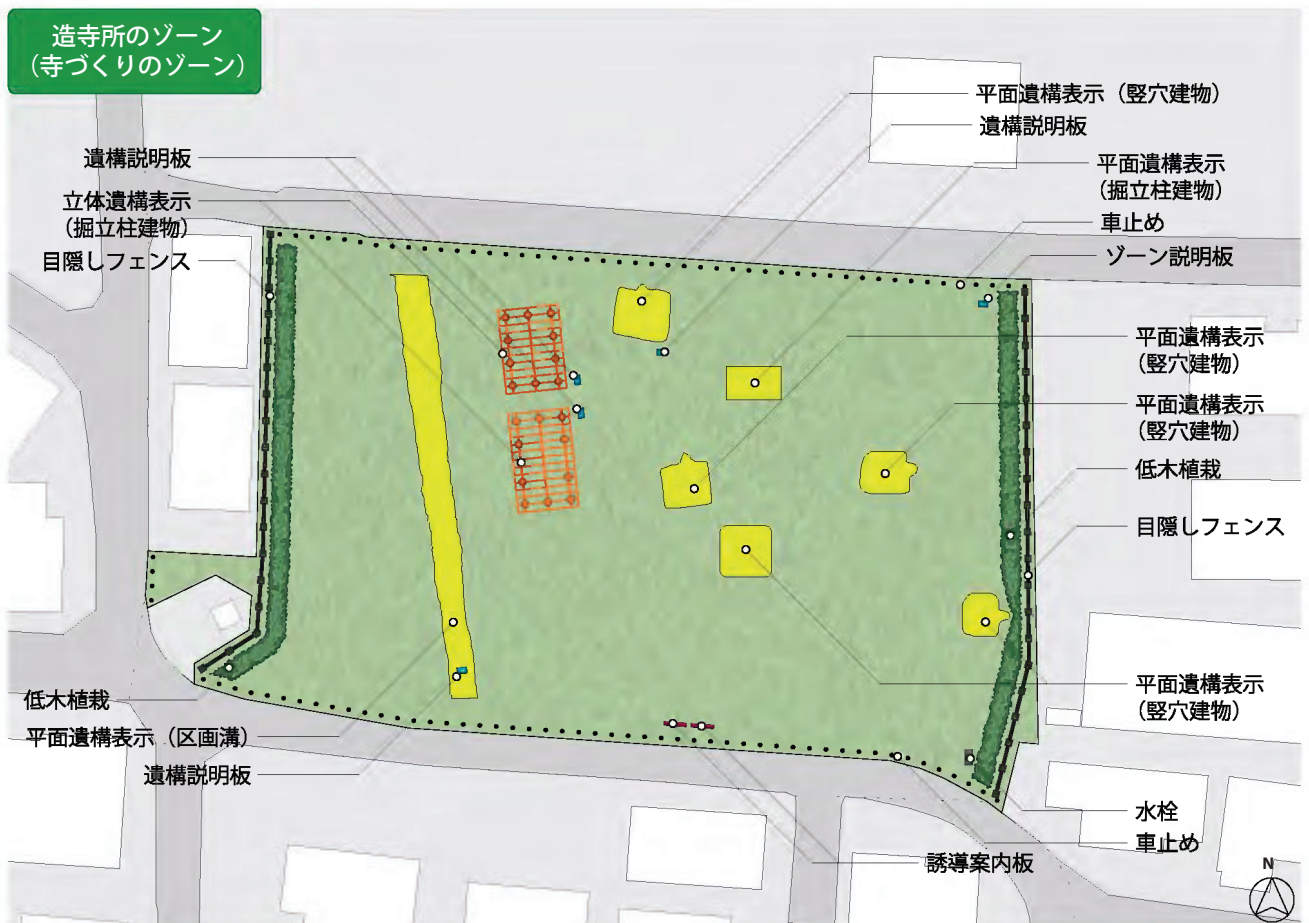


図 44 整備基本計画図 造寺所のゾーン平面図 (縮尺: 1/600)



※土地所有者との協議により、現寺院の景観と融合させた遺構の表示方法の検討を続けていく。

図 45 整備基本計画図 国分寺中心堂塔のゾーン平面図 (縮尺: 1/700)

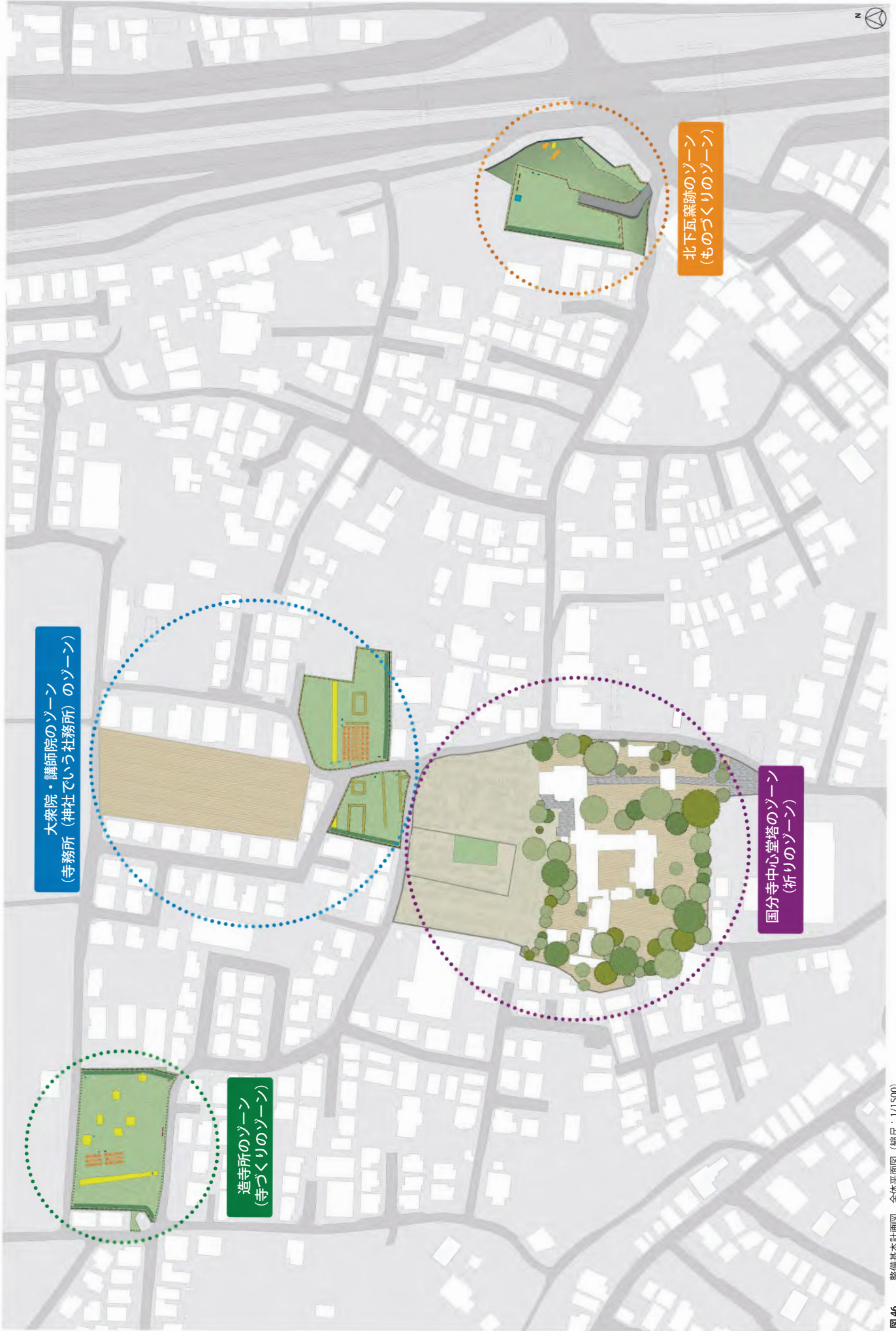


図 46 整備基本計画図 全体平面図 (縮尺：1/1500)

北下瓦窯跡のゾーン
(ものづくりのゾーン)



図 47 北下瓦窯跡のゾーン 整備イメージ図

大衆院・講師院のゾーン
(寺務所 (神社でいう社務所) のゾーン)

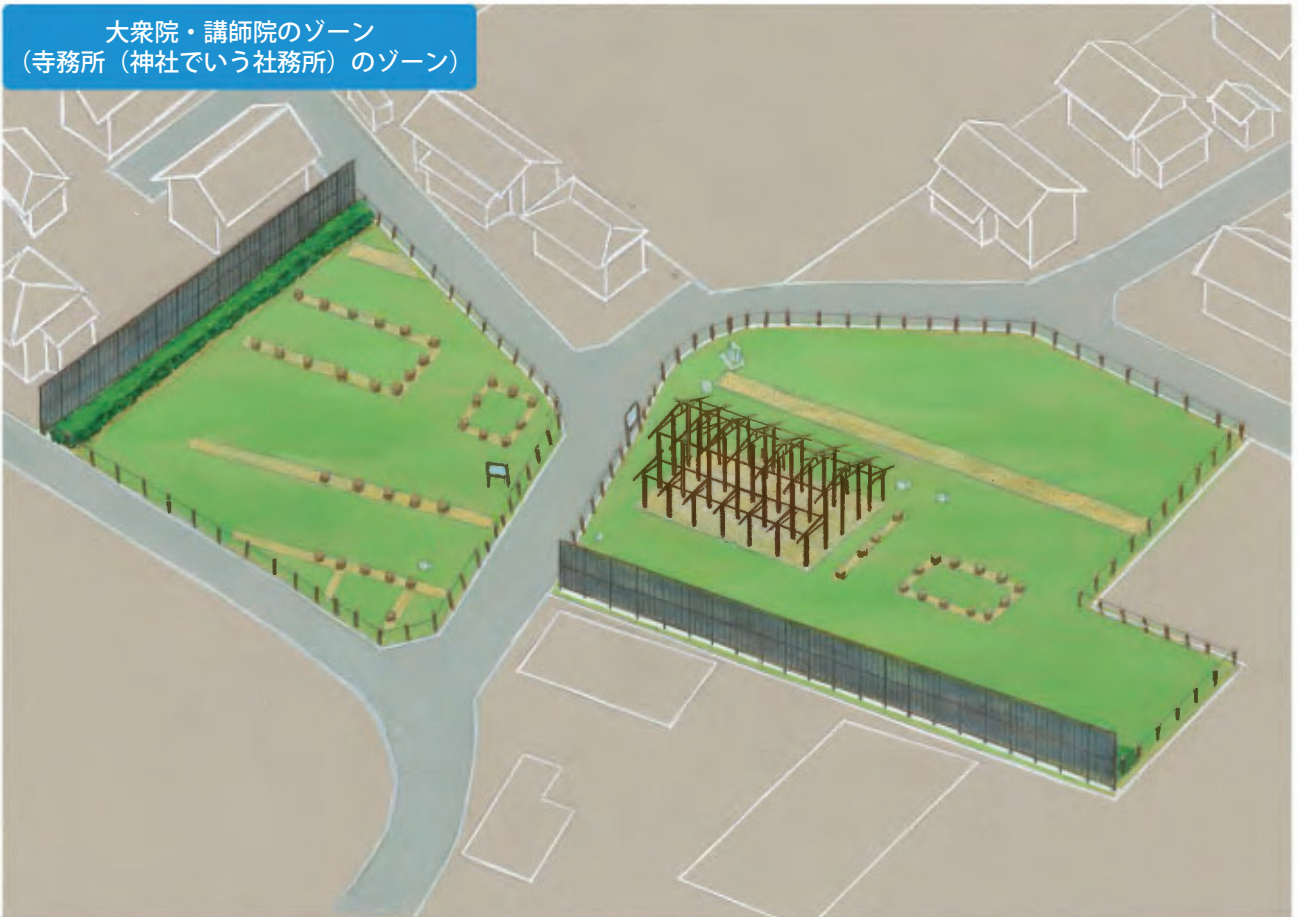


図 48 大衆院・講師院のゾーン 整備イメージ図



図 49 造寺所のゾーン 整備イメージ図



図 50 国分寺中心堂塔のゾーン 整備イメージ図

国指定史跡

下総国分寺跡 附北下瓦窯跡整備基本計画

発行日 2026（令和8）年3月27日

編集・発行 市川市教育委員会

〒272-8501

千葉県市川市南八幡2-20-2

電話 047(704)8137
